

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月31日
【計算期間】	第17期（自 2025年 2 月 1 日 至 2026年 1 月31日）
【ファンド名】	ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券 3 分法ファンド (Nippon Offshore Funds - Tri-Sector High Income Bond Fund)
【発行者名】	B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド (BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 スコット・レノン (Scott Lennon, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309 号、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付 (c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治 同 金 光 由 以
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注 1）ニッポン・オフショア・ファンズ - 利回り債券 3 分法ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行う。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注 3）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは 2 月 1 日に始まり翌年 1 月31日に終了する一年を指す。ただし、第一会計年度は、2009年 6 月22日（補足信託証書締結日）から2010年 1 月31日までの期間を指す。なお、毎月分配型受益証券の設定日は2009年 7 月30日および資産形成型受益証券の設定日は2018年 6 月21日である。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

利回り債券3分法ファンド（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」と総称する。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券および転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。

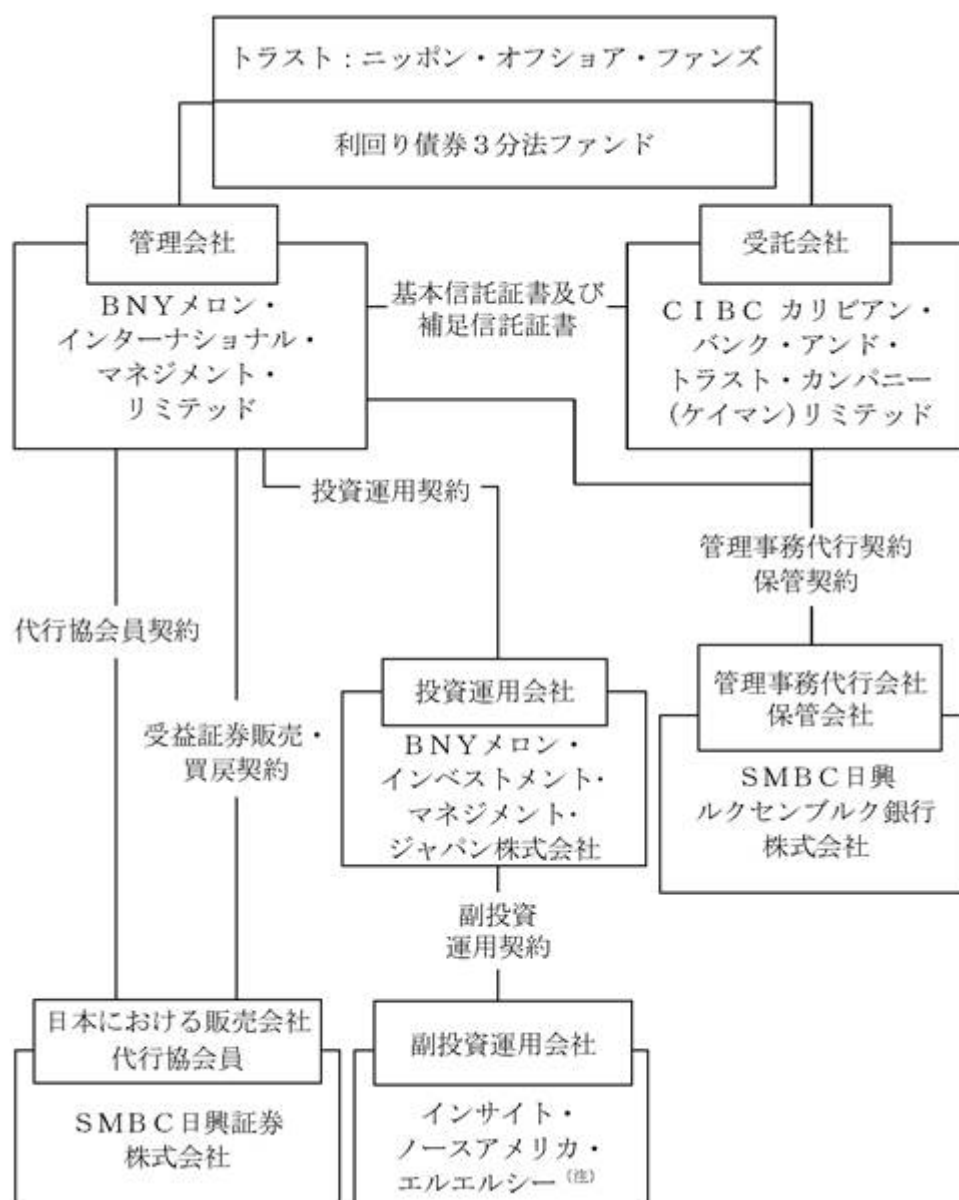
投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者としてS M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（以下「**SGIC**」という。）を任命している。配分は、SGICの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用会社に委託している。投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資助言会社または投資運用会社を任命することができる。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証券締結
2004年 6 月30日	トラストに係る補足信託証券締結
2009年 6 月22日	ファンドに係る補足信託証券締結
2009年 7 月13日	日本におけるファンドの募集開始（毎月分配型受益証券の募集開始）
2009年 7 月30日	ファンドの運用開始 （毎月分配型受益証券の当初払込日、毎月分配型受益証券の設定日）
2014年10月 3 日	ファンドに係る補足信託証券締結
2014年11月 1 日	ファンドの名称変更
2015年 7 月31日	ファンドに係る補足信託証券締結
2016年 7 月25日	トラストに係る補足信託証券締結
2016年 7 月25日	トラストの名称変更
2016年 7 月29日	ファンドに係る補足信託証券締結
2016年 7 月29日	ファンドの名称変更
2017年 7 月31日	ファンドに係る補足信託証券締結
2017年 7 月31日	ファンドの名称変更
2018年 6 月 4 日	ファンドに係る補足信託証券締結
2018年 6 月 4 日	ファンドの名称変更
2018年 6 月20日	資産形成型受益証券の募集開始
2018年 6 月21日	資産形成型受益証券の当初払込日、資産形成型受益証券の設定日

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 2026年7月31日付で、ハイイールド債券運用の副投資運用会社がビーエスピー・エヌワイ・エルエルシー（2026年1月26日付で、アルセントラ・エヌワイ・エルエルシーから商号変更）からインサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに変更された。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
C I B C カリビアン・バンク・ア ンド・トラスト・カンパニー（ケイ マン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
S M B C 日興ルクセンブルク 銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2025年12月4日付で管理会社および受託会社との間で、改正・再録管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2025年12月4日付で管理会社および受託会社との間で、改正・再録保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2009年7月29日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
インサイト・ノースアメリカ・ エルエルシー	副投資運用会社	投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売 会社	毎月分配型受益証券に関して、2009年6月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結し、2009年6月26日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注6）を締結。資産形成型受益証券に関して、2018年5月31日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結し、2018年5月31日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、管理会社および受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。

- （注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

（ ）資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約106億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日設立

2008年10月１日社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（ ）大株主の状況

（2026年６月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、ベルビューパークウェイ301	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（改訂済）（以下「**基本信託証書**」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2009年６月22日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂済）（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「**信託証書**」という。）に基づき利回り債券３分法ファンドをファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。利回り債券３分法ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）（以下「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達

に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）またはCIMAが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載し、またジャパン・レギュレーションの要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に該当する詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（ a ）トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（ b ）トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （ a ）すべての旧名称を含むトラストの名称
- （ b ）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （ c ）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （ d ）純資産価額
- （ e ）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （ f ）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （ g ）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（ a ）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ）トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ b ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

日本における開示

（ a ）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券および転換社債の３つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。

投資運用会社は、ファンドの資産の３つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者としてSGICを任命している。配分は、SGICの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資助言会社または投資運用会社を任命することができる。

ハイイールド債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、相対的に魅力的なリスク調整後利回りの米ドル建のハイイールド債券およびそのデリバティブで構成されている。米ドル以外の通貨により表示されるハイイールド債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、ICE BofA US High Yield Indexである。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配金を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

新興国ソブリン債券

この資産クラスの投資銘柄は主に、米ドル建の新興国ソブリン債券、その他の債券およびそれらのデリバティブで構成されている。新興国通貨の先渡しおよび現地通貨建て債券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、JPMorgan EMBI Global Indexである。この資産クラスへの投資の目的は、毎月の分配を確実に支払うために十分なインカムを上げるという目的と、（報酬および費用控除前で）参照インデックスのパフォーマンスとおおむね同じ水準の長期的なトータル・リターンを上げるという目的のバランスを取ることである。

転換社債

この資産クラスへの投資目的は主に、毎月の分配金支払いのためのインカムを上げる一方で、トータル・リターンを最大化することである。この資産クラスの投資銘柄はほぼ、米ドル建の転換社債およびその他の債券から成る分散ポートフォリオで構成されている。米ドル以外の通貨により表示される転換証券およびその他の債務証券への投資に対する限定的な配分も行うことができる。使用される定量モデルは、信用力に対する市場の誤った認識に基づく利回りを付した転換社債を特定するためのもので、この資産クラスの投資銘柄は一般的に、その信用力に応じた値付けのなされていないと判断される高利回り債券で構成されている。利回りと信用力の関係は、常時監視され管理される。なお、転換社債のうちで、利回りの高いものを「利回りCB」ということがある。この資産クラスへの投資の参照インデックスは、ICE BofA US Convertible Excluding Mandatory Indexである。

投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの全資産またはその一部を、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団的投資スキームを含む他の集団的投資スキームを通じて上記のいずれかの資産クラスに投資することができる。

ヘッジあり受益証券は、円と（ファンドの投資対象の大部分が表示されている）米ドルの為替変動によるヘッジあり受益証券に帰属する部分の純資産価額の変動を最小限に抑えるために、円に対してヘッジされる。その場合、ヘッジ関連のコストは、ヘッジあり受益証券の関連クラスに配分される。投資運用会社は、円と米ドルの為替変動に対するヘッジあり受益証券の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。が、ファンドの投資対象の将来の価格は変動するため、必ずしも当該エクスポージャーが常時100%ヘッジされることにはならない。ヘッジなし受益証券の通貨エクスポージャーはヘッジされない。

上記の為替取引に関連し、為替ヘッジ取引の相手方が複数となることがある。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

ファンドの特徴

■3つのタイプの高利回り債券を投資対象とし、高い利回り収入の確保とともに中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。

- 高利回り債券への投資配分は、ハイイールド債券61.60%、新興国ソブリン債券16.40%、利回りCB22.00%を2026年5月末時点の目標投資配分とし、分散することで長期的に安定した収益の確保を目指します。

注1：投資配分は、SMB Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（以下「SGIC」といいます。）からの目標投資配分に関する助言をもとに投資運用会社が決定します。

注2：目標投資配分は運用上の目安となる配分であり、実際の投資配分とは異なることがあります。また、今後予告なく変更される可能性があります。

注3：なお、転換社債のうち、利回りが高いものを「利回りCB」ということがあり、ファンドは、転換社債については、利回りCBを主な投資対象とすることを投資方針とします。

■「毎月分配型」と「資産形成型」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 毎月分配型受益証券は、毎月最終ファンド営業日を分配基準日とし、分配を行うことを目指します。
資産形成型受益証券は、毎年1月の最終ファンド営業日を分配基準日とし、分配を行うことを目指します。

注1：ファンド営業日とは、ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除きます。）、またはファンドに関し管理会社が別途決定する日をいいます。

注2：将来の投資成果、1口当たり純資産価格の水準によっては分配を行わないこともあります。

■「円建ヘッジあり」と「円建ヘッジなし」の2種類からお客様の運用ニーズに合わせてお選びいただけます。

- 「円建ヘッジあり」は、原則として対円で為替ヘッジ^{*}を行い為替変動リスクの低減を図ります。
- 「円建ヘッジなし」は、原則として対円で為替ヘッジを行いません。したがって、為替変動の影響をうけます。

*米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、円と米ドルの短期金利の状況によっては、ヘッジコストがかかります。

■同一クラス間で転換手数料なしでスイッチングが可能です。

- 「毎月分配型」と「資産形成型」および「円建ヘッジあり」と「円建ヘッジなし」には各々クラスA受益証券とクラスB受益証券があり、クラスA受益証券間またはクラスB受益証券間で手数料なしでスイッチングが可能です。

注：クラスA受益証券とクラスB受益証券は手数料・費用等に相違があります。

ファンドの投資対象

ファンドはハイイールド債券、新興国ソブリン債券および利回りCBの3つのタイプの高利回り債券を主な投資対象とします。

主な投資対象

3つのタイプの高利回り債券にバランスよく投資することで、高い利回りおよび値上がり益の獲得を目指します。



（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者である。

SGICが投資配分等について投資助言を行う。

運用権限の再委託

投資運用会社はファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務（以下「**運用権限**」という。）を他の資産運用会社（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社である資産運用会社を含む。）に委任することができ、副投資運用会社に対して、運用権限を委任している。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、1940年投資顧問法に基づく登録投資顧問であり、米国証券取引委員会によって規制されている。

同社は、B N Yグループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置く。

（４）【分配方針】

ファンドは、原則として、毎月分配型受益証券に関しては、毎月、最終ファンド営業日を分配基準日とし、資産形成型受益証券に関しては、毎年１月の最終ファンド営業日を分配基準日として、継続的に分配を行うことを目指す。分配金額は管理会社が決定するものとする。分配を行う場合には、受託会社は、管理会社の指示に従って、各分配期間（以下「**現分配期間**」という。）に関して、当該クラスの次の分配期間中における分配日に、当該クラスの各受益者に、管理会社が決定した金額を分配する。かかる金額は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金であり、かつ、関係する受益証券のクラスに帰属する資金の中から支払われる。現分配期間に関する分配は、現分配期間の終了日である分配基準日においてトラストの受益者名簿にその者の名前で受益証券の関係するクラスの受益証券が登録されている受益者に対して行われ、かつ、かかる分配は、１円未満の端数を切り捨てる。

日本においては、通常、分配日の日本における２営業日後に支払いを行う。なお、分配金の再投資は行われない。

投資者は、ファンドの分配金の支払いは完全に管理会社の裁量にゆだねられており、各分配期間または各クラスについて分配が行われることを保証するものではないことに留意する必要がある。資産形成型受益証券に係る年次の分配金額は、同期間の毎月分配型受益証券に係る月次の分配金額を合計した額を上回るまたは下回る可能性がある。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

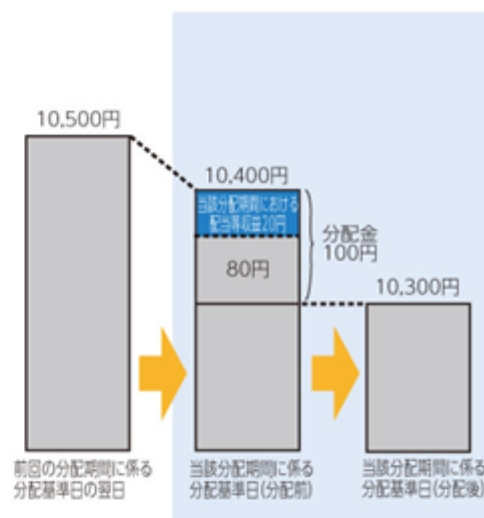
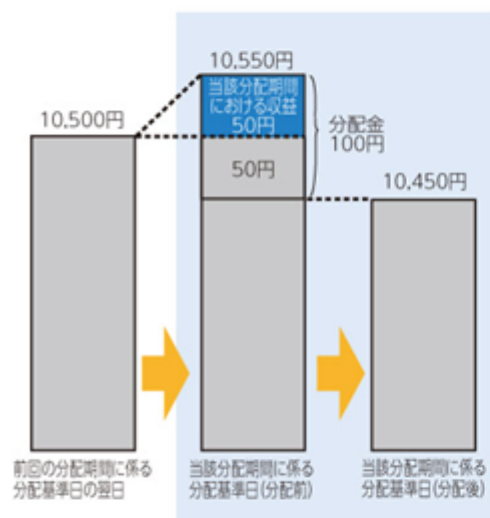


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る分配基準日（分配後）における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から50円を取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から80円を取り崩す

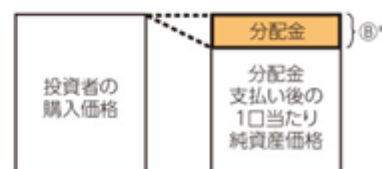
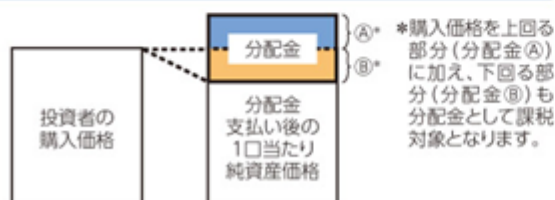
※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、後記「4 手数料及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （ a ）ファンドは、投資の結果として、ファンドが純資産価額の100%を超える価値を有する証券または単一の発行体が発行した純資産価額の10%を超える価値を有する証券を引き渡す義務を負うことになる場合、ファンドは現物証券を空売りしてはならない。
- （ b ）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した結果、（ i ）管理会社が運用するすべての投資ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の全発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、または（ ）管理会社が運用するすべての投資ファンドが保有する当該会社の議決権総数が当該会社の全議決権総数の50%を超えることになる場合、ファンドはかかる会社の株式を取得してはならない。
- （ c ）ファンドは、ある一つの会社の株式を取得した投資の結果として、ファンドが保有する当該会社の株式総数が当該会社の発行済み株式総数の50%を超えることになる場合、かかる会社の株式を取得してはならない。
- （ d ）ファンドは、証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない私募形式で販売された有価証券に投資してはならない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。
- （ e ）ファンドは、証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した投資の結果として、ファンドが保有するすべての当該投資対象の総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産価額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。
- （ f ）ファンドは、土地建物に投資してはならない（ただし、不動産会社の株式または不動産投資信託の持分はこの限りではない。）。
- （ g ）ファンドは、融資を行ってはならない。ただし、投資対象の取得または預金の預入が融資を構成する場合はこの限りではない。
- （ h ）ファンドは、借入金に関するいずれかの者の債務または負債を引き受け、保証し、裏書きし、またはその他の方法で直接的もしくは偶発的な債務を負ってはならない。
- （ i ）投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドはいかなる投資対象も購入または追加してはならない。
- （ j ）ファンドは、現物商品、商品オプションまたは商品に基づく投資対象に投資してはならない。
- （ k ）ファンドは、法律上または経営上の支配権を行使する目的で会社に投資してはならない。ただし、投資運用会社は、ファンドのために、ファンドが取得した有価証券に関するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドのために、

- （ a ）本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
- （ b ）管理会社自身またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。

上記の制限に加えて、投資運用会社は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはならない。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

借入制限

投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。投資運用会社は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えるために組み立てられた戦略を実行する予定であるが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いいため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限、為替変動その他投資先の国々の法規の発達などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法的基盤ならびに会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般に適用されるものと同等の投資者保護または投資者への情報の提供が行われない可能性がある。

ポートフォリオ管理のリスク

投資運用会社および／または副投資運用会社は、効率的なポートフォリオ管理のために派生商品を利用して、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を取ることができる。投資運用会社は、ファンドの投資戦略を利用するために、その裁量において、広範囲な派生商品（先物、オプションおよびスワップを含むが、これらに限られない。）において適切なポジションを取ることができる。

新興国市場のリスク

ファンドは、直接的または間接的に新興国市場の会社の利付証券に投資することができる。かかる証券には、大きなリスクが伴い、投機的と見なすべきである。リスクには、（a）接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な安定性についてより大きいリスクがあること、（b）現時点において新興国市場の発行体の証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資制限など、投資機会が制限される場合があること、および（d）民間投資または外国投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

利付証券に関する信用リスク

ファンドは、債券その他の利付証券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い利付証券および／または無格付の利付証券に投資することができる。格付の低い利付証券とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「**ムーディーズ**」という。）による格付がBaa未満、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）による格付がBBB未満の証券をいう。無格付の利付証券とは、ムーディーズまたはS&Pによる格付を得ていない証券をいう。格付の低いまたは無格付の利付証券は、「投資適格格付け」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元利金を

支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる危険に直面する場合がある。

ファンドが保有する証券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、利息と元本を支払う発行体の能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる証券には、大きなデフォルト・リスクが伴い、当該リスクは、投資対象の資産価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が適時に利息と元本を支払うことができない場合（または支払うことができないと思われる場合）、証券の価値は、当該証券の表示価格にまで近づくことがある。証券の流動性のある取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがある。

ムーディーズまたはS&Pが証券に付与した格付に、証券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていない。証券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

転換社債

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で転換社債に投資することができる。転換社債は、特定期間内に、特定の価格または算式で、同一または異なる発行体の一定口数の株式に転換するかまたはこれと交換することができる。転換社債は、様々な転換価値を有する。転換社債は、債券投資と株式投資の両方の性質を有する。ファンドの勘定で投資された転換社債について償還請求がなされた場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、発行体による当該証券の償還を承認すること、または当該証券を株式に転換することを要求される場合がある。かかる場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの投資目的と合致する場合にその限りにおいて、ファンドの勘定で当該株式を保有することを決定することができる。投資運用会社および／または副投資運用会社はまた、ファンドの勘定で転換価格修正条項付転換社債（以下「MSCB」という。）に投資することもできる。事前に定められた一定の転換比率を有する通常の転換社債とは異なり、MSCBは変動する転換比率を有し、当該転換社債の保有者は転換時に、その市場価格を割り引いた額の株式を受け取る。MSCBまたは転換された関連する株式への投資はリスクが高いものとなっているが、これは、MSCBが困難な財政状況に陥っている会社により一般に用いられる資金調達的一种であり、その発行が時として関連する株式の空売りおよびかかる株式の市場価格の大幅な下落を助長することによる。転換社債への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、金利の変動、当該証券の信用格付けに悪影響を及ぼす事象、および特定の発行体に対し、または元利金の支払いを行う発行体の能力に対し悪影響を及ぼす事象が含まれる。

集合投資ファンド

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、集合投資ファンドに投資することができる。ある集合投資ファンドのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性は、時を経て変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または投資期間が悪影響を受けることがある。投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で投資する集合投資ファンドのパフォーマンスが低いか、または投資運用会社および／または副投資運用会社の予想に基づいて当該ファンドのパフォーマンスが上がらない可能性があるというリスクがある。

ソブリン債

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で、政府およびその機関（新興国市場の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務の再編および返済繰延べへの参加ならびに発行体への追加貸付の供与を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社お

よび／または副投資運用会社がファンドの勘定で投資することができるソブリン債務証券の発行体は、過去において、その対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことがある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済の繰延べおよび特定の負債の再編を余儀なくされた。債務の返済繰延べおよび再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれていた。ムーディーズおよびS&Pにより投資適格未満の格付けを付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って利息の支払いおよび元本の返済を行う能力に関して圧倒的に投機的であるとみなされる。

株式

ファンドは、転換社債を保有していることにより株式を随時保有する場合がある。株式への投資に付随するリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を及ぼす事象の発生、および株式持分は債務証券等の他の社債への弁済に劣後することが含まれる。

空売り

ファンドは、「空売り」取引を行うことができる。空売りは、ファンドが保有していない証券について、後日これと同一の証券（または当該証券と交換可能な証券）をより安価で買い付けることを期待して当該証券を売却する。買い手に引き渡すために、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で当該証券を借り入れなければならない、貸し手に当該証券を返却する義務を負い、かかる義務は、後日ファンドの勘定で当該証券を買い付けることにより遂行される。空売りは、空売りされた証券の価格が下落した場合に結果として利益を得ることができる。全体的に相場が上昇している場合、ファンドの空売りポジションは損失を被る可能性が高いが、これは、かかる環境が空売りされた証券の価値の上昇を更に助長するからである。空売りは、理論上、空売りされた証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴う。

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で先物契約、店頭為替先渡契約およびオプションの空売りを行うことができる。かかる空売りによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがある。

先物

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および／または副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドのアウトライートの先物ポジションを投資運用会社もしくは副投資運用会社が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくは副投資運用会社の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および／または副投資運用会社は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する投資運用会社および／または副投資運用会社の能力に関係する。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて変動性が大きい傾向がある。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が「一日の値幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることと清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算することを禁止されることがあり、かつ、ファンドが多額の損失を被ることがある。更に、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引は清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生する。先物契約の規制された市場はなく、買い呼び値と売り呼び値を設定するのは先物のディーラーだけである。非市場性証券への投資には流動性リスクが伴い、評価が難しいほか、投資者保護のための規制市場の規則は、発行体に適用されない。

外国為替市場とヘッジ

ファンドが米ドル建ての投資対象または円以外の通貨建ての債務に投資する場合、ファンドは、為替レートの変動に対するエクスポージャーを有する。投資運用会社は、ヘッジあり受益証券に関して、外国為替取引による円と米ドル間の為替変動に対する通貨エクスポージャーに伴うリスクの吸収を試みる。外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的である。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短期間に、大抵は数分の間に発生することがある。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

投資運用会社は、かかる為替リスクをヘッジするために、為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消すること、また

は損失を防ぐことはできないが、同じ動向から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがある。

ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用する商品の値動きとヘッジ対象のポートフォリオのポジションの値動きとの相関の度合いは変化することがある。投資運用会社は、かかるヘッジ商品とヘッジ対象の米ドル建てポートフォリオのポジションとの間に完全な相関性を確立することはできない。かかる不完全な相関性により投資運用会社は、ヘッジあり受益証券に関して、意図するヘッジを達成することができないか、または損失のリスクにさらされる可能性がある。

外国為替ヘッジ取引の相手方は複数となることもある。そのため、同じ時期に取引を行うなど類似するヘッジ取引を行った場合でも使用する価格またはレートが同一でないことがある。

派生商品

派生商品には、価値がひとつ以上の原証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれる。派生商品によって投資者は、原資産に投資するコストのほんの一部で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きに投機することができる。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大いに依存している。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、派生商品取引にも当てはまることが多い。ただし、それ以外にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預け入れる金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小さな不利な市場変動によってすべての投資元本を失うばかりでなく、ファンドが当初の投資額を上回る損失を被ることがある。更に、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足できる条件の特定の時点で、またはいかなる時期においても入手できるという保証はない。

レバレッジ、利息および証拠金

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドのために、投資に利用する資本の額を増やすために、証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借り入れることができる。その結果として、投資運用会社および／または副投資運用会社が借入を行う利息の水準がファンドの運用実績に影響を及ぼす。また、投資運用会社および／または副投資運用会社は、先物、店頭為替先渡契約、オプションおよびその他の派生契約などの商品を使ってファンドの投資リターンを引き上げる（「レバレッジをかける」）ことができる。投資運用会社がファンドの勘定で借入を利用する結果として、一定の追加的リスクが発生する。例えば、ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには「追い証」が発生し、ブローカーに追加の資金を預け入れるか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の強制的清算を行わなければならないことがある。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に清算できないことがある。またレバレッジによって投資者が被る損失が増大することがある。先物市場では、預け入れる証拠金が小額である場合が多い。預け入れる証拠金が小額であるということは、先物契約の比較的小さな値動きでも直ちに多額の損失を被る危険性があるということである。例えば、購入の時点で先物契約の価格の10%を証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10%下落し、その時点で取引を手仕舞う場合、結果的に仲介手数料を差し引く前に預け入れた証拠金をすべて失うことになる。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および／または副投資運用会社は、買戻しに必要な資金を調達するために望ましいペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（誠実に行われるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。更に、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合があるが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所における派生商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がかかる非上場派生商品の取引には与えられないことによる。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不適当である可能性がある。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もない。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および／または副投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を追求する義務も負わない。投資運用会社および／または副投資運用会社は、調査またはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引の実行について他のブローカーまたはディーラーが請求しうる価格よりも高い価格の手数料を支払うことができる。

清算ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一つが支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管人に委託されたファンドの資産は、当該副保管人の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、物理的市場で代金決済と引換えに現物の引渡しが行われないこと、偽造有価証券の結果として有価証券の入手に影響を及ぼす企業行為および登録手続に関する情報が乏しいこと、適当な法律／財務に関する基盤が不足していること、および中央預託機関に賠償制度／リスク基金がないことが含まれるがこれらに限られない。

金利の変動

金利の変動は、債務証券の発行体のファンダメンタルズに対する見通しおよびその他の投資者の決定に影響するため、ファンドが投資した債務証券の価値に影響を及ぼすことがある。更に、金利の変動は、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りする派生商品の価値および価格設定にも影響を与えることがある。

経済状況

その他の経済状況（例として、インフレ率、業界の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法およびその他の無数の要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／または副投資運用会社の能力を損ない、ファンドは、損失のリスクにさらされることがある。

為替先渡契約と為替取引

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ヘッジする目的で、様々な国の通貨と国際的通貨との間で店頭為替先渡契約および通貨または為替先渡契約のオプションを取引することができる。店頭為替先渡契約については、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で買い、または売って別の通貨と交換する契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

投資運用会社が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、ディーラーは、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭為替先渡契約のディーラーが取引の値段を付けることを拒絶したり、買い呼び値と売り呼び値の間に異常に広いスプレッドがある値段を付けた期間があった。取引相手は、こうした取引の値段を付けることをいつでも拒絶することができる。投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約を取引する際に、ディーラーの信用破綻または取引に関するディーラーの履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行を怠った場合、取引の期待される利益を失う結果となる。

為替ヘッジ取引の相手方（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むが、これに限らない。）が複数となることがある。

買戻契約

投資運用会社は、ファンドの勘定で、政府および機関が発行した有価証券に関する買戻契約を締結することができる。買戻契約は、ファンドの取引相手が破産手続または支払不能手続においてかかる義務を否認することができる場合は信用リスクを伴い、それによりファンドが予期せぬ損失を被ることとな

る。ファンドが特定の買戻契約に関して被る信用リスクの額は、一つには、ファンドの取引相手が十分な担保により保全されている程度に左右される。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。更に、一部の組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社が取引をある一つの取引相手に集中させることに関して制限はないため、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは、支払不能、破産、政府による禁止等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および／または副投資運用会社は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定である。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。更に、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

分配

ファンドの分配金の支払いは、完全に管理会社の裁量にゆだねられており、各分配期間または各クラスについて分配が行われることを保証するものではない。資産形成型受益証券に係る年次の分配金額は、同期間の毎月分配型受益証券に係る月次の分配金額を合計した額を上回るかまたは下回る可能性がある。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は関係する副投資運用会社により適切に評価される。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人資産運用業協会^{（注）}の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。

（注）一般社団法人投資信託協会は、2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会となった。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率がエクスポージャーの区分（以下に定義する。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることのないように運用することを決定している。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行う。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができる。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味する。

- （ ）株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー（株式等エクスポージャー）
- （ ）有価証券（（ ）に定めるものを除く。）、金銭債権（（ ）に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー（債券等エクスポージャー）
- （ ）デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー（デリバティブ等エクスポージャー）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1万口当たり純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

毎月分配型受益証券

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA



円建ヘッジあり毎月分配型クラスB



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA



円建ヘッジなし毎月分配型クラスB

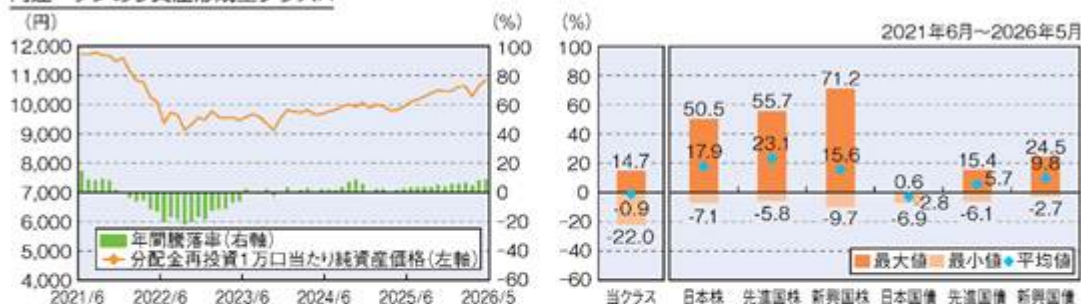


*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。
*年間騰落率は2021年6月から2026年5月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

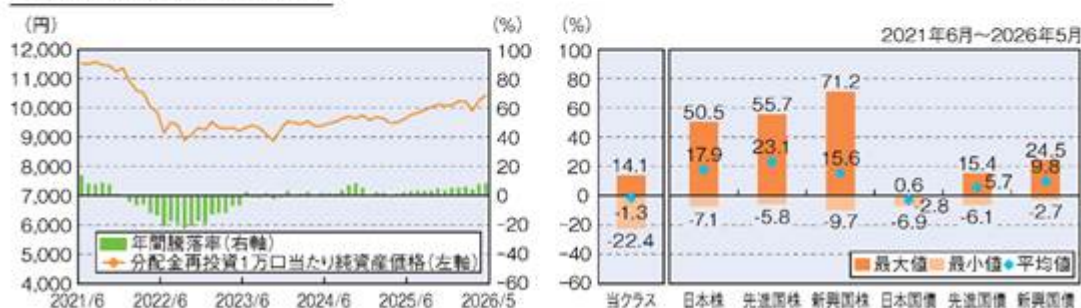
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

資産形成型受益証券

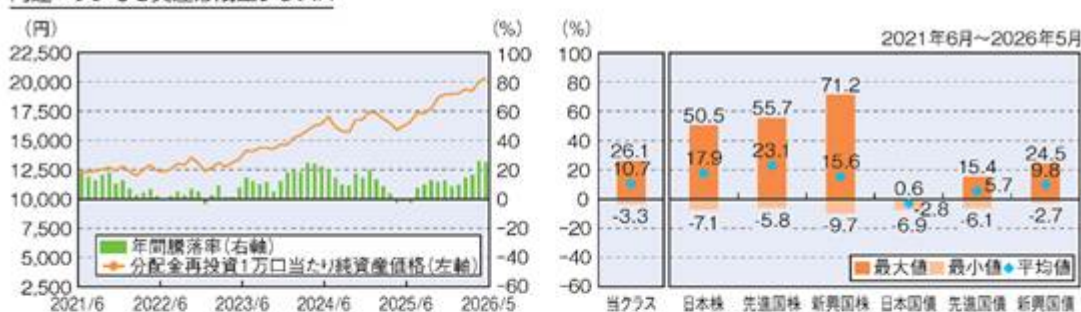
円建ヘッジあり資産形成型クラスA



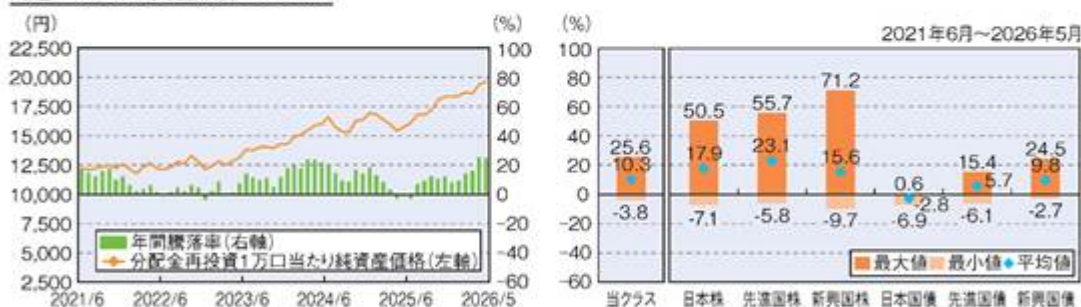
円建ヘッジあり資産形成型クラスB



円建ヘッジなし資産形成型クラスA



円建ヘッジなし資産形成型クラスB



*分配金再投資1万口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、資産形成型受益証券は当該計算期間において分配の実績はありません。

*年間騰落率は2021年6月から2026年5月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index (円ベース)

J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JPXに帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

クラスA受益証券 最大3%（税抜）

クラスB受益証券 なし

日本国内における申込手数料

クラスA受益証券の申込金額に対して、以下の申込手数料が課せられる。

申込口数		申込手数料
1億口以上	10億口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
10億口以上		申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、申込時に支払われるもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となる。

クラスB受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、クラスB受益証券については条件付後払申込手数料（以下「CDSC」という。）が発生する。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）はCDSCに対し課せられない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

海外における買戻手数料は徴収されない。

日本国内における買戻手数料

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。

クラスB受益証券については、当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（CDSC）が以下のとおり買戻額に課せられる。CDSCは、換金（買戻）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価となる。本書の日付現在では、日本の消費税はCDSCに対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2026年8月1日であり国内における買戻約定日が2029年7月31日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条

件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2026年8月1日であり国内における買戻約定日が2029年8月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

- （注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。
- （注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。
- （注3）クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。
- （注4）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるべきであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて清算される。

（3）【管理報酬等】

（a）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.845%を上限とする管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日ごとに以下の料率で発生し、評価日時点で計算され、毎月後払いされる管理報酬を受領する権利を有する。更に、管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に計算されたクラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされるものとする。更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

（b）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

（c）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われる。

（d）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産からファンドの日々の純資産価額に対して年率0.01%（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）の受託報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

（e）販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、以下の料率の報酬を受領する権利を有する。

（ a ）クラス A 受益証券に関しては、クラス A 受益証券に帰属する部分の純資産価額に対して年率 0.70% を上限とする。

（ b ）クラス B 受益証券に関しては、クラス B 受益証券に帰属する部分の純資産価額に対して年率 0.50% を上限とする。

かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

（ f ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率 0.10% の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、ファンド証券 1 口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、運用報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

（ 4 ）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（ a ）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（ b ）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

資産形成型受益証券の募集およびそれに係る必要な変更に必要な費用は、約 72,000 米ドルとなる見込みである（以下「追加設定費用」という。）。追加設定費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、資産形成型受益証券の当初払込日から最初の 5 会計年度以内に償却される。

その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。上記手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるので表示することができない。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

（ 5 ）【課税上の取扱い】

（ A ）日本

2026 年 6 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （ 1 ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ 2 ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ 3 ）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）（2048 年 1 月 1 日以後は 20.15%（所得税 15.15%、住民税 5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年１月１日以後は15.15%の税率となる。）。）。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2048年１月１日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。
- （６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。
- （７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2048年１月１日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年１月１日以後は15.15%の税率となる。）。）。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（受益者の請求による転換の場合および７年経過によるクラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への転換の場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315％（所得税15.315％、住民税５％）（2048年１月１日以後は20.15％（所得税15.15％、住民税５％））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

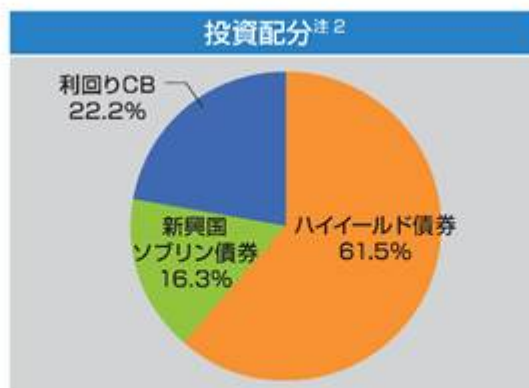
（2026年5月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券	アメリカ合衆国	36,156,374,450	69.25
	メキシコ	999,518,632	1.91
	イギリス	989,931,158	1.90
	カナダ	929,221,960	1.78
	ルクセンブルグ	875,181,216	1.68
	日本	651,109,424	1.25
	パナマ	564,878,761	1.08
	ブラジル	496,764,313	0.95
	トルコ	488,205,217	0.94
	バミューダ	487,952,121	0.93
	アルゼンチン	415,986,910	0.80
	ケイマン諸島	365,147,259	0.70
	フランス	337,467,287	0.65
	イスラエル	296,683,818	0.57
	コロンビア	252,451,254	0.48
	チリ	237,082,273	0.45
	インドネシア	235,113,279	0.45
	ベネズエラ	216,121,612	0.41
	ペルー	189,163,236	0.36
	ドミニカ共和国	186,808,403	0.36
	南アフリカ	167,516,257	0.32
	エジプト	162,938,027	0.31
	ルーマニア	133,186,257	0.26
	ウクライナ	128,051,853	0.25
	オーストラリア	126,197,226	0.24
	エクアドル	120,389,427	0.23
	モロッコ	114,170,660	0.22
	イタリア	94,678,733	0.18
	オランダ	90,781,163	0.17
	デンマーク	86,856,127	0.17
	アラブ首長国連邦	86,372,004	0.17
	トーゴ	82,583,540	0.16
	セルビア	82,508,975	0.16
	アンゴラ	72,584,277	0.14
	ケニア	68,624,769	0.13
	レバノン	61,465,326	0.12
	ガボン	55,628,416	0.11

	ポーランド	52,525,965	0.10
	エルサルバドル	50,189,694	0.10
	ウズベキスタン	49,591,021	0.09
	ハンガリー	47,891,946	0.09
	インド	45,478,376	0.09
	マレーシア	41,620,962	0.08
	ベナン共和国	37,641,992	0.07
	パラグアイ	33,476,270	0.06
	ヨルダン	32,100,547	0.06
	グアテマラ	31,674,981	0.06
	ガーナ共和国	30,633,880	0.06
中期債券	サウジアラビア	429,010,604	0.82
	ルーマニア	253,607,130	0.49
	ナイジェリア	199,373,133	0.38
	バーレーン	163,824,536	0.31
	アラブ首長国連邦	148,305,105	0.28
	ケイマン諸島	119,070,773	0.23
	アメリカ合衆国	76,748,673	0.15
	カザフスタン	65,045,496	0.12
	インドネシア	62,738,949	0.12
	アンゴラ	47,090,620	0.09
	南アフリカ	33,228,963	0.06
	オランダ	30,279,980	0.06
投資信託（ETF）	アメリカ合衆国	472,061,876	0.90
先物取引	アメリカ合衆国	6,275,048	0.01
	ドイツ	1,982,117	0.00
小計		49,667,164,257	95.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,543,122,479	4.87
合計 （純資産価額）		52,210,286,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

< 参考情報 >

ポートフォリオの状況^{注1}

注1：上記は2026年5月末日現在のポートフォリオのデータを示したものであり、将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。

注2：投資配分は2026年5月末日現在の各資産クラスの時価総額をファンドの純資産価額（現金を除きます。）で除した値です。小数点第2位を四捨五入している関係で、必ずしも合計が100にならない場合があります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

（2026年5月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額	取得価額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
1	WESTERN DIGITAL CORP 3 CV 15NOV28	アメリカ合衆国	利回りCB	3.000	2028/11/15	215,000 米ドル	86,937,497	480,894,899	0.92
2	CHS COMM HEALTH 9.75 15JAN34 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	9.750	2034/ 1 /15	1,852,000 米ドル	296,503,064	309,095,656	0.59
3	SEAGATE HDD CAYMAN 3.50 CV 01JUN28	ケイマン諸島	利回りCB	3.500	2028/ 6 / 1	180,000 米ドル	43,847,662	304,545,959	0.58
4	PETROLEOS MEXICAN 5.95 28JAN31	メキシコ	新興国ソブリン債券	5.950	2031/ 1 /28	1,760,000 米ドル	243,916,590	276,933,568	0.53
5	LUMENTUM HDG INC 0.50 CV 15JUN28	アメリカ合衆国	利回りCB	0.500	2028/ 6 /15	250,000 米ドル	33,449,590	260,597,683	0.50
6	GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.750	2032/ 2 / 1	1,556,000 米ドル	239,277,534	252,526,406	0.48
7	MERIDIAN ARC HOL 6.25 30APR31 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.250	2031/ 4 /30	1,559,000 米ドル	248,517,702	249,353,669	0.48
8	CCO HOLDINGS LLC 5 01FEB28 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.000	2028/ 2 / 1	1,525,000 米ドル	225,561,448	240,727,129	0.46
9	CODELCO INC 5.95 08JAN34 REGS	チリ	新興国ソブリン債券	5.950	2034/ 1 / 8	1,446,000 米ドル	226,939,227	237,082,273	0.45
10	SV RNO PROPERTY 5.875 01MAR31 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.875	2031/ 3 / 1	1,505,000 米ドル	234,163,350	236,559,093	0.45
11	STATE STREET SPDR BLOOM HI YLD BD	アメリカ合衆国	（注）	-	-	15,340 米ドル	233,195,287	236,055,043	0.45
12	ISHARES IBOX USD H/Y CORP BD DIS	アメリカ合衆国	（注）	-	-	18,470 米ドル	233,242,517	236,006,833	0.45
13	ARGENTINA REP FRN 09JUL41 USD	アルゼンチン	新興国ソブリン債券	3.500	2041/ 7 / 9	2,064,731 米ドル	185,828,903	235,778,133	0.45
14	CLARIOS GLOBAL 6.75 15SEP32 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.750	2032/ 9 /15	1,443,000 米ドル	225,665,912	234,023,223	0.45
15	APH1/2/3 AQUARIA 7.875 01NOV29 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.875	2029/11/ 1	1,418,000 米ドル	220,570,143	224,671,486	0.43
16	GULFPORT ENER CORP 6.75 15SEP29 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.750	2029/ 9 / 1	1,363,000 米ドル	197,980,560	222,773,521	0.43
17	CQP HOLDCO LP/BIP V CHI 5.5 15JUN31	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.500	2031/ 6 /15	1,398,000 米ドル	197,989,128	219,705,494	0.42
18	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.500	2029/10/15	1,400,000 米ドル	185,984,947	219,654,827	0.42
19	GFL ENVIRONMENTAL 5.5 1FEB34 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.500	2034/ 2 / 1	1,411,000 米ドル	217,765,812	219,431,729	0.42
20	KIOXIA HOLDINGS 6.625 24JUL33 144A	日本	ハイイールド債券	6.625	2033/ 7 /24	1,306,000 米ドル	199,797,078	218,493,219	0.42
21	1011778 BC / NEW RED 4 15OCT30 144A	カナダ	ハイイールド債券	4.000	2030/10/15	1,372,000 米ドル	196,188,520	207,167,440	0.40
22	DBR LAND HLDGS LLC 6.25 1DEC30 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	6.250	2030/12/ 1	1,277,000 米ドル	201,288,423	206,900,162	0.40
23	1261229 BC LTD 10 15APR32 144A	カナダ	ハイイールド債券	10.000	2032/ 4 /15	1,264,000 米ドル	192,622,203	206,399,756	0.40
24	CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.375	2029/ 6 / 1	1,320,000 米ドル	197,703,819	206,325,629	0.40
25	BKV UPSTREAM MIDST 7.5 15OCT30 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	7.500	2030/10/15	1,271,000 米ドル	193,817,047	205,562,053	0.39
26	SUNOCO LP 5.625 15MAR31 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	5.625	2031/ 3 /15	1,280,000 米ドル	199,754,312	204,286,541	0.39
27	TEAM HEALTH INC 8.375 30JUN28 144A	アメリカ合衆国	ハイイールド債券	8.375	2028/ 6 /30	1,282,000 米ドル	197,371,604	204,121,897	0.39
28	CALIFORNIA BUYER 6.375 15FEB32 144A	イギリス	ハイイールド債券	6.375	2032/ 2 /15	1,290,000 米ドル	197,973,476	204,106,294	0.39
29	CONTOURGLB POWER 6.75 28FEB30 144A	ルクセンブルグ	ハイイールド債券	6.750	2030/ 2 /28	1,210,000 米ドル	186,527,296	196,739,070	0.38
30	BELRON UK FIN PLC 5.75 15OCT29 144a	イギリス	ハイイールド債券	5.750	2029/10/15	1,223,000 米ドル	181,392,480	196,355,562	0.38

（注）当銘柄はハイイールド債券に投資するETFです。

種類別投資比率 (2026年5月末日現在)

種類	投資比率（％）
債券	91.09
中期債券	3.12
投資信託（ETF）	0.90
先物取引	0.02

【投資不動産物件】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2026年5月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2026年5月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第8会計年度末 (2017年1月末日)	2,947,403,676	0.7530
第9会計年度末 (2018年1月末日)	7,344,998,512	0.7255
第10会計年度末 (2019年1月末日)	5,466,177,512	0.6531
第11会計年度末 (2020年1月末日)	8,387,964,010	0.6651
第12会計年度末 (2021年1月末日)	9,104,741,388	0.6764
第13会計年度末 (2022年1月末日)	7,962,927,736	0.6175
第14会計年度末 (2023年1月末日)	6,339,867,752	0.5056
第15会計年度末 (2024年1月末日)	5,732,410,131	0.4700
第16会計年度末 (2025年1月末日)	4,948,689,088	0.4636
第17会計年度末 (2026年1月末日)	4,802,202,515	0.4771
2025年6月末日	4,993,529,615	0.4615
7月末日	4,989,772,316	0.4636
8月末日	4,871,243,474	0.4672
9月末日	4,905,435,941	0.4713
10月末日	4,943,831,122	0.4745
11月末日	4,880,167,584	0.4726
12月末日	4,785,874,328	0.4719
2026年1月末日	4,802,202,515	0.4771
2月末日	4,873,520,992	0.4768
3月末日	4,846,103,829	0.4606
4月末日	5,010,045,263	0.4762
5月末日	5,114,460,422	0.4835

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第8会計年度末 （2017年1月末日）	912,587,780	1.0018
第9会計年度末 （2018年1月末日）	1,003,719,028	0.9613
第10会計年度末 （2019年1月末日）	1,294,718,612	0.8975
第11会計年度末 （2020年1月末日）	2,119,899,559	0.9459
第12会計年度末 （2021年1月末日）	1,890,021,051	0.9383
第13会計年度末 （2022年1月末日）	1,786,628,128	0.9561
第14会計年度末 （2023年1月末日）	1,822,072,002	0.9357
第15会計年度末 （2024年1月末日）	2,386,828,248	1.0705
第16会計年度末 （2025年1月末日）	2,504,592,165	1.1658
第17会計年度末 （2026年1月末日）	4,397,333,229	1.2268
2025年6月末日	2,896,644,462	1.0963
7月末日	3,091,959,399	1.1433
8月末日	3,195,532,471	1.1363
9月末日	3,412,947,294	1.1570
10月末日	3,750,623,019	1.2153
11月末日	4,005,036,278	1.2292
12月末日	4,200,681,970	1.2273
2026年1月末日	4,397,333,229	1.2268
2月末日	5,175,617,856	1.2451
3月末日	5,808,729,531	1.2322
4月末日	6,429,609,193	1.2795
5月末日	6,681,101,420	1.2948

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第8会計年度末 （2017年1月末日）	43,521,948,834	0.7205
第9会計年度末 （2018年1月末日）	33,686,186,063	0.6882
第10会計年度末 （2019年1月末日）	34,362,050,984	0.6148
第11会計年度末 （2020年1月末日）	41,176,485,081	0.6217
第12会計年度末 （2021年1月末日）	35,642,864,388	0.6275
第13会計年度末 （2022年1月末日）	33,495,565,663	0.5674
第14会計年度末 （2023年1月末日）	23,398,448,968	0.4597
第15会計年度末 （2024年1月末日）	17,780,422,485	0.4223
第16会計年度末 （2025年1月末日）	12,009,919,582	0.4127
第17会計年度末 （2026年1月末日）	8,159,633,326	0.4215
2025年6月末日	10,239,902,676	0.4089
7月末日	10,117,072,121	0.4106
8月末日	9,965,672,009	0.4137
9月末日	9,694,397,531	0.4170
10月末日	9,232,246,907	0.4197
11月末日	8,898,759,109	0.4178
12月末日	8,520,682,345	0.4170
2026年1月末日	8,159,633,326	0.4215
2月末日	7,767,891,322	0.4209
3月末日	7,129,171,012	0.4062
4月末日	7,154,119,655	0.4196
5月末日	7,084,657,788	0.4260

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第8会計年度末 （2017年1月末日）	5,687,462,412	0.9535
第9会計年度末 （2018年1月末日）	4,783,569,635	0.9074
第10会計年度末 （2019年1月末日）	22,023,534,937	0.8403
第11会計年度末 （2020年1月末日）	44,676,015,878	0.8785
第12会計年度末 （2021年1月末日）	34,607,426,769	0.8637
第13会計年度末 （2022年1月末日）	34,823,480,798	0.8723
第14会計年度末 （2023年1月末日）	27,942,075,264	0.8457
第15会計年度末 （2024年1月末日）	29,981,661,907	0.9582
第16会計年度末 （2025年1月末日）	28,419,607,943	1.0335
第17会計年度末 （2026年1月末日）	24,093,242,922	1.0767
2025年6月末日	24,282,997,913	0.9678
7月末日	25,076,409,773	1.0084
8月末日	24,565,985,785	1.0014
9月末日	24,674,014,114	1.0187
10月末日	25,661,082,887	1.0692
11月末日	25,600,675,313	1.0806
12月末日	24,816,309,027	1.0780
2026年1月末日	24,093,242,922	1.0767
2月末日	23,334,115,665	1.0919
3月末日	21,920,208,235	1.0797
4月末日	21,770,679,124	1.1202
5月末日	21,650,691,575	1.1327

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第10会計年度末 （2019年1月末日）	3,026,114	0.9918
第11会計年度末 （2020年1月末日）	7,860,721	1.0703
第12会計年度末 （2021年1月末日）	17,238,941	1.1541
第13会計年度末 （2022年1月末日）	20,496,861	1.1145
第14会計年度末 （2023年1月末日）	17,983,373	0.9778
第15会計年度末 （2024年1月末日）	7,201,604	0.9767
第16会計年度末 （2025年1月末日）	13,141,265	0.9999
第17会計年度末 （2026年1月末日）	156,270,569	1.0609
2025年6月末日	17,655,976	1.0103
7月末日	28,322,753	1.0167
8月末日	54,421,896	1.0270
9月末日	106,179,754	1.0387
10月末日	142,038,702	1.0481
11月末日	143,787,261	1.0462
12月末日	143,447,874	1.0469
2026年1月末日	156,270,569	1.0609
2月末日	172,389,260	1.0623
3月末日	201,325,066	1.0280
4月末日	231,340,001	1.0652
5月末日	244,943,131	1.0838

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第10会計年度末 （2019年1月末日）	23,590,871	0.9915
第11会計年度末 （2020年1月末日）	18,858,011	1.1009
第12会計年度末 （2021年1月末日）	23,355,846	1.1529
第13会計年度末 （2022年1月末日）	176,571,357	1.2342
第14会計年度末 （2023年1月末日）	187,965,252	1.2701
第15会計年度末 （2024年1月末日）	37,365,571	1.5249
第16会計年度末 （2025年1月末日）	235,090,570	1.7338
第17会計年度末 （2026年1月末日）	1,517,215,852	1.9029
2025年6月末日	557,303,031	1.6602
7月末日	620,955,710	1.7377
8月末日	655,835,096	1.7332
9月末日	747,882,820	1.7708
10月末日	901,243,269	1.8665
11月末日	1,013,114,653	1.8941
12月末日	1,490,577,158	1.8974
2026年1月末日	1,517,215,852	1.9029
2月末日	1,591,684,662	1.9375
3月末日	1,835,178,850	1.9237
4月末日	2,048,057,106	2.0040
5月末日	2,068,668,791	2.0342

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第10会計年度末 （2019年1月末日）	1,583,363,862	0.9876
第11会計年度末 （2020年1月末日）	4,777,714,451	1.0586
第12会計年度末 （2021年1月末日）	5,111,213,948	1.1359
第13会計年度末 （2022年1月末日）	5,433,382,708	1.0906
第14会計年度末 （2023年1月末日）	4,225,626,029	0.9530
第15会計年度末 （2024年1月末日）	3,457,939,894	0.9488
第16会計年度末 （2025年1月末日）	2,689,559,484	0.9686
第17会計年度末 （2026年1月末日）	1,947,840,955	1.0221
2025年6月末日	2,247,051,669	0.9764
7月末日	2,249,778,456	0.9827
8月末日	2,220,522,552	0.9923
9月末日	2,155,744,553	1.0027
10月末日	2,112,267,514	1.0113
11月末日	2,092,115,289	1.0088
12月末日	1,995,335,379	1.0091
2026年1月末日	1,947,840,955	1.0221
2月末日	1,808,999,659	1.0231
3月末日	1,700,481,194	0.9899
4月末日	1,684,630,330	1.0253
5月末日	1,672,954,517	1.0428

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

	純資産価額（円）	1口当たり 純資産価格（円）
第10会計年度末 （2019年1月末日）	2,689,625,479	0.9888
第11会計年度末 （2020年1月末日）	6,983,598,439	1.0931
第12会計年度末 （2021年1月末日）	5,008,555,149	1.1397
第13会計年度末 （2022年1月末日）	6,436,596,658	1.2148
第14会計年度末 （2023年1月末日）	6,077,120,562	1.2446
第15会計年度末 （2024年1月末日）	7,764,852,692	1.4881
第16会計年度末 （2025年1月末日）	9,223,273,796	1.6845
第17会計年度末 （2026年1月末日）	7,897,579,996	1.8408
2025年6月末日	8,176,388,610	1.6100
7月末日	8,498,899,640	1.6847
8月末日	8,364,909,980	1.6796
9月末日	8,323,517,655	1.7155
10月末日	8,488,114,893	1.8076
11月末日	8,473,419,815	1.8337
12月末日	7,932,606,317	1.8362
2026年1月末日	7,897,579,996	1.8408
2月末日	8,059,641,327	1.8736
3月末日	7,665,392,349	1.8596
4月末日	7,655,979,729	1.9366
5月末日	7,692,809,092	1.9651

（注）資産形成型受益証券については、2018年6月21日に設定された。

< 参考情報 >

純資産価額および1万口当たり純資産価格の推移

■ 純資産価額(右軸) — 分配金込み純資産価格^(注)(左軸) — 純資産価格^(注)(左軸)

毎月分配型受益証券

(2009年7月30日(設定日)～2026年5月末日)

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA



円建ヘッジあり毎月分配型クラスB



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA



円建ヘッジなし毎月分配型クラスB



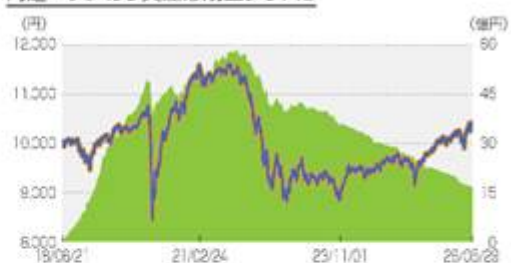
資産形成型受益証券

(2018年6月21日(設定日)～2026年5月末日)

円建ヘッジあり資産形成型クラスA



円建ヘッジあり資産形成型クラスB



円建ヘッジなし資産形成型クラスA



円建ヘッジなし資産形成型クラスB



(注)分配金込み純資産価格および純資産価格は、1万口当たりの数値です。
また、分配金込み純資産価格とは、分配金(税引き前)を加算した純資産価格です。
なお、資産形成型受益証券は当該計算期間において分配の実績はありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円
第10会計年度	0.0450円
第11会計年度	0.0360円
第12会計年度	0.0360円
第13会計年度	0.0360円
第14会計年度	0.0360円
第15会計年度	0.0345円
第16会計年度	0.0180円
第17会計年度	0.0140円

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円
第10会計年度	0.0540円
第11会計年度	0.0480円
第12会計年度	0.0480円
第13会計年度	0.0480円
第14会計年度	0.0480円
第15会計年度	0.0480円
第16会計年度	0.0480円
第17会計年度	0.0480円

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円
第10会計年度	0.0450円
第11会計年度	0.0360円
第12会計年度	0.0360円
第13会計年度	0.0360円
第14会計年度	0.0360円
第15会計年度	0.0345円
第16会計年度	0.0180円
第17会計年度	0.0140円

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第8会計年度	0.0720円
第9会計年度	0.0720円
第10会計年度	0.0540円
第11会計年度	0.0480円
第12会計年度	0.0480円
第13会計年度	0.0480円
第14会計年度	0.0480円
第15会計年度	0.0480円
第16会計年度	0.0480円
第17会計年度	0.0480円

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第10会計年度	0円
第11会計年度	0円
第12会計年度	0円
第13会計年度	0円
第14会計年度	0円
第15会計年度	0円
第16会計年度	0円
第17会計年度	0円

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第10会計年度	0円
第11会計年度	0円
第12会計年度	0円
第13会計年度	0円
第14会計年度	0円
第15会計年度	0円
第16会計年度	0円
第17会計年度	0円

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第10会計年度	0円
第11会計年度	0円
第12会計年度	0円
第13会計年度	0円
第14会計年度	0円
第15会計年度	0円
第16会計年度	0円
第17会計年度	0円

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

会計年度	1口当たり分配金
第10会計年度	0円
第11会計年度	0円
第12会計年度	0円
第13会計年度	0円
第14会計年度	0円
第15会計年度	0円
第16会計年度	0円
第17会計年度	0円

< 参考情報 >

分配の推移

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース）>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2025/6	2025/7	2025/8	2025/9	2025/10
クラスA	10,070円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
クラスB	10,070円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
	2025/11	2025/12	2026/1	2026/2	2026/3	2026/4	2026/5
クラスA	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
クラスB	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース）>

	設定来合計	直近12ヶ月計	2025/6	2025/7	2025/8	2025/9	2025/10
クラスA	11,160円	480円	40円	40円	40円	40円	40円
クラスB	11,160円	480円	40円	40円	40円	40円	40円
	2025/11	2025/12	2026/1	2026/2	2026/3	2026/4	2026/5
クラスA	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円
クラスB	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円

円建ヘッジあり資産形成型クラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース）>

	設定来合計	2021/1	2022/1	2023/1	2024/1	2025/1	2026/1
クラスA	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
クラスB	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

円建ヘッジなし資産形成型クラスA/B

< 分配金実績（税引き前・1万口当たり）（分配基準日ベース）>

	設定来合計	2021/1	2022/1	2023/1	2024/1	2025/1	2026/1
クラスA	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
クラスB	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【収益率の推移】

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率（注）
第8会計年度	13.57%
第9会計年度	5.91%
第10会計年度	- 3.78%
第11会計年度	7.35%
第12会計年度	7.11%
第13会計年度	- 3.39%
第14会計年度	- 12.29%
第15会計年度	- 0.22%
第16会計年度	2.47%
第17会計年度	5.93%

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	収益率（注）
第8会計年度	8.76%
第9会計年度	3.14%
第10会計年度	- 1.02%
第11会計年度	10.74%
第12会計年度	4.27%
第13会計年度	7.01%
第14会計年度	2.89%
第15会計年度	19.54%
第16会計年度	13.39%
第17会計年度	9.35%

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率（注）
第8会計年度	13.10%
第9会計年度	5.51%
第10会計年度	- 4.13%
第11会計年度	6.98%
第12会計年度	6.72%
第13会計年度	- 3.84%
第14会計年度	- 12.64%
第15会計年度	- 0.63%
第16会計年度	1.99%
第17会計年度	5.52%

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券

会計年度	収益率（注）
第8会計年度	8.27%
第9会計年度	2.72%
第10会計年度	- 1.44%
第11会計年度	10.26%
第12会計年度	3.78%
第13会計年度	6.55%
第14会計年度	2.45%
第15会計年度	18.98%
第16会計年度	12.87%
第17会計年度	8.82%

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券

会計年度	収益率（注）
第10会計年度	- 0.82%
第11会計年度	7.91%
第12会計年度	7.83%
第13会計年度	- 3.43%
第14会計年度	- 12.27%
第15会計年度	- 0.11%
第16会計年度	2.38%
第17会計年度	6.10%

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	収益率（注）
第10会計年度	- 0.85%
第11会計年度	11.03%
第12会計年度	4.72%
第13会計年度	7.05%
第14会計年度	2.91%
第15会計年度	20.06%
第16会計年度	13.70%
第17会計年度	9.75%

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券

会計年度	収益率（注）
第10会計年度	- 1.24%
第11会計年度	7.19%
第12会計年度	7.30%
第13会計年度	- 3.99%
第14会計年度	- 12.62%
第15会計年度	- 0.44%
第16会計年度	2.09%
第17会計年度	5.52%

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券

会計年度	収益率（注）
第10会計年度	- 1.12%
第11会計年度	10.55%
第12会計年度	4.26%
第13会計年度	6.59%
第14会計年度	2.45%
第15会計年度	19.56%
第16会計年度	13.20%
第17会計年度	9.28%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（資産形成型受益証券の第10会計年度の場合、当初発行価格（1円））

< 参考情報 >

収益率の推移

毎月分配型受益証券

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA/B



円建ヘッジなし毎月分配型クラスA/B



(注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

資産形成型受益証券

円建ヘッジあり資産形成型クラスA/B



円建ヘッジなし資産形成型クラスA/B



(注1)収益率(%)=100×(a-b)/b

a=計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b=当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

※第10会計年度の場合、当初発行価格(1円)です。

(注2)資産形成型受益証券は2018年6月21日に設定されました。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度	3,248,106,066 (3,248,106,066)	455,321,800 (455,321,800)	3,914,284,266 (3,914,284,266)
第9会計年度	6,973,118,184 (6,973,118,184)	763,520,217 (763,520,217)	10,123,882,233 (10,123,882,233)
第10会計年度	4,646,365,102 (4,646,365,102)	6,401,258,169 (6,401,258,169)	8,368,989,166 (8,368,989,166)
第11会計年度	5,873,503,964 (5,873,503,964)	1,631,704,914 (1,631,704,914)	12,610,788,216 (12,610,788,216)
第12会計年度	3,404,265,403 (3,404,265,403)	2,555,299,765 (2,555,299,765)	13,459,753,854 (13,459,753,854)
第13会計年度	1,314,013,085 (1,314,013,085)	1,877,799,918 (1,877,799,918)	12,895,967,021 (12,895,967,021)
第14会計年度	1,283,603,998 (1,283,603,998)	1,640,075,763 (1,640,075,763)	12,539,495,256 (12,539,495,256)
第15会計年度	840,016,127 (840,016,127)	1,182,725,792 (1,182,725,792)	12,196,785,591 (12,196,785,591)
第16会計年度	550,845,929 (550,845,929)	2,072,562,401 (2,072,562,401)	10,675,069,119 (10,675,069,119)
第17会計年度	1,370,451,925 (1,370,451,925)	1,979,771,944 (1,979,771,944)	10,065,749,100 (10,065,749,100)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第8会計年度	730,441,145 (730,441,145)	226,952,693 (226,952,693)	910,930,997 (910,930,997)
第9会計年度	215,334,112 (215,334,112)	82,169,129 (82,169,129)	1,044,095,980 (1,044,095,980)
第10会計年度	527,847,105 (527,847,105)	129,405,620 (129,405,620)	1,442,537,465 (1,442,537,465)
第11会計年度	1,019,111,955 (1,019,111,955)	220,597,033 (220,597,033)	2,241,052,387 (2,241,052,387)
第12会計年度	259,473,308 (259,473,308)	486,148,662 (486,148,662)	2,014,377,033 (2,014,377,033)
第13会計年度	214,993,408 (214,993,408)	360,632,449 (360,632,449)	1,868,737,992 (1,868,737,992)
第14会計年度	332,424,470 (332,424,470)	253,850,342 (253,850,342)	1,947,312,120 (1,947,312,120)
第15会計年度	516,613,102 (516,613,102)	234,261,515 (234,261,515)	2,229,663,707 (2,229,663,707)
第16会計年度	141,177,266 (141,177,266)	222,528,914 (222,528,914)	2,148,312,059 (2,148,312,059)
第17会計年度	1,839,749,498 (1,839,749,498)	403,736,625 (403,736,625)	3,584,324,932 (3,584,324,932)

（ ）円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度	7,834,257,671 (7,834,257,671)	21,087,216,570 (21,087,216,570)	60,404,396,178 (60,404,396,178)
第 9 会計年度	5,361,857,391 (5,361,857,391)	16,819,710,281 (16,819,710,281)	48,946,543,288 (48,946,543,288)
第10会計年度	21,677,334,512 (21,677,334,512)	14,729,547,825 (14,729,547,825)	55,894,329,975 (55,894,329,975)
第11会計年度	27,417,733,199 (27,417,733,199)	17,078,406,724 (17,078,406,724)	66,233,656,450 (66,233,656,450)
第12会計年度	14,009,075,244 (14,009,075,244)	23,443,849,951 (23,443,849,951)	56,798,881,743 (56,798,881,743)
第13会計年度	17,015,005,000 (17,015,005,000)	14,777,276,546 (14,777,276,546)	59,036,610,197 (59,036,610,197)
第14会計年度	2,614,478,355 (2,614,478,355)	10,757,162,838 (10,757,162,838)	50,893,925,714 (50,893,925,714)
第15会計年度	731,698,283 (731,698,283)	9,521,587,721 (9,521,587,721)	42,104,036,276 (42,104,036,276)
第16会計年度	42,330,639 (42,330,639)	13,045,485,166 (13,045,485,166)	29,100,881,749 (29,100,881,749)
第17会計年度	0 (0)	9,742,815,832 (9,742,815,832)	19,358,065,917 (19,358,065,917)

（ ）円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 8 会計年度	1,120,337,810 (1,120,337,810)	4,754,716,450 (4,754,716,450)	5,964,735,929 (5,964,735,929)
第 9 会計年度	781,320,541 (781,320,541)	1,474,047,611 (1,474,047,611)	5,272,008,859 (5,272,008,859)
第10会計年度	22,655,141,733 (22,655,141,733)	1,718,486,438 (1,718,486,438)	26,208,664,154 (26,208,664,154)
第11会計年度	30,712,083,753 (30,712,083,753)	6,063,032,762 (6,063,032,762)	50,857,715,145 (50,857,715,145)
第12会計年度	6,518,973,539 (6,518,973,539)	17,309,045,291 (17,309,045,291)	40,067,643,393 (40,067,643,393)
第13会計年度	10,635,145,952 (10,635,145,952)	10,782,971,850 (10,782,971,850)	39,919,817,495 (39,919,817,495)
第14会計年度	3,584,482,601 (3,584,482,601)	10,464,710,389 (10,464,710,389)	33,039,589,707 (33,039,589,707)
第15会計年度	3,807,947,362 (3,807,947,362)	5,557,096,515 (5,557,096,515)	31,290,440,554 (31,290,440,554)
第16会計年度	1,767,300,739 (1,767,300,739)	5,559,052,250 (5,559,052,250)	27,498,689,043 (27,498,689,043)
第17会計年度	1,592,156,249 (1,592,156,249)	6,714,567,591 (6,714,567,591)	22,376,277,701 (22,376,277,701)

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度	3,051,277 (3,051,277)	0 (0)	3,051,277 (3,051,277)
第11会計年度	4,910,536 (4,910,536)	617,619 (617,619)	7,344,194 (7,344,194)
第12会計年度	8,593,123 (8,593,123)	1,000,000 (1,000,000)	14,937,317 (14,937,317)
第13会計年度	5,744,649 (5,744,649)	2,291,161 (2,291,161)	18,390,805 (18,390,805)
第14会計年度	0 (0)	0 (0)	18,390,805 (18,390,805)
第15会計年度	0 (0)	11,017,250 (11,017,250)	7,373,555 (7,373,555)
第16会計年度	5,769,053 (5,769,053)	0 (0)	13,142,608 (13,142,608)
第17会計年度	161,742,511 (161,742,511)	27,587,843 (27,587,843)	147,297,276 (147,297,276)

（注2）資産形成型受益証券の第10会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。以下同じ。

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度	23,793,077 (23,793,077)	0 (0)	23,793,077 (23,793,077)
第11会計年度	9,528,412 (9,528,412)	16,192,498 (16,192,498)	17,128,991 (17,128,991)
第12会計年度	7,906,037 (7,906,037)	4,777,170 (4,777,170)	20,257,858 (20,257,858)
第13会計年度	129,024,386 (129,024,386)	6,222,129 (6,222,129)	143,060,115 (143,060,115)
第14会計年度	4,929,728 (4,929,728)	0 (0)	147,989,843 (147,989,843)
第15会計年度	7,098,073 (7,098,073)	130,583,957 (130,583,957)	24,503,959 (24,503,959)
第16会計年度	111,092,376 (111,092,376)	0 (0)	135,596,335 (135,596,335)
第17会計年度	671,310,958 (671,310,958)	9,576,533 (9,576,533)	797,330,760 (797,330,760)

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度	1,605,181,945 (1,605,181,945)	1,923,153 (1,923,153)	1,603,258,792 (1,603,258,792)
第11会計年度	3,242,748,372 (3,242,748,372)	332,590,841 (332,590,841)	4,513,416,323 (4,513,416,323)
第12会計年度	1,924,230,581 (1,924,230,581)	1,938,015,944 (1,938,015,944)	4,499,630,960 (4,499,630,960)
第13会計年度	2,020,655,179 (2,020,655,179)	1,538,398,898 (1,538,398,898)	4,981,887,241 (4,981,887,241)
第14会計年度	486,040,265 (486,040,265)	1,033,732,041 (1,033,732,041)	4,434,195,465 (4,434,195,465)
第15会計年度	106,710,756 (106,710,756)	896,486,871 (896,486,871)	3,644,419,350 (3,644,419,350)
第16会計年度	16,995,889 (16,995,889)	884,524,709 (884,524,709)	2,776,890,530 (2,776,890,530)
第17会計年度	0 (0)	871,158,073 (871,158,073)	1,905,732,457 (1,905,732,457)

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度	2,731,338,248 (2,731,338,248)	11,275,736 (11,275,736)	2,720,062,512 (2,720,062,512)
第11会計年度	4,528,724,554 (4,528,724,554)	859,930,861 (859,930,861)	6,388,856,205 (6,388,856,205)
第12会計年度	863,287,444 (863,287,444)	2,857,515,383 (2,857,515,383)	4,394,628,266 (4,394,628,266)
第13会計年度	2,354,794,678 (2,354,794,678)	1,450,757,140 (1,450,757,140)	5,298,665,804 (5,298,665,804)
第14会計年度	591,965,508 (591,965,508)	1,007,804,996 (1,007,804,996)	4,882,826,316 (4,882,826,316)
第15会計年度	1,500,941,228 (1,500,941,228)	1,165,908,632 (1,165,908,632)	5,217,858,912 (5,217,858,912)
第16会計年度	1,227,646,322 (1,227,646,322)	970,222,462 (970,222,462)	5,475,282,772 (5,475,282,772)
第17会計年度	315,486,802 (315,486,802)	1,500,467,735 (1,500,467,735)	4,290,301,839 (4,290,301,839)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券のクラス

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券、円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券および円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券を発行することができる。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

申込み

以下に記載される場合を除き、適格投資家は各取引日において該当する購入価格で当該クラスの受益証券を申込みことができる。受益証券1口当たりの購入価格は、取引日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、当該評価日時点で発行されている当該クラスの受益証券の口数で除して計算される。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後4時（日本時間）までに販売会社へ送付しなければならない。清算用資金は、関連する取引日後4ファンド営業日以内（すなわち、T+4）に、ファンドの口座に受領されなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書をその受領後2時間以内に管理事務代行会社へ転送する。送付されなかった場合、当該申込みは、買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する購入価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、円貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、円に転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当する。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社を受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類とともに当該申込者の申込代金が全額清算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が関連する取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、場合に応じて、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用

で支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は、場合に応じて、関連する取引日に発行されたものとみなされる。

最低初回申込口数と最低追加申込口数

申込者 1 人当たりの最低初回申込口数は、クラス A 受益証券の場合は関連するクラスのクラス A 受益証券 1 億口、クラス B 受益証券の場合は関連するクラスのクラス B 受益証券 50 万口とする。同一クラスの受益証券について受益者 1 人当たりの最低追加申込口数は 1 万口とする。

管理会社は、随時その裁量で、最低申込口数を変更または放棄することができる。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、または負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1 名の名義または 4 名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、純資産価額の計算が停止される状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（改正済）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、

（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

投資者は、受託会社にEメール（Maylyn.Phillips@cibccaribbean.com）で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細（連絡先を含む。）を取得することができる。

（２）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される申込期間中で、営業日に本書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われる。

日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。

適格投資家は、受益証券を、以下に定める場合を除き、各取引日に１口当たり純資産価格で申込むことができる。

受益証券１口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「約定日」という。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本の投資者と日本における販売会社との受渡しは、約定日から起算して日本における４営業日目である。

クラスA受益証券については、１億口以上10億口未満の申込みの場合、申込金額の1.65%（税抜き1.50%）、10億口以上の申込みの場合、申込金額の0.55%（税抜き0.50%）の申込手数料が申込金額に加算される。

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により申込手数料について別途合意する場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

クラスB受益証券の申込には申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、クラスB受益証券については買戻し時に条件付後払申込手数料（CDSC）が発生する。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払は、円貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

前記「（１）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができる。

受益者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後４時（日本時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社へ送付する必要がある。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、その受領後２時間以内にまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時期に管理事務代行会社に転送する。送付されなかった場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買い戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

下記「**買戻しの延期**」と題する項に定める規定に従い、受益証券１口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、当該評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の口数で除して計算する。受益証券１口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券１口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、可能な限り、関係する買戻日後４ファンド営業日以内（すなわちT + 4）に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社へ与えた指示に従って円貨で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは、（受益証券の買戻しを請求した受益者の承認を得ることを条件として）管理会社の裁量に従って、買戻価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は、継続受益者の利益を大幅に損なわない方法で実施されるものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買い戻すことができる受益証券の最低口数は１口で、それ以上は受益証券１口の整数倍とする。

買戻しの延期

いずれかの買戻日に関して受け取った買戻請求書がすべての受益証券クラスの受益証券口数の10%を超える場合、管理会社は、関連する買戻しの資金をまかなうためにファンドが保有する十分な投資対象を換金するまで、関連する受益証券の買戻しを延期することができる。その際、当該受益証券は、かかる換金が完了した直後において関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額を、当該時点における当該クラスの発行済み受益証券口数で除して得た額に相当する買戻価格で買い戻される。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、純資産価額の計算が停止される状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、日本における販売会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後４時（日本時間）までに日本における販売会社へ送付し、日本における販売会社は管理事務代行会社へ送付する。買戻代金の支払いは、円貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

クラスA受益証券については買戻手数料は発生しない。クラスB受益証券については、本書の該当条項に従って当該受益証券の購入時点における1口当たり純資産価格に基づき条件付後払申込手数料（CDSC）が課せられる。なお、本書の日付現在、CDSCに対して日本の消費税は課せられない。

受益証券の購入後の経過年数（ ）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.50%
2年以上3年未満	3.00%
3年以上4年未満	2.25%
4年以上5年未満	1.50%
5年以上6年未満	0.55%
6年以上7年未満	0.20%
7年以上	なし

（ ）上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含む。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含む。）までの期間をいう。疑義を避けるために例示すれば、国内における買付約定日が2026年8月1日であり国内における買戻約定日が2029年7月31日であった場合、当該買戻しについては3.00%の条件付後払申込手数料が課せられ、また、国内における買付約定日が2026年8月1日であり国内における買戻約定日が2029年8月1日であった場合、当該買戻しについては2.25%の条件付後払申込手数料が課せられる。

（注1）投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領する。条件付後払申込手数料は、7年未満の期間に買戻された受益証券の当初購入価格に料率を適用して決定される。

（注2）条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

（注３）クラスＢ受益証券の１口当たり純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはない。

（注４）条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるべきであり、買戻手続きを行う日本における販売会社を通じて清算される。

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

前記「（１）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

３【転換（スイッチング）手続等】

（１）海外における転換（スイッチング）手続等

受益者の選択に応じて、各転換日に、ファンドのクラスＡ受益証券は、ファンド内の他のクラスＡ受益証券との間で、また、ファンドのクラスＢ受益証券は、ファンド内の他のクラスＢ受益証券との間で転換を行うことができる。

販売会社は、転換を請求する場合は該当する転換日の午後６時（日本時間）または管理事務代行会社が決めたその他の時まで、管理事務代行会社へ転換の申込みを行う必要がある。上記の期限までに受領されなかった転換通知書は、次の転換日まで繰り越され、受益証券は、次の転換日に転換される。販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後４時（日本時間）までに販売会社が指定する転換手続を完了しなければならない。

一旦提出した転換通知は、取消不能である。

すべての円建ヘッジあり毎月分配型クラスＢ受益証券は、当該受益証券の購入日から７年経過後の応当日またはその直後にあたる転換日に円建ヘッジあり毎月分配型クラスＡ受益証券に転換され、すべての円建ヘッジなし毎月分配型クラスＢ受益証券は円建ヘッジなし毎月分配型クラスＡ受益証券に転換され、すべての円建ヘッジあり資産形成型クラスＢ受益証券は円建ヘッジあり資産形成型クラスＡ受益証券に転換され、すべての円建ヘッジなし資産形成型クラスＢ受益証券は円建ヘッジなし資産形成型クラスＡ受益証券に転換される。ただし、販売会社が、管理事務代行会社に対し、通知を行って別段の決定をした場合はこの限りでない。

以下の算式に従って（またはできる限り従って）、いずれかの転換日（以下「関連転換日」という。）に、ヘッジありまたはヘッジなしのいずれかの種類の受益証券（以下「既存受益証券」という。）からそれぞれヘッジなしまたはヘッジありの別の種類の受益証券（以下「転換後受益証券」という。）への転換が行われる。

転換算式

$$N = \frac{E \times R}{S}$$

この場合、

Nは、発行する転換後受益証券の口数とする。ただし、転換後受益証券1口未満の口数は、四捨五入されるものとする。かかる処理によって利益または負担が発生した場合、転換後受益証券の保有者がこれを享受し、または負う。

Eは、転換する既存受益証券の口数とする。

Rは、関連転換日に適用される既存受益証券の1口当たりの買戻価格とする。

Sは、関係する転換日に該当する取引日に適用される転換後受益証券の1口当たりの購入価格とする。

クラスA受益証券からクラスB受益証券への転換は行われない。純資産価額の算定が停止されている期間および受益証券の特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

受益証券は、1口の整数倍である場合に限り転換することができる。

転換手数料は、課されない。

（2）日本における転換（スイッチング）手続等

日本における受益証券の転換は、各転換日に、ファンドのクラスA受益証券は、ファンド内の他のクラスA受益証券との間で、また、ファンドのクラスB受益証券は、ファンド内の他のクラスB受益証券との間で転換手数料なしで転換を行うことができる。

日本における販売会社を通じて投資を行う投資者で、転換を希望する者は、関連する転換日の午後4時（日本時間）までに日本における販売会社が指定する転換手続を完了しなければならない。上記の期限までに受領されなかった転換申込みは、次の転換日まで繰り越され、受益証券は、次の転換日に転換される。

受益証券は、クラスB受益証券からクラスA受益証券への転換を除き、1万口以上1口単位で転換することができる。

転換に際して手数料はない。

転換の算式については、前記「（1）海外における転換（スイッチング）手続等」を参照のこと。

転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が転換に係る金額から控除されることがある。

日本においては、上記転換にかかる最小転換口数は1万口以上1口単位とする。転換後の受益証券1口未満の口数は、小数点以下四捨五入される。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

当該受益証券の日本における買付約定日から7年経過後の応当日またはその直後の転換日に、日本における受益者による反対の意思表示が日本における販売会社に対してなされない限り、すべての円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券は、円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券は円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券に転換され、すべての円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券は円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券に転換され、すべての円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券は円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券に転換される。転換に際し、手数料はかからない。

ここで、「受益証券の購入日から7年経過後の応当日」とは、該当する受益証券の購入にかかる国内買付約定日（同日を含む。）から、当該受益証券の転換に係る国内約定日（同日を含む。）までの期間を意味する。

（注）クラスB受益証券の保有期間（購入後経過年数）は、クラスB受益証券のクラスの相互間において転換された後も継続される。

クラスA受益証券からクラスB受益証券への転換は行われない。純資産価額の算定が停止されている期間および受益証券の特定のクラスの受益証券の買戻しが前記「2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの延期」と題する項に定める要領で延期され、そのため、かかるクラスの受益証券を別のクラスの受益証券に転換することが延期されている期間中は、受益証券の転換は行われない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産価額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後３時（ルクセンブルグ時間）とする。純資産価額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産価額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- （a）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（ ）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に応じ）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （b）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（ ）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （c）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- （d）下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の１口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （e）純資産価額もしくは該当する建値が、上記（a）、（b）、（c）もしくは（d）に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、（a）、（b）、（c）、（d）、（f）もしくは（g）に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （f）上記（d）が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。

- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

純資産価額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価額の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「（５）その他 ファンドの解散」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年１月31日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

- （a）ファンドを継続すること、またはそれを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- （c）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、代わりの受託会社を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （d）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、代わりの管理会社を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （e）受益証券の販売者としての販売会社の任命が終了した場合。
- （f）ファンドの代行協会員としての代行協会員の任命が終了した場合。
- （g）純資産価額が10億円を下回った場合。
- （h）受託会社および管理会社が、その絶対裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

いずれかのファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては１口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の１以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の１以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者２人とするが、受益者が１人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者１人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる１口当たり純

資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されている。

（１）【2026年１月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2026年１月31日現在

利回り債券３分法ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
- 時価評価額	2.3	50,480,827,566
- 取得原価		46,426,518,760
現金預金		1,743,820,096
債券にかかる未収利息	2.8	697,650,577
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	441,304,242
未収受益証券発行手取金		79,743,519
未収投資有価証券売却代金		78,565,961
先物契約にかかる未実現評価益	2.7,11	2,559,397
資産合計		53,524,471,358
負債		
未払投資有価証券購入代金		294,356,694
未払買戻支払金		136,500,110
未払管理報酬	3	39,157,232
未払販売管理報酬	3	23,037,895
未払販売報酬	6	20,690,640
為替先渡契約にかかる未実現評価損	10	20,301,256
未払印刷および公告費		6,807,202
未払代行協会員報酬	7	4,497,176
未払管理事務代行報酬	4	2,698,663
未払保管報酬	5	1,798,496
先物契約にかかる未実現評価損	11	1,703,061
未払弁護士報酬		800,000
未払専門家費用		677,336
未払受託報酬	8	100,173
その他の負債		26,060
負債合計		553,151,994
純資産総額		52,971,319,364

純資産額

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	4,397,333,229
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	24,093,242,922
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	4,802,202,515
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	8,159,633,326
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	1,517,215,852
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	7,897,579,996
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	156,270,569
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	1,947,840,955

発行済受益証券口数

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	3,584,324,932
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	22,376,277,701
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	10,065,749,100
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	19,358,065,917
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	797,330,760
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	4,290,301,839
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	147,297,276
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	1,905,732,457

1口当たり純資産価格

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	1.2268
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	1.0767
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	0.4771
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	0.4215
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	1.9029
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	1.8408
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	1.0609
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	1.0221

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書

2026年 1 月31日終了年度

利回り債券 3 分法ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
収益		
債券にかかる利息	2.8	2,866,875,843
預金利息		89,085,595
受取配当金		23,961,041
その他の収益		2,052,165
収益合計		2,981,974,644
費用		
管理報酬	3	476,002,595
販売管理報酬	3	294,099,835
販売報酬	6	247,133,088
代行協会員報酬	7	54,668,845
管理事務代行報酬	4	32,805,902
保管報酬	5	21,862,799
その他の費用		14,544,173
取引手数料		10,756,716
印刷および公告費		7,538,524
保護預かり費用		6,026,067
専門家費用		3,215,719
弁護士報酬		2,116,189
受託報酬	8	1,116,048
登録費用		238,883
費用合計		1,172,125,383
投資純利益		1,809,849,261

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書 2026年1月31日終了年度（続き）
--

利回り債券3分法ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純利益		1,809,849,261
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券	2.3	3,798,704,158
先物契約	2.7	23,274,634
外国為替	2.4	(34,138,769)
為替先渡契約	2.6	(820,930,502)
当期投資純利益および実現純利益		4,776,758,782
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
為替先渡契約	2.6	187,197,939
先物契約	2.7	5,119,203
投資有価証券	2.3	(923,221,680)
運用による純資産の純増加		4,045,854,244
資本の変動		
受益証券発行手取額		6,282,430,411
受益証券買戻支払額		(15,555,831,741)
資本の変動、純額		(9,273,401,330)
支払分配金	12	(1,845,007,443)
期首現在純資産額		60,043,873,893
期末現在純資産額		52,971,319,364

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報

利回り債券3分法ファンド			
毎月分配型クラスA受益証券		毎月分配型クラスB受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：

2024年1月31日	2,229,663,707	12,196,785,591	31,290,440,554	42,104,036,276
2025年1月31日	2,148,312,059	10,675,069,119	27,498,689,043	29,100,881,749
発行口数	1,839,749,498	1,370,451,925	1,592,156,249	-
買戻口数	(403,736,625)	(1,979,771,944)	(6,714,567,591)	(9,742,815,832)
2026年1月31日	3,584,324,932	10,065,749,100	22,376,277,701	19,358,065,917

期末現在純資産総額：

	日本円	日本円	日本円	日本円
2024年1月31日	2,386,828,248	5,732,410,131	29,981,661,907	17,780,422,485
2025年1月31日	2,504,592,165	4,948,689,088	28,419,607,943	12,009,919,582
2026年1月31日	4,397,333,229	4,802,202,515	24,093,242,922	8,159,633,326

期末現在1口当たり純資産価格：

	日本円	日本円	日本円	日本円
2024年1月31日	1.0705	0.4700	0.9582	0.4223
2025年1月31日	1.1658	0.4636	1.0335	0.4127
2026年1月31日	1.2268	0.4771	1.0767	0.4215

統計情報

利回り債券3分法ファンド			
資産形成型クラスA 受益証券		資産形成型クラスB 受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：

2024年1月31日	24,503,959	7,373,555	5,217,858,912	3,644,419,350
2025年1月31日	135,596,335	13,142,608	5,475,282,772	2,776,890,530
発行口数	671,310,958	161,742,511	315,486,802	-
買戻口数	(9,576,533)	(27,587,843)	(1,500,467,735)	(871,158,073)
2026年1月31日	797,330,760	147,297,276	4,290,301,839	1,905,732,457

期末現在純資産総額：

日本円 日本円 日本円 日本円

2024年1月31日	37,365,571	7,201,604	7,764,852,692	3,457,939,894
2025年1月31日	235,090,570	13,141,265	9,223,273,796	2,689,559,484
2026年1月31日	1,517,215,852	156,270,569	7,897,579,996	1,947,840,955

期末現在1口当たり純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円

2024年1月31日	1.5249	0.9767	1.4881	0.9488
2025年1月31日	1.7338	0.9999	1.6845	0.9686
2026年1月31日	1.9029	1.0609	1.8408	1.0221

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で2003年10月14日に締結された基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

利回り債券3分法ファンド（以下「ファンド」という。）は、C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびB N Y メロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2009年6月22日、2014年10月3日、2015年7月31日、2016年7月29日、2017年7月31日および2018年6月4日付で締結された補足信託証書に基づき設定されたトラストの個別のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券および円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券の発行が可能である。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券及び転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者としてS M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（以下「SGIC」という。）を任命している。配分は、SGICの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産総額の計算

各クラスの純資産総額（以下「NAV」という。）は各評価日に計算される。当財務書類は2026年1月31日に計算されたNAVを反映している。

2.3 投資有価証券の評価

- （a）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に依り）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （b）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（i）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （c）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- （d）下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記(a)、(b)、(c)もしくは(d)に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f)もしくは(g)に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (f) 上記(d)が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

2.4 外貨の換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、すべて償却されている。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.7 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.8 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日ごとに以下の料率で発生し、計算され、毎月後払いで支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.87％
300億円超500億円以下	0.84％
500億円超1,000億円以下	0.82％
1,000億円超	0.79％

更に管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われるものとする。

管理会社は、自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社は、副投資運用会社およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、以下の定められた料率で報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

（a）クラスA受益証券

純資産価額 クラスA受益証券	クラスA受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.62％
300億円超500億円以下	0.65％
500億円超1,000億円以下	0.67％
1,000億円超	0.70％

（b）クラスB受益証券

純資産価額 クラスB 受益証券	クラスB 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.42％
300億円超500億円以下	0.45％
500億円超1,000億円以下	0.47％
1,000億円超	0.50％

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得にかかる源泉税またはその他の税金を課されることがある。購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券の購入、保有および買戻し、有価証券の売却による収入、配当収入もしくは何らかの収入を受取る際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2026年1月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	4,212,466	米ドル	26,575	2026年2月19日	(128,560)
日本円	9,629,448	米ドル	60,947	2026年2月19日	(263,530)
日本円	6,303,206	米ドル	39,970	2026年2月19日	(160,901)
日本円	5,524,598	米ドル	35,116	2026年2月19日	(128,290)
日本円	2,123,749	米ドル	13,821	2026年2月19日	131
米ドル	24,226	日本円	3,822,000	2026年2月19日	99,203
米ドル	13,346	日本円	2,105,500	2026年2月19日	54,651
米ドル	37,325	日本円	5,763,590	2026年2月19日	27,756
米ドル	22,143	日本円	3,373,600	2026年2月19日	(29,221)
米ドル	29,863,730	日本円	4,724,824,417	2026年2月19日	135,605,797
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					135,077,036

10.2 - 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	21,132,720	米ドル	133,321	2026年2月19日	(644,946)
日本円	26,315,235	米ドル	166,556	2026年2月19日	(720,170)
日本円	27,365,850	米ドル	173,534	2026年2月19日	(698,562)
日本円	3,822,000	米ドル	24,226	2026年2月19日	(99,203)
日本円	219,303,000	米ドル	1,393,946	2026年2月19日	(5,092,531)
日本円	12,912,471	米ドル	81,949	2026年2月19日	(319,199)
日本円	1,947,885	米ドル	12,298	2026年2月19日	(57,983)
日本円	1,977,760	米ドル	12,544	2026年2月19日	(50,079)
日本円	2,105,500	米ドル	13,346	2026年2月19日	(54,651)
日本円	421,100	米ドル	2,740	2026年2月19日	25
日本円	6,855,780	米ドル	44,402	2026年2月19日	(32,479)
日本円	5,763,590	米ドル	37,325	2026年2月19日	(27,756)
日本円	11,569,250	米ドル	75,939	2026年2月19日	100,385
日本円	3,373,600	米ドル	22,143	2026年2月19日	29,221
日本円	4,744,125	米ドル	30,978	2026年2月19日	16,291
米ドル	1,418,787	日本円	223,701,000	2026年2月19日	5,673,152
米ドル	52,348,118	日本円	8,282,142,345	2026年2月19日	237,703,334
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					235,724,849

10.3 - 円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
米ドル	19,993	日本円	3,046,047	2026年 2 月19日	(26,384)
米ドル	51,427	日本円	7,870,335	2026年 2 月19日	(32,515)
米ドル	915,992	日本円	144,921,593	2026年 2 月19日	4,159,353
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					4,100,454

10.4 - 円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	6,714,180	米ドル	42,496	2026年 2 月19日	(183,747)
日本円	4,475,240	米ドル	28,379	2026年 2 月19日	(114,239)
日本円	40,301,850	米ドル	255,618	2026年 2 月19日	(1,020,489)
日本円	7,148,400	米ドル	46,520	2026年 2 月19日	445
日本円	3,046,047	米ドル	19,993	2026年 2 月19日	26,384
日本円	3,425,375	米ドル	22,367	2026年 2 月19日	11,763
日本円	7,870,335	米ドル	51,427	2026年 2 月19日	32,515
米ドル	12,697,840	日本円	2,008,960,880	2026年 2 月19日	57,658,596
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					56,411,228

10.5 - 投資ポートフォリオの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
米ドル	53,290	日本円	8,169,500	2026年 2 月 4 日	(30,430)
米ドル	12,022	日本円	1,850,157	2026年 2 月 4 日	343
米ドル	25,587	ユーロ	22,000	2026年 2 月12日	104,897
米ドル	109,954	ユーロ	92,000	2026年 2 月12日	(15,779)
ユーロ	2,617,000	米ドル	3,057,348	2026年 2 月12日	(10,369,612)
投資ポートフォリオの通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(10,310,581)

注記11．先物契約

2026年 1 月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数買い / (売り)	契約額	未実現評価益 / (評価損)
				日本円	日本円
金利にかかる先物契約					
EURO BUND.EURX.MAR26	ユーロ	2026年 3 月	(4)	94,210,925	71,645
EURO BUXL.30Y BND.EUREX.MAR26	ユーロ	2026年 3 月	(7)	141,375,173	2,276,096
US ULTRA BOND.CBT.MAR26	米ドル	2026年 3 月	17	308,231,171	(1,703,061)
US ULTRA NOTE 10Y.CBT.MAR26	米ドル	2026年 3 月	8	140,758,876	211,656
金利にかかる先物契約の契約額合計 および未実現純評価益合計				684,576,145	856,336

注記12．支払分配金

2026年1月31日に終了した年度中にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額 日本円
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券				
15 円	2025年1月31日	2025年2月3日	2025年2月6日	16,005,041
15 円	2025年2月28日	2025年3月3日	2025年3月6日	15,961,919
15 円	2025年3月31日	2025年4月1日	2025年4月4日	15,847,294
15 円	2025年4月30日	2025年5月2日	2025年5月12日	16,366,817
10 円	2025年5月30日	2025年6月2日	2025年6月5日	10,909,787
10 円	2025年6月30日	2025年7月1日	2025年7月7日	10,818,451
10 円	2025年7月31日	2025年8月1日	2025年8月6日	10,513,741
10 円	2025年8月29日	2025年9月2日	2025年9月5日	10,473,498
10 円	2025年9月30日	2025年10月1日	2025年10月6日	10,407,942
10 円	2025年10月31日	2025年11月4日	2025年11月7日	10,436,131
10 円	2025年11月28日	2025年12月1日	2025年12月4日	10,351,897
10 円	2025年12月30日	2026年1月5日	2026年1月8日	10,141,382
支払分配金合計				148,233,900

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額 日本円
円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券				
40 円	2025年1月31日	2025年2月3日	2025年2月6日	8,596,698
40 円	2025年2月28日	2025年3月3日	2025年3月6日	8,537,351
40 円	2025年3月31日	2025年4月1日	2025年4月4日	8,553,937
40 円	2025年4月30日	2025年5月2日	2025年5月12日	9,442,798
40 円	2025年5月30日	2025年6月2日	2025年6月5日	10,096,464
40 円	2025年6月30日	2025年7月1日	2025年7月7日	10,509,818
40 円	2025年7月31日	2025年8月1日	2025年8月6日	10,821,353
40 円	2025年8月29日	2025年9月2日	2025年9月5日	11,444,912
40 円	2025年9月30日	2025年10月1日	2025年10月6日	11,799,723
40 円	2025年10月31日	2025年11月4日	2025年11月7日	12,364,561
40 円	2025年11月28日	2025年12月1日	2025年12月4日	13,463,727
40 円	2025年12月30日	2026年1月5日	2026年1月8日	13,690,814
支払分配金合計				129,322,156

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額 日本円
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券				
15 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	43,622,672
15 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	42,567,468
15 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	41,618,946
15 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	39,266,074
10 円	2025年 5 月30日	2025年 6 月 2 日	2025年 6 月 5 日	25,505,642
10 円	2025年 6 月30日	2025年 7 月 1 日	2025年 7 月 7 日	25,040,369
10 円	2025年 7 月31日	2025年 8 月 1 日	2025年 8 月 6 日	24,638,480
10 円	2025年 8 月29日	2025年 9 月 2 日	2025年 9 月 5 日	24,019,078
10 円	2025年 9 月30日	2025年10月 1 日	2025年10月 6 日	23,217,842
10 円	2025年10月31日	2025年11月 4 日	2025年11月 7 日	21,973,302
10 円	2025年11月28日	2025年12月 1 日	2025年12月 4 日	21,253,172
10 円	2025年12月30日	2026年 1 月 5 日	2026年 1 月 8 日	20,435,095
支払分配金合計				353,158,140

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額 日本円
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券				
40 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	109,893,756
40 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	109,720,767
40 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	110,008,265
40 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	105,927,098
40 円	2025年 5 月30日	2025年 6 月 2 日	2025年 6 月 5 日	102,323,004
40 円	2025年 6 月30日	2025年 7 月 1 日	2025年 7 月 7 日	100,346,425
40 円	2025年 7 月31日	2025年 8 月 1 日	2025年 8 月 6 日	99,463,401
40 円	2025年 8 月29日	2025年 9 月 2 日	2025年 9 月 5 日	97,781,292
40 円	2025年 9 月30日	2025年10月 1 日	2025年10月 6 日	96,836,387
40 円	2025年10月31日	2025年11月 4 日	2025年11月 7 日	95,922,731
40 円	2025年11月28日	2025年12月 1 日	2025年12月 4 日	94,209,521
40 円	2025年12月30日	2026年 1 月 5 日	2026年 1 月 8 日	91,860,600
支払分配金合計				1,214,293,247

注記13．為替レート

2026年 1 月31日時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	183.7043
米ドル	153.9400

注記14．後発事象

2026年1月31日より後にファンドが行った分配は以下の通りである。

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額 日本円
-------------------------	-----	-------	-----------	-----------

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

10 円	2026年1月30日	2026年2月2日	2026年2月5日	10,059,706
10 円	2026年2月27日	2026年3月2日	2026年3月5日	10,271,647
10 円	2026年3月31日	2026年4月1日	2026年4月8日	10,520,888
10 円	2026年4月30日	2026年5月7日	2026年5月12日	10,519,144

支払分配金合計	41,371,385
---------	------------

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

40 円	2026年1月30日	2026年2月2日	2026年2月5日	14,388,275
40 円	2026年2月27日	2026年3月2日	2026年3月5日	16,899,463
40 円	2026年3月31日	2026年4月1日	2026年4月8日	18,855,741
40 円	2026年4月30日	2026年5月7日	2026年5月12日	20,100,110

支払分配金合計	70,243,589
---------	------------

円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

10 円	2026年1月30日	2026年2月2日	2026年2月5日	19,345,305
10 円	2026年2月27日	2026年3月2日	2026年3月5日	18,396,396
10 円	2026年3月31日	2026年4月1日	2026年4月8日	17,551,189
10 円	2026年4月30日	2026年5月7日	2026年5月12日	17,006,749

支払分配金合計	72,299,639
---------	------------

円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

40 円	2026年1月30日	2026年2月2日	2026年2月5日	89,444,310
40 円	2026年2月27日	2026年3月2日	2026年3月5日	84,824,430
40 円	2026年3月31日	2026年4月1日	2026年4月8日	81,206,760
40 円	2026年4月30日	2026年5月7日	2026年5月12日	77,688,040

支払分配金合計	333,163,540
---------	-------------

【投資有価証券明細表等】

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A . 債券			日本円	日本円	%
1,372,000	1011778 BC / NEW RED 4 15OCT30 144A	米ドル	196,188,520	201,071,944	0.38
1,064,000	1261229 BC LTD 10 15APR32 144A	米ドル	160,106,062	168,239,771	0.32
200,000	A10 NETWORKS INC 2.75 CV 01APR30	米ドル	30,247,094	32,033,632	0.06
946,000	AAR ESCROW 6.75 15MAR29 144A	米ドル	148,225,296	150,561,380	0.28
400,000	ABU DHABI CRUD OIL 4.6 02NOV47 REGS	米ドル	54,266,476	56,705,990	0.10
1,333,000	ACRISURE LLC/FIN 6.75 01JUL32 144A	米ドル	194,468,019	210,516,545	0.40
664,000	ACRISURE LLC/FIN 8.25 01FEB29 144A	米ドル	104,991,294	105,819,073	0.20
316,000	ADT SEC CORP 4.875 15JUL32 144A	米ドル	45,148,116	47,243,240	0.09
777,000	ADT SEC CORP 5.875 15OCT33 144A	米ドル	115,038,811	121,253,715	0.23
200,000	ADVANCED ENERGY IND CV 2.5 15SEP28	米ドル	30,184,600	62,675,980	0.12
400,000	AEROVIRONMENT INC 0.00 CV 15JUL30	米ドル	67,540,211	74,537,747	0.14
200,000	AFFIRM HOLDINGS INC 0.75 CV 15DEC29	米ドル	35,295,253	32,504,541	0.06
300,000	AKAMAI TECHNOLOGI CV 0.375 01SEP27	米ドル	36,351,468	49,419,256	0.09
600,000	AKAMAI TECHNOLOGIE CV 1.125 15FEB29	米ドル	87,974,877	97,545,591	0.18
400,000	AKAMAI TECHNOLOGIES 0.25 CV 15MAY33	米ドル	62,210,811	75,780,418	0.14
250,000	ALARM.COM HLDG INC 2.25 CV 01JUN29	米ドル	38,480,283	36,387,567	0.07
398,000	ALBION FINANCING 7.00 21MAY30 144A	米ドル	58,339,176	63,858,535	0.12
200,000	ALDAR PROPERTIES 5.875 14APR56 REGS	米ドル	31,171,686	30,440,695	0.06
200,000	ALKAMI TECHNOLOGY 1.50 CV 15MAR30	米ドル	33,680,816	30,126,057	0.06
100,000	ALLIANT ENERGY CORP 3.25CV 30MAY28	米ドル	15,017,073	15,823,492	0.03
210,000	ALLIANT HOLD 6.75 15APR28 144A	米ドル	27,544,629	32,856,825	0.06
986,000	ALLIANT HOLDINGS 7.0 15JAN31 144A	米ドル	152,956,456	157,648,439	0.30
384,000	ALLIED UNI HLD 4.625 01JUN28 144A	米ドル	54,723,812	58,293,014	0.11
394,000	ALLIED UNIVERSAL 6.00 01JUN29 144A	米ドル	49,144,516	60,021,999	0.11
380,000	ALLIED UNIVERSAL 6.875 15JUN30 144A	米ドル	54,303,970	60,712,722	0.11
637,000	ALLWYN ENTERTNMT 7.875 30APR29 144A	米ドル	88,212,694	101,988,740	0.19
800,000	ALNYLAM PHARMA 0.00 CV 15SEP28	米ドル	122,911,707	115,378,028	0.22
100,000	ALNYLAM PHARMA 1 CV 15SEP27	米ドル	15,508,172	20,489,413	0.04
683,000	ALPHA GENERATION 6.25 15JAN34 144A	米ドル	101,329,814	106,044,075	0.20
796,000	ALPHA GENERATION 6.75 15OCT32 144A	米ドル	119,998,952	126,962,002	0.24
100,000	ALPHATEC HLDGS INC 0.75 CV 15MAR30	米ドル	19,835,452	18,834,991	0.04
1,262,957	ALTICE FRAN LUX3 9.50 01NOV29 144A	米ドル	203,755,544	199,438,539	0.38
1,013,611	AMERICAN AIRLINES 5.75 20APR29 144A	米ドル	147,345,803	157,757,436	0.30
500,000	AMERICAN WATER CAP 3.625 CV 15JUN26	米ドル	70,979,158	76,816,059	0.15
300,000	AMPHASTAR PHARMACEU 2.00 CV 15MAR29	米ドル	48,028,747	43,097,041	0.08
467,000	ANGOLA REPUBLIC 9.375 08MAY48 REGS	米ドル	56,603,102	63,603,264	0.11
300,000	ANI PHARMACEUTICALS 2.25 CV 01SEP29	米ドル	56,107,103	59,921,144	0.11
864,000	ANTERO MIDSTREAM 5.75 01JUL34 144A	米ドル	135,773,509	134,044,783	0.25
899,000	ANYWHERE RE GRP/R 5.25 15APR30 144A	米ドル	124,677,811	132,388,874	0.25
1,418,000	APH1/2/3 AQUARIA 7.875 01NOV29 144A	米ドル	220,570,143	221,190,133	0.42
1,069,000	APLD COMPUTECO 9.25 15DEC30 144A	米ドル	163,316,882	170,667,103	0.32
100,000	APPLIED DIGITAL CORP 2.75 CV 1JUN30	米ドル	20,042,202	62,222,675	0.12
1,026,000	ARAB REP OF EGYPT 7.50 16FEB61 REGS	米ドル	108,943,936	133,901,388	0.25
1,177,000	ARCHES BUYER INC 6.125 1DEC28 144A	米ドル	156,362,855	177,386,864	0.33
920,000	ARCOSA INC 6.875 15AUG32 144A	米ドル	137,626,233	148,830,243	0.28
1,666,000	ARDONAGH FINC LTD 7.75 15FEB31 144A	米ドル	253,681,757	264,714,485	0.50
832,000	ARDONAGH GP FIN 8.875 15FEB32 144A	米ドル	126,624,269	131,521,970	0.25

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年 1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
．公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			日本円	日本円	%
1,960,957	ARGENTINA REP FRN 09JUL41 USD	米ドル	148,029,549	218,568,769	0.41
853,504	ARGENTINA REP OF FRN 09JUL35	米ドル	77,500,077	101,811,560	0.19
200,000	ARRAY TECH INC 2.875 CV 01JUL31	米ドル	39,076,212	53,494,149	0.10
660,000	ARSENAL AIC PARENT 8 01OCT30 144A	米ドル	99,282,851	107,608,132	0.20
441,000	ARTERA SERVICES 8.50 15FEB31 144A	米ドル	58,236,120	54,452,153	0.10
100,000	ASCENDIS PHARMA A/S 2.25 CV 01APR28	米ドル	20,451,433	22,582,997	0.04
350,000	AST SPACEMOBILE IN 2 CV 15JAN36	米ドル	55,252,128	78,647,175	0.15
250,000	AST SPACEMOBILE IN 2.375 CV 15OCT32	米ドル	53,887,286	74,968,779	0.14
100,000	ASTRONICS CORP 0.00 CV 15JAN31	米ドル	19,344,037	23,795,593	0.04
2,205,000	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	米ドル	291,623,258	327,801,059	0.62
745,000	ATLANTICA SUSTAI 4.125 15JUN28 144A	米ドル	105,094,681	112,330,843	0.21
300,000	AVIANCA MIDCO 2 9.625 14FEB30 REGS	米ドル	44,507,433	47,382,269	0.09
1,049,000	AVIS BUDGET CAR 8.25 15JAN30 144A	米ドル	170,397,458	166,863,673	0.32
200,000	AZULE ENERGY FIN 8.625 22JAN33 REGS	米ドル	31,786,015	30,759,046	0.06
632,000	BANCO NACIONAL COM FRN 11AUG31 REGS	米ドル	86,955,250	95,604,703	0.18
332,000	BANQUE OUEST AFRI 6.25 14OCT40 REGS	ユーロ	58,600,739	59,625,017	0.11
377,000	BANQUE OUEST AFRIC FRN 13FEB55 REGS	米ドル	55,053,022	58,619,087	0.11
572,000	BAUSCH HEALTH AM 8.50 31JAN27 144A	米ドル	83,801,459	87,391,039	0.15
727,000	BAUSCH HEALTH COS 11 30SEP28 144A	米ドル	102,334,033	116,111,168	0.22
372,000	BAUSCH HEALTH COS 5 30JAN28 144A	米ドル	51,372,126	48,962,155	0.09
1,009,778	BEACH ACQ BIDCO 10.00 15JUL33 144a	米ドル	151,838,870	170,863,058	0.32
1,075,000	BEACON MOBILITY 7.25 01AUG30 144A	米ドル	157,589,068	173,157,737	0.33
1,223,000	BELRON UK FIN PLC 5.75 15OCT29 144a	米ドル	181,392,480	191,816,351	0.36
222,000	BENIN REP OF 8.375 23JAN41 REGS	米ドル	32,337,317	36,144,668	0.07
300,000	BILL HOLDINGS INC 0.00 CV 01APR30	米ドル	37,811,850	41,217,434	0.08
500,000	BIOMARIN PHARMA 1.25 CV 15MAY27	米ドル	67,550,587	74,782,504	0.14
1,271,000	BKV UPSTREAM MIDST 7.5 15OCT30 144A	米ドル	193,817,047	198,812,641	0.38
350,000	BLACKLINE INC 1.00 CV 01JUN29	米ドル	53,165,388	53,681,619	0.10
300,000	BLACKSTONE MTGE 5.5 CV 15MAR27	米ドル	36,998,845	45,512,360	0.09
592,000	BLOCK COMM INC 4.875 1MAR28 144A	米ドル	83,121,709	89,358,931	0.17
550,000	BLOOM ENERGY CORP 0 CV 15NOV30	米ドル	77,297,423	97,663,383	0.18
526,000	BLUE RACER MID LLC 7 15JUL29 144A	米ドル	82,446,384	84,171,417	0.16
1,003,000	BOMBARDIER INC 6.75 15JUN33 144A	米ドル	150,848,258	162,312,517	0.31
200,000	BOSTON PROPERTIES 2.0 CV 01OCT30	米ドル	30,355,082	29,263,993	0.06
200,000	BOX INC 1.50 CV 15SEP29	米ドル	29,143,771	29,094,659	0.05
494,000	BRAZIL FED REP OF 5.50 06NOV30	米ドル	72,805,356	77,263,101	0.15
995,000	BRAZIL FED REP OF 6.625 15MAR25	米ドル	150,597,599	157,382,481	0.30
200,000	BRAZIL FED REP OF 7.25 12JAN56	米ドル	29,658,228	30,664,847	0.06
200,000	BRIDGEBIO PHARMA 1.75 CV 01MAR31	米ドル	35,982,341	54,938,106	0.10
200,000	BRIDGEBIO PHARMA 2.25 CV 1FEB29	米ドル	26,767,917	35,298,441	0.07
300,000	BRIDGEBIO PHARMA 2.5 CV 15MAR27	米ドル	48,779,768	88,553,984	0.17
908,000	BUILDERS FIRSTSOU 4.25 01FEB32 144A	米ドル	120,168,503	133,102,360	0.25
200,000	BURLINGTON STORES 1.25 CV 15DEC27	米ドル	43,000,398	46,151,211	0.09
1,019,000	CABLEVISION LP 3.875 15SEP27 144A	米ドル	149,330,942	156,123,906	0.29
925,000	CAESARS ENTERTAIN 7.0 15FEB30 144A	米ドル	141,119,454	147,056,779	0.28

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,000,000	CALIFORNIA BUYER 6.375 15FEB32 144A	米ドル	152,375,014	153,431,365	0.29
100,000	CAPITAL SOUTHWEST 5.125 CV 15NOV29	米ドル	14,684,921	15,409,393	0.03
1,120,000	CARNIVAL CORP 5.75 01AUG32 144A	米ドル	162,624,016	177,011,392	0.33
709,000	CARNIVAL CORP 6.125 15FEB33 144A	米ドル	110,437,403	112,319,544	0.21
1,320,000	CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	米ドル	197,703,819	200,165,932	0.38
510,000	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.50 01MAY32	米ドル	63,186,400	69,794,848	0.13
1,025,000	CCO HOLDINGS LLC 5 01FEB28 144A	米ドル	146,590,609	156,820,182	0.30
440,000	CELANESE US HOLDINGS 6.75 15APR33	米ドル	69,943,828	68,697,109	0.13
913,000	CENTENE CORP 4.625 15DEC29	米ドル	128,594,459	136,805,303	0.26
400,000	CENTERPOINT EGY INC 4.25 CV 15AUG26	米ドル	58,200,341	68,503,299	0.13
150,000	CENTRUS ENERGY 0.00 CV 15AUG32	米ドル	26,467,368	35,444,684	0.07
200,000	CHECK POINT SOFTWARE 0.00 CV 15DEC30	米ドル	31,365,194	30,249,209	0.06
200,000	CHEESECAKE FACTORY 2 CV 15MAR30	米ドル	28,938,121	32,619,885	0.06
200,000	CHEFS' WAREHOUSE 2.375 CV 15DEC28	米ドル	40,275,409	47,321,155	0.09
703,000	CHS COMM HEALTH 10.875 15JAN32 144A	米ドル	110,134,968	115,928,107	0.21
1,498,000	CHS COMM HEALTH 9.75 15JAN34 144A	米ドル	238,726,375	239,953,724	0.45
556,000	CIPHER COMPUTE 7.125 15NOV30 144A	米ドル	86,675,208	88,175,836	0.17
350,000	CIPHER MINING 0.00 CV 01OCT31	米ドル	77,018,665	73,376,742	0.14
650,000	CLARIOS GLOBAL 6.75 15FEB30 144A	米ドル	99,052,667	104,766,467	0.20
1,050,000	CLARIOS GLOBAL 6.75 15SEP32 144A	米ドル	162,039,296	167,071,040	0.32
100,000	CLEANSARK INC 0.00 CV 15FEB32	米ドル	15,176,623	13,454,355	0.03
200,000	CLEANSARK INC 0.00 CV 15JUN30	米ドル	38,411,546	36,145,111	0.07
639,000	CLEARWAY ENERGY 5.75 15JAN34 144A	米ドル	101,052,348	98,802,995	0.19
476,000	CLEVELAND CLIFFS 6.875 01NOV29 144A	米ドル	70,189,689	76,031,621	0.14
340,000	CLEVELAND CLIFFS 7.375 01MAY33 144A	米ドル	51,003,923	54,713,462	0.10
927,000	CLOUD SOFT GRP INC 6.5 31MAR29 144A	米ドル	129,631,240	141,632,210	0.27
310,000	CLOUD SOFT GRP INC 9 30SEP29 144A	米ドル	46,445,787	48,132,758	0.09
400,000	CLOUDFARE INC 0.00 CV 15AUG26	米ドル	67,094,441	68,109,212	0.13
500,000	CLOUDFARE INC 0.00 CV 15JUN30	米ドル	79,458,520	81,318,804	0.15
687,000	CLYDESDALE ACQ 6.875 15JAN30 144A	米ドル	105,360,707	106,394,132	0.20
714,000	CLYDESDALE ACQUIS 8.75 15APR30 144A	米ドル	103,903,220	110,007,904	0.21
400,000	CMS ENERGY CORP 3.375 CV 01MAY28	米ドル	55,086,220	66,224,987	0.13
100,000	CNX RESOURCES 2.25 CV 01MAY26	米ドル	25,419,884	44,935,085	0.08
1,447,000	CODELCO INC 5.95 08JAN34 REGS	米ドル	223,138,444	232,764,066	0.44
400,000	COINBASE GBL INC 0.25 CV 01APR30	米ドル	59,697,469	60,523,579	0.11
200,000	COINBASE GLOBAL INC 0.00 CV 01OCT32	米ドル	31,774,222	26,321,658	0.05
300,000	COINBASE GLOBAL INC 0.00 CV 10CT29	米ドル	50,369,930	41,819,809	0.08
250,000	COINBASE GLOBAL INC CV 0.5 01JUN26	米ドル	44,403,518	38,065,674	0.07
233,000	COLOMBIA REP OF 5.625 19FEB36	ユーロ	39,849,500	40,265,307	0.08
200,000	COLOMBIA REP OF 6.50 21JAN33	米ドル	31,349,286	30,621,744	0.06
446,000	COLOMBIA REP OF 7.375 25APR30	米ドル	68,423,732	72,024,876	0.14
454,000	COLUMBUS MCKINNON 7.125 1FEB33 144A	米ドル	71,331,290	70,238,203	0.13
200,000	COMISION FEDERAL 6.045 28JAN34 REGS	米ドル	31,755,055	30,833,258	0.06
400,000	COMMVAULT SYSTEMS 0.00 CV 15SEP30	米ドル	57,905,826	51,939,355	0.10
635,000	COMSTOCK RESOURCES 5.875 15JAN30	米ドル	88,793,504	95,443,947	0.18
695,000	COMSTOCK RESOURCES 6.75 01MAR29	米ドル	91,882,086	107,322,508	0.20

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
300,000	CONMED CORP 2.25 CV 15JUN27	米ドル	42,666,673	44,796,539	0.08
1,210,000	CONTOURGLB POWER 6.75 28FEB30 144A	米ドル	186,527,296	191,163,158	0.36
100,000	CORE SCIENTIFIC INC 3.00 CV 01SEP29	米ドル	20,603,919	29,354,433	0.06
1,330,000	CORELOGIC INC 4.50 01MAY28 144A	米ドル	191,557,037	200,869,769	0.38
273,000	COREWEAVE INC 9.00 01FEB31 144A	米ドル	42,124,672	40,926,141	0.08
1,000,000	COREWEAVE INC 9.25 01JUN30 144A	米ドル	148,731,771	151,661,640	0.29
300,000	CORMEDIX INC 4.00 CV 01AUG30	米ドル	55,279,283	46,879,347	0.09
203,000	CORPORACIAN QUIPORT 9 15DEC37 REGS	米ドル	31,154,586	33,633,686	0.06
1,128,000	CQP HOLDCO LP/BIP V CHI 5.5 15JUN31	米ドル	155,791,829	172,562,862	0.33
763,000	CSC HOLDINGS LLC 11.75 31JAN29 144A	米ドル	99,150,998	85,813,173	0.16
100,000	CYTOKINETICS INC 1.75 CV 01OCT31	米ドル	19,061,999	19,875,116	0.04
200,000	CYTOKINETICS INC 3.5 CV 01JUL27	米ドル	33,879,189	45,196,617	0.09
400,000	DAE FUNDING LLC 3.375 20MAR28 REGS	米ドル	52,750,100	59,929,561	0.11
500,000	DATADOG INC 0.00 CV 01DEC29	米ドル	76,816,483	75,546,054	0.14
1,277,000	DBR LAND HLDGS LLC 6.25 1DEC30 144A	米ドル	201,288,423	201,344,544	0.38
364,000	DEALER TIRE LLC/DT 8 01FEB28 144A	米ドル	53,000,160	55,837,630	0.11
400,000	DEXCOM INC 0.375 CV 15MAY28	米ドル	55,027,958	57,511,983	0.11
450,000	DIGITAL REALTY TRUST 1.875 15NOV29	米ドル	69,290,655	72,023,137	0.14
400,000	DIGITALOCEAN HLDGS 0.00 CV 15AUG30	米ドル	77,802,975	98,613,963	0.19
731,000	DIRECTV FIN LLC 10 15FEB31 144A	米ドル	107,173,019	115,998,317	0.22
801,000	DISCOVERY COMM 4.125 15MAY29 SER *	米ドル	108,093,289	119,458,793	0.23
736,000	DISH DBS CORP 5.125 01JUN29	米ドル	95,207,938	100,448,974	0.19
668,000	DISH DBS CORP 5.75 1DEC28 144A	米ドル	93,622,728	99,341,083	0.19
747,000	DISH DBS CORP 7.375 01JUL28	米ドル	101,036,435	111,020,717	0.21
300,000	DOMINICAN REP OF 5.50 22FEB29 REGS	米ドル	44,839,246	46,759,274	0.09
556,000	DOMINICAN REP OF 5.875 28OCT35 REGS	米ドル	84,693,564	85,225,167	0.16
150,000	DOMINICAN REP OF 6.6 01JUN36 REGS	米ドル	21,526,125	24,118,549	0.05
150,000	DOMINICAN REP OF 7.15 24FEB55 REGS	米ドル	23,304,738	24,672,733	0.05
850,000	DOORDASH INC 0.00 CV 15MAY30	米ドル	133,445,510	131,675,545	0.25
200,000	DROPBOX INC 0.00 CV 01MAR28	米ドル	24,859,983	30,572,483	0.06
750,000	DUKE ENERGY CORP 4.125 CV 15APR26	米ドル	107,453,967	119,669,106	0.23
507,000	DYCOM INDUSTRIES 4.5 15APR29 144A	米ドル	64,919,882	76,734,912	0.14
200,000	DYNAVAX TECHNOLOGIE 2.00 CV 15MAR30	米ドル	32,856,945	32,204,247	0.06
400,000	EAGLE FUNDING LUX 5.5 17AUG30	米ドル	60,180,530	62,376,487	0.12
1,539,000	ECHOSTAR CORP 10.75 30NOV29 SER .	米ドル	243,418,027	259,516,310	0.49
726,000	ECOPETROL SA 7.75 01FEB32	米ドル	107,252,236	114,741,648	0.22
200,000	ECUADOR REP OF 9.25 29JAN39 REGS	米ドル	30,784,054	31,511,896	0.06
371,301	ECUADOR REP OF FRN 31JUL40 REGS	米ドル	30,223,232	47,105,684	0.09
251,000	EL SALVADOR REP 7.65 15JUN35 REGS	米ドル	34,890,659	39,930,238	0.08
534,000	EL SALVADOR REP FRN 17APR30 RegS	米ドル	749,050	2,260,608	-
971,000	ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	米ドル	115,892,329	143,760,802	0.27
687,000	ELLUCIAN HLDG INC 6.50 01DEC29 144A	米ドル	105,184,573	104,755,294	0.20
1,706,000	EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	米ドル	244,278,480	271,819,540	0.51
768,000	ENCORE CAPITAL 6.625 15APR31 144A	米ドル	111,799,620	119,100,790	0.22

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A . 債券（続き）			日本円	日本円	%
200,000	ENDEAVOUR SILVER 0.25 CV 15JAN31	米ドル	32,283,169	42,127,219	0.08
226,953	ENERGEAN ISRAEL FIN 5.875 30MAR31	米ドル	31,580,396	33,925,312	0.06
100,000	ENERGY FUELS CV 0.75 1NOV31	米ドル	20,123,094	22,667,664	0.04
1,099,000	ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	米ドル	141,344,629	171,130,873	0.32
300,000	ENOVIS CORP 3.875 CV 15OCT28	米ドル	46,393,342	44,842,721	0.08
750,000	ENTEGRIIS ESCROW 5.95 15JUN30 144A	米ドル	102,534,757	117,488,161	0.22
100,000	ENVISTA HOLDINGS CO 1.75 CV 15AUG28	米ドル	13,865,137	14,893,694	0.03
100,000	EOS ENERGY ENTER 1.75 CV 1DEC31	米ドル	18,374,797	19,324,386	0.04
100,000	ETSY INC 0.125 CV 01OCT26	米ドル	14,936,370	15,440,181	0.03
100,000	ETSY INC CV 1 15JUN30	米ドル	15,499,662	15,532,545	0.03
400,000	EVERGY INC 4.50 CV 15DEC27	米ドル	67,834,025	77,924,427	0.15
736,000	EW SCRIPPS CO 9.875 15AUG30 144A	米ドル	106,134,696	112,568,862	0.21
100,000	EXELON CORP 3.25 CV 15MAR29	米ドル	15,590,175	15,389,381	0.03
500,000	EXPORT BK INDIA 3.25 15JAN30 REGS	米ドル	67,539,160	73,683,788	0.14
200,000	FEDERAL REALTY OP 3.25 CV 15JAN29	米ドル	30,226,803	30,941,939	0.06
495,000	FIESTA PURCHASER 7.875 01MAR31 144A	米ドル	77,669,309	78,047,089	0.15
676,000	FIESTA PURCHASER 9.625 15SEP32 144A	米ドル	104,337,413	105,484,945	0.20
200,000	FIRSTENERGY CORP 3.625 CV 15JAN29	米ドル	30,710,452	33,497,343	0.06
650,000	FIRSTENERGY CORP 4.00 CV 01MAY26	米ドル	89,680,073	103,813,286	0.20
300,000	FLUENCE ENERGY INC 2.25 CV 15JUN30	米ドル	46,725,947	79,288,720	0.15
300,000	FLUOR CORP 1.125 CV 15AUG29	米ドル	50,404,972	57,505,825	0.11
565,000	FMG RES AUG06 6.125 15APR32 144A	米ドル	71,087,255	90,538,144	0.17
1,054,000	FORVIA SE 6.75 15SEP33 144A	米ドル	161,403,243	166,400,911	0.31
250,000	FRESHPET INC 3.00 CV 01APR28	米ドル	68,464,820	47,856,097	0.09
1,150,000	FRONERI LUX FINCO SA 6 1AUG032 144a	米ドル	170,881,624	179,211,489	0.34
400,000	GABONESE REP 7 24NOV31 REGS	米ドル	46,726,926	51,402,135	0.10
383,000	GACI FIRST INV 4.75 14FEB30	米ドル	56,761,680	59,372,546	0.11
250,000	GALAXY DIGITAL LP 2.5 CV 01DEC29	米ドル	54,129,778	58,112,349	0.11
150,000	GAMESTOP CORP 0.00 CV 01APR30	米ドル	23,444,612	24,476,459	0.05
390,000	GDZ ELEKTRIK DAGT AS 9 15OCT29 REGS	米ドル	56,760,347	59,984,938	0.11
751,000	GFL ENVIRONMENTAL 5.5 1FEB34 144A	米ドル	115,575,068	115,716,062	0.22
336,414	GHANA REP OF FRN 3JUL35 REGS	米ドル	37,399,030	47,163,727	0.09
542,000	GLOBAL ATLANTIC 7.95 15JUN33 144A	米ドル	84,146,070	94,995,923	0.18
200,000	GLOBAL PAYMENTS INC 1.5 CV 01MAR31	米ドル	30,760,273	27,231,985	0.05
1,216,000	GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	米ドル	184,585,285	192,169,945	0.36
861,000	GRAFTECH GLOBAL 9.875 23DEC29 144A	米ドル	119,384,857	113,029,044	0.21
350,000	GRANITE CONSTRUCTIO 3.25 CV 15JUN30	米ドル	67,946,294	90,139,566	0.17
850,000	GRAPHIC PACK INT 6.375 15JUL32 144A	米ドル	124,439,967	132,172,981	0.25
782,000	GRAY MEDIA INC 7.25 15AUG33 144A	米ドル	115,192,263	122,970,837	0.23
261,000	GRAY TELEVISION 10.50 15JUL29 144A	米ドル	39,726,694	43,167,326	0.08
658,000	GREEN PIPELINES 6.1027 23AUG42 REGS	米ドル	99,036,334	104,701,326	0.20
200,000	GREENBRIER COS INC 2.875 CV 15APR28	米ドル	22,235,706	34,661,130	0.07
100,000	GUARDANT HEALTH INC 0.00 CV 15MAY33	米ドル	16,961,556	17,962,873	0.03
300,000	GUARDANT HEALTH INC 1.25 CV 15FEB31	米ドル	50,753,193	90,179,590	0.17
200,000	GUIDEWIRE SOFTWARE 1.25 CV 01NOV29	米ドル	30,821,487	30,187,633	0.06

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
1,363,000	GULFPORT ENER CORP 6.75 1SEP29 144A	米ドル	197,980,560	216,147,347	0.41
650,000	HAEMONETICS CORP 2.5 CV 01JUN29	米ドル	103,075,449	98,329,943	0.19
800,000	HALOZYME THERAPEUTICS 0 CV 15FEB31	米ドル	125,269,069	128,016,502	0.24
744,000	HERC HOLDINGS INC 5.75 15MAR31 144A	米ドル	115,210,743	115,390,000	0.22
281,000	HILTON DOMESTIC OP 5.5 31MAR34 144A	米ドル	43,800,870	43,467,061	0.08
740,000	HILTON DOMESTIC OPE 4 01MAY31 144A	米ドル	88,173,166	108,767,115	0.21
200,000	HIMS & HERS HEALTH 0.00 CV 15MAY30	米ドル	32,501,686	26,477,679	0.05
717,000	HOWDEN UK REF/US 7.25 15FEB31 144A	米ドル	109,757,194	113,974,859	0.22
829,000	HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 144A	米ドル	133,438,235	130,112,317	0.25
300,000	HUNGARY GOVT 5.50 26MAR36 REGS	米ドル	43,872,258	45,855,054	0.09
344,000	ICAHN ENTERPRISES 9.75 15JAN29	米ドル	51,346,580	53,265,588	0.10
300,000	ILIAD HOLDING SAS 8.50 15APR31 144A	米ドル	47,080,133	49,551,715	0.09
623,000	INDONESIA REP OF 4.125 15JAN37	ユーロ	105,018,241	113,716,792	0.21
150,000	INNOVIVA INC 2.125 CV 15MAR28	米ドル	18,634,746	23,573,601	0.04
741,000	INSTALLED BUILD 5.625 01FEB34 144A	米ドル	117,430,366	114,419,276	0.22
704,000	INSULET CORP 6.5 01APR33 144A	米ドル	106,223,329	112,692,453	0.21
400,000	INTEGER HOLDINGS 1.875 CV 15MAR30	米ドル	60,079,842	58,589,563	0.11
100,000	INTERDIGITAL INC CV 3.5 1JUN27	米ドル	18,830,247	65,932,501	0.12
815,000	INVERSION ESCROW 6.75 01AUG32 144A	米ドル	120,910,597	124,268,063	0.23
200,000	IONIS PHARMA 0.00 CV 01APR26	米ドル	27,851,886	44,627,205	0.08
200,000	IONIS PHARMA 0.00 CV 01DEC30	米ドル	33,519,121	34,290,134	0.06
100,000	IONIS PHARMA INC 1.75 CV 15JUN28	米ドル	14,202,986	25,530,948	0.05
495,000	IQVIA INC 6.25 01JUN32 144A	米ドル	70,738,067	79,111,760	0.15
200,000	IRHYTHM HOLDINGS INC 1.5 CV 01SEP29	米ドル	38,919,172	38,233,132	0.07
480,000	IRON MOUNTAIN 4.875 15SEP29 144A	米ドル	68,360,822	72,924,008	0.14
286,000	IRON MOUNTAIN INC 5.25 15MAR28 144A	米ドル	41,116,105	43,944,412	0.08
200,000	ISRAEL ELECTRIC CORP 5.633 28JAN38	米ドル	31,575,027	30,764,785	0.06
440,000	ISRAEL STATE OF 5.75 12MAR54	米ドル	61,749,046	65,085,568	0.12
301,000	ISRAEL STATE OF 5.875 13JAN56	米ドル	45,533,966	45,146,556	0.09
200,000	ITRON INC 1.375 CV 15JUL30	米ドル	30,931,372	32,866,189	0.06
970,000	JANE STREET GRP 6.125 1NOV32 144A	米ドル	145,162,310	152,059,016	0.29
1,010,000	JANE STREET GRP 7.125 30APR31 144A	米ドル	156,698,655	163,415,377	0.31
300,000	JAZZ INVESTMENTS I 3.125 CV 15SEP30	米ドル	52,692,116	60,036,599	0.11
300,000	JAZZ INVESTMENTS I LTD 2 CV 15JUN26	米ドル	45,051,008	51,008,018	0.10
200,000	JBT MAREL CORP 0.375 CV 15SEP30	米ドル	30,718,337	33,158,675	0.06
825,000	JETBLUE AIRWAYS LOYAL 9.875 20SEP31	米ドル	121,192,612	128,411,348	0.24
498,000	JONES DESLAURIER 6.875 01OCT33 144A	米ドル	73,853,164	74,583,564	0.14
1,032,000	KENNEDY-WILSON INC 4.75 01FEB30	米ドル	153,087,485	152,290,611	0.29
203,000	KENYA REP OF 9.75 16FEB31 REGS	米ドル	31,661,993	34,528,007	0.07
478,000	KINGDOM OF JORDAN 5.75 12NOV32 REGS	米ドル	72,613,338	72,151,734	0.14
200,000	KINGDOM OF JORDAN 5.85 07JUL30 REGS	米ドル	27,164,536	30,937,303	0.06
1,306,000	KIOXIA HOLDINGS 6.625 24JUL33 144A	米ドル	199,797,078	210,130,688	0.40

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
439,000	KUWAIT INTL BOND 4.652 09OCT35 REGS	米ドル	64,996,188	66,600,470	0.13
200,000	LANTHEUS HLDGS INC 2.625 CV 15DEC27	米ドル	41,385,380	35,098,319	0.07
969,000	LBM ACQUISITI LLC 6.25 15JAN29 144A	米ドル	134,791,041	137,791,213	0.26
100,000	LCI INDUSTRIES 3.00 CV 01MAR30	米ドル	15,427,852	21,143,658	0.04
1,249,000	LEBANESE REP DFLT 8.25 17MAY34 SR89	米ドル	28,274,057	56,239,284	0.11
485,000	LEVEL 3 FINANCIN 6.875 30JUN33 144A	米ドル	70,234,332	76,923,871	0.15
832,000	LEVEL 3 FINANCING 7.00 31MAR34 144A	米ドル	123,280,324	132,503,944	0.25
835,958	LEVEL 3 FINANCING 8.50 15JAN36 144A	米ドル	131,135,622	131,343,300	0.25
100,123	LEVIATHAN BD LTD 6.75 30JUN30	米ドル	14,311,026	15,791,660	0.03
350,000	LIBERTY MEDIA CORP 2.25 CV 15AUG27	米ドル	61,207,870	63,038,429	0.12
100,000	LIFE360 INC 0.00 CV 01JUN30	米ドル	17,212,056	16,363,821	0.03
790,000	LIFEPOINT HEALTH 10.00 01JUN32 144A	米ドル	121,076,934	128,330,600	0.24
400,000	LIFEPOINT HEALTH 8.375 15FEB32 144A	米ドル	68,301,672	66,768,765	0.13
263,000	LIFEPT HEALTH 9.875 15AUG30 144A	米ドル	38,777,848	43,409,243	0.08
100,000	LIGAND PHARMA 0.75 CV 01OCT30	米ドル	16,025,023	18,540,533	0.04
1,071,000	LIGHT AND WONDER 6.25 01OCT33 144A	米ドル	161,006,697	167,283,431	0.32
570,000	LIGHTNING POW LLC 7.25 15AUG32 144A	米ドル	94,283,739	93,332,047	0.18
200,000	LIVANOVA USA INC 2.50 CV 15MAR29	米ドル	30,331,771	36,533,040	0.07
600,000	LIVE NATION ENTERT 2.875 CV 15JAN30	米ドル	95,536,376	98,506,205	0.19
350,000	LIVE NATION ENTERT 3.125 CV 15JAN29	米ドル	56,419,808	80,247,381	0.15
853,000	LUMEN TECH INC 10 15OCT32 144A	米ドル	124,735,204	131,310,818	0.25
477,000	LUMEN TECH INC 5.375 15JUN29 144A	米ドル	60,390,013	68,857,329	0.13
470,000	LUMEN TECH INC 7.6 15SEP39 SER P	米ドル	60,761,009	70,341,866	0.13
300,000	LUMENTUM HDG INC 0.50 CV 15JUN28	米ドル	40,139,507	135,590,350	0.26
300,000	LUMENTUM HLDG INC 0.375 CV 15MAR32	米ドル	94,033,873	102,085,310	0.19
150,000	LUMENTUM HOLDINGS 1.5 CV 15DEC29	米ドル	24,448,611	126,908,134	0.24
200,000	LYFT INC 0.00 CV 15SEP30	米ドル	35,830,260	33,112,493	0.06
300,000	LYFT INC 0.625 CV 01MAR29	米ドル	48,819,375	53,243,227	0.10
500,000	MACOM TECH SOLUTIONS 0 CV 15DEC29	米ドル	80,068,948	113,684,688	0.21
932,000	MADISON IAQ LLC 4.125 30JUN28 144A	米ドル	135,870,121	141,554,086	0.27
100,000	MARRIOT VACATION 3.25 CV 15DEC27	米ドル	13,051,812	14,793,633	0.03
676,000	MATADOR RESOURCES 6.5 15APR32 144A	米ドル	102,223,444	106,070,407	0.20
1,076,000	MEDLINE BORROWER 5.25 01OCT29 144A	米ドル	155,437,845	165,770,127	0.31
513,000	MEDLINE BORROWER 6.25 01APR29	米ドル	77,812,558	81,551,446	0.15
205,000	MERCER INTL INC 12.875 01OCT28 144A	米ドル	28,867,424	22,887,928	0.04
300,000	MERIT MEDICAL SYST CV 3.00 01FEB29	米ドル	54,425,337	53,086,208	0.10
300,000	MICROCHIP TECHNO 0.75 CV 01JUN30	米ドル	42,518,001	47,925,102	0.09
300,000	MICROSTRATEGY INC 0.00 CV 1MAR30	米ドル	43,870,399	40,478,522	0.08
359,000	MIDWEST GAMING BO 4.875 1MAY29 144A	米ドル	49,800,873	54,283,730	0.10
200,000	MIRION TECH 0.25 CV 01JUN30	米ドル	32,975,597	40,178,339	0.08
200,000	MIRION TECHNOLOGIES 0.00 CV 01OCT31	米ドル	36,129,287	34,713,469	0.07
50,000	MIRUM PHARMACEUTIC 4.00 CV 01MAY29	米ドル	9,075,104	25,356,804	0.05
444,000	MIWD HLDGCO II 5.5 01FEB30 144A	米ドル	63,134,107	66,337,454	0.13

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
．公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			日本円	日本円	%
500,000	MKS INSTRUMENTS INC 1.25 CV 1JUN30	米ドル	85,467,862	132,860,986	0.25
470,000	MOHEGAN TRIBAL 11.875 15APR31 144A	米ドル	77,315,716	76,081,440	0.14
583,000	MOHEGAN TRIBAL 8.25 15APR30 144A	米ドル	89,482,239	93,491,354	0.18
1,046,000	MOSS CREEK RESOURC 8.25 01SEP31	米ドル	150,963,658	156,602,703	0.30
319,000	MOZART DEBT MRGR 3.875 01APR29 144A	米ドル	40,007,734	48,039,904	0.09
200,000	MP MATERIALS CORP CV 3.00 01MAR30	米ドル	30,994,993	92,210,059	0.17
541,000	NASSAU COMPANIES 7.875 15JUL30 144A	米ドル	79,674,882	79,236,979	0.15
300,000	NAVOI MINING 6.75 14MAY30 REGS	米ドル	45,470,474	48,558,400	0.09
600,000	NCL COPORATION LTD 0.75 CV 15SEP30	米ドル	93,024,567	89,823,989	0.17
100,000	NCL CORPORATION 0.875 CV 15APR30	米ドル	17,207,983	17,462,494	0.03
448,000	NCL CORPORATION 5.875 15JAN31 144A	米ドル	66,093,528	69,087,877	0.13
1,382,000	NCL CORPORATION 6.75 1FEB32 144A	米ドル	212,119,490	217,748,437	0.41
200,000	NEBIUS GROUP NV 1.00 CV 15SEP30	米ドル	37,570,020	32,312,005	0.06
150,000	NEOGENOMICS INC 0.25 CV 15JAN28	米ドル	16,337,360	21,041,673	0.04
490,000	NEPTUNE BIDCO 9.29 15APR29 144A	米ドル	72,446,516	77,295,319	0.15
965,000	NEPTUNE BIDCO US 9.50 15FEB33 144A	米ドル	151,199,129	150,835,938	0.28
600,000	NEXTERA ENERGY CAP 3.0 CV 01MAR27	米ドル	114,530,769	123,028,846	0.23
200,000	NICKEL INDUSTRIES 9.00 30SEP30 REGS	米ドル	30,449,702	32,336,820	0.06
650,000	NISSAN MOTOR ACC 6.125 30SEP30 144A	米ドル	101,180,294	99,769,392	0.19
681,000	NISSAN MOTOR CO 7.5 17JUL30 144A	米ドル	103,751,153	110,054,993	0.21
798,000	NOBLE FINANCE II LLC 8 15APR30 144A	米ドル	123,555,372	127,982,934	0.24
644,000	NORTHERN OIL & GA 8.75 15JUN31 144A	米ドル	94,762,516	102,517,596	0.19
500,000	NORTHERN OIL GAS 3.625 CV 15APR29	米ドル	73,168,183	78,047,579	0.15
507,000	NORTHERN OIL&GAS 7.875 15OCT33 144A	米ドル	76,026,903	78,841,478	0.15
850,000	NORTHRIVER MIDST 6.75 15JUL32 144A	米ドル	131,858,528	132,953,233	0.25
497,000	NOVELIS CORP 4.75 30JAN30 144A	米ドル	58,688,269	74,166,570	0.14
750,000	NOVELIS CORP 6.375 15AUG33 144A	米ドル	118,356,484	117,568,171	0.22
592,000	NRG ENERGY INC 3.875 15FEB32 144A	米ドル	73,018,999	85,258,690	0.16
298,000	NRG ENERGY INC 5.75 15JAN34 144A	米ドル	44,118,974	46,140,235	0.09
1,055,000	NRG ENERGY INC 6.25 01NOV34 144A	米ドル	163,722,983	166,591,919	0.31
400,000	NRG ENERGY INC FRN PERP 144A	米ドル	56,223,659	67,640,865	0.13
200,000	NUTANIX INC 0.25 CV 01OCT27	米ドル	22,904,415	31,711,639	0.06
200,000	NUTANIX INC 0.5 CV 15DEC29	米ドル	31,986,926	28,001,685	0.05
200,000	OFFICE CHERIFIEN 6.7 01MAR36 REGS	米ドル	30,748,784	32,629,820	0.06
400,000	OKTA INC CV 0.375 15JUN26	米ドル	54,891,473	60,498,419	0.11
533,000	OLYMPUS WTR HLDG 7.25 15FEB33 144*	米ドル	81,326,923	81,868,376	0.15
500,000	ON SEMICONDUCT CORP 0.00 CV 01MAY27	米ドル	95,081,159	99,560,694	0.19
200,000	ON SEMICONDUCTOR 0.50 CV 01MAR29	米ドル	27,735,357	30,326,179	0.06
730,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.50 15MAY31	米ドル	113,318,971	117,855,325	0.22
542,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.875 15MAR30	米ドル	80,575,407	88,045,289	0.17
380,000	OPTICS BIDCO 7.721 4JUN38 SER2038	米ドル	59,589,980	59,974,546	0.11
957,000	OPTION CARE HLTH 4.375 31OCT29 144A	米ドル	124,572,598	143,970,714	0.27
500,000	ORMAT TECH INC 2.5 CV 15JUL27	米ドル	79,526,904	115,732,090	0.22
210,000	OSAIC HOLDINGS 8.0 01AUG33 SER JAN	米ドル	34,031,656	33,560,528	0.06
840,000	OSAIC HOLDINGS INC 8.0 01AUG33 144A	米ドル	130,504,356	134,239,527	0.25

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
300,000	OSI SYSTEMS INC 0.5 CV 01FEB31	米ドル	47,382,331	47,365,399	0.09
200,000	OSI SYSTEMS INC 2.25 CV 01AUG29	米ドル	29,915,559	47,784,425	0.09
978,000	PANAMA REPUBLIC OF 2.252 29SEP32	米ドル	110,768,008	124,245,631	0.23
635,000	PANTHER ESCROW 7.125 01JUN31 144A	米ドル	102,808,939	100,559,138	0.19
200,000	PAR TECHNOLOGY CORP 1.5 CV 15OCT27	米ドル	23,585,684	29,765,838	0.06
200,000	PARAGUAY REP 6.65 04MAR55 REGS	米ドル	28,673,319	32,863,726	0.06
815,000	PARK INTERM HLDG 4.875 15MAY29 144A	米ドル	107,495,687	122,761,991	0.23
500,000	PARSONS CORP 2.625 CV 01MAR29	米ドル	80,724,469	82,742,749	0.16
100,000	PATRICK IND INC 1.75 CV 01DEC28	米ドル	23,135,735	30,564,786	0.06
50,000	PEABODY ENERGY CORP 3.25 CV 01MAR28	米ドル	8,555,539	15,355,514	0.03
50,000	PELTON INTERACTIVE 5.5 CV 01DEC29	米ドル	9,474,780	12,165,108	0.02
200,000	PENNYMAC CORP 8.5 CV 01JUN29	米ドル	29,973,202	33,050,917	0.06
904,000	PENNYMAC FIN SVC 6.75 15FEB34 144A	米ドル	135,700,941	143,336,611	0.27
472,000	PENNYMAC FIN SVC 7.125 15NOV30 144A	米ドル	72,089,598	75,316,117	0.14
917,000	PERTAMINA HULU EN 5.25 21MAY30 REGS	米ドル	137,608,965	143,486,168	0.27
449,000	PERTAMINA PT 6 03MAY42 REGS	米ドル	65,417,523	68,773,464	0.12
1,054,000	PETROLEO DE PERU 5.625 19JUN47 REGS	米ドル	105,447,933	108,709,348	0.20
893,000	PETROLEO DEL PERU 4.75 19JUN32 REGS	米ドル	104,722,585	104,032,841	0.19
1,714,000	PETROLEOS MEXICAN 5.95 28JAN31	米ドル	225,004,647	256,848,779	0.48
909,000	PETROLEOS MEXICAN 7.69 23JAN50	米ドル	109,140,670	125,811,827	0.24
1,798,914	PETROLEOS VENEZ DFLT 6 15NOV26 REGS	米ドル	40,065,474	84,185,145	0.16
400,000	PETRONAS CAPITAL 3.5 21APR30 REGS	米ドル	56,690,335	59,788,306	0.11
449,000	PETRONAS CAPITAL 5.848 03APR55 REGS	米ドル	66,405,243	71,604,111	0.14
1,063,000	PETSMART INC/FI 7.50 15SEP32	米ドル	159,636,956	167,850,266	0.32
400,000	PG&E CORP 4.25 CV 01DEC27	米ドル	60,830,321	62,542,742	0.12
657,000	PG&E CORP 5.0 01JUL28	米ドル	92,946,670	100,972,156	0.19
490,000	PG&E CORP 5.25 01JUL30	米ドル	68,849,700	74,891,663	0.14
923,000	PHH ESCROW ISSUER 9.875 1NOV29 144A	米ドル	141,558,831	146,075,685	0.28
400,000	PHILIPPINE REPUBLIC OF 5.0 27JAN36	米ドル	62,703,982	61,666,362	0.12
200,000	PLANET LABS PBC 0.5 CV 15OCT30	米ドル	58,729,637	73,429,379	0.14
383,000	PORT OF SPAIN 7.875 19FEB40 REGS	米ドル	56,580,352	57,272,948	0.11
901,000	POST HOLDINGS 4.625 15APR30 144A	米ドル	106,731,914	135,103,449	0.26
264,000	POST HOLDINGS 6.375 01MAR33 144A	米ドル	40,101,490	40,973,936	0.08
690,000	POST HOLDINGS 6.5 15MAR36 144A	米ドル	107,284,575	106,244,834	0.20
200,000	POST HOLDINGS INC CV 2.5 15AUG27	米ドル	28,636,188	33,251,039	0.06
300,000	PPL CAPITAL FUND 2.875 CV 15MAR28	米ドル	40,556,147	51,954,749	0.10
200,000	PROGRESS SOFT CORP 1 CV 15APR26	米ドル	34,025,503	30,520,144	0.06
300,000	PROGRESS SOFT CORP 3.50 CV 01MAR30	米ドル	49,633,368	46,066,544	0.09
244,000	PROVINCE SANTA FE 8.10 11DEC34 REGS	米ドル	37,251,104	36,567,861	0.07
240,000	PROVINCIA CORDOBA 8.6 03FEB35 REGS	米ドル	36,400,420	36,243,633	0.07
100,000	Q2 HOLDINGS INC CV 0.75 01JUN26	米ドル	14,654,271	15,232,362	0.03
200,000	QIAGEN NV 2.5 CV 10SEP31	米ドル	32,656,825	35,822,785	0.07
272,000	QNITY ELECTRON 6.25 15AUG33 144A	米ドル	40,525,973	43,197,504	0.08
853,000	QNITY ELECTRONICS 5.75 15AUG32 144A	米ドル	131,696,243	133,682,555	0.25
711,000	QUIKRETE HLDGS 6.375 01MAR32 144A	米ドル	110,651,836	113,426,283	0.21

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
723,000	QUIKRETE HOLDINGS 6.75 01MAR33 144A	米ドル	114,041,454	115,582,947	0.22
978,000	QXO BLDG PRODUCTS 6.75 30APR32 144A	米ドル	145,038,505	155,002,018	0.29
861,000	RADIOLOGY PART 8.50 15JUL32 144A	米ドル	125,104,580	139,666,489	0.26
436,000	RAKUTEN GROUP INC 9.75 15APR29 144A	米ドル	69,383,815	75,133,884	0.14
200,000	RAPID7 INC 1.25 CV 15MAR29	米ドル	27,276,649	27,899,137	0.05
693,000	RAVEN ACQUISITIO 6.875 15NOV31 144A	米ドル	104,686,574	106,473,629	0.20
200,000	REP OF GUATEMALA 6.125 01JUN50 REGS	米ドル	30,114,438	30,168,237	0.06
250,000	REPLIGEN CORP CV 1 15DEC28	米ドル	38,350,603	41,563,799	0.08
956,000	RESIDEO FUND INC 4 01SEP29 144A	米ドル	136,393,487	141,395,218	0.27
100,000	REXFORD IND REALTY 4.125 CV 15MAR29	米ドル	15,526,393	15,446,339	0.03
100,000	REXFORD IND REALTY 4.375 CV 15MAR27	米ドル	15,295,985	15,393,999	0.03
150,000	RIOT PLATFORMS INC 0.75 CV 15JAN30	米ドル	35,949,363	32,292,763	0.06
1,164,000	RITHM CAPITAL CO 8 01APR29 144A	米ドル	174,715,904	183,722,739	0.35
711,000	RITHM CAPITAL CO 8 15JUL30 144A	米ドル	103,757,374	112,296,197	0.21
872,000	RLJ LODGING TRUST 4 15SEP29 144A	米ドル	105,351,030	127,445,742	0.24
1,400,000	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	米ドル	185,984,947	213,094,007	0.40
842,000	ROCKET COS INC 6.125 01AUG30 144A	米ドル	129,621,447	133,056,359	0.25
1,393,000	ROCKETMTGE CO-IS 4 15OCT33 144A	米ドル	184,464,456	197,212,000	0.37
818,000	ROCKIES EXPRESS 4.80 15MAY30 144A	米ドル	111,239,486	124,058,415	0.23
619,000	ROMANIA GOVT 6.125 7OCT37 REGS	ユーロ	107,393,365	117,980,817	0.22
300,000	RUBRIK INC 0 CV 15JUN30	米ドル	44,980,382	41,840,891	0.08
867,237	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 144A	米ドル	121,827,539	134,010,171	0.25
123,882	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 REGS	米ドル	17,878,480	19,142,919	0.04
250,000	SASOL FINANCIN USA LLC 5.50 18MAR31	米ドル	30,581,943	33,900,289	0.06
250,000	SEAGATE HDD CAYMAN 3.50 CV 01JUN28	米ドル	60,899,529	209,031,275	0.39
1,239,000	SEALED AIR CORP 5 15APR29 144A	米ドル	174,983,797	192,173,780	0.36
100,000	SEMTECH CORP 0 CV 15OCT30	米ドル	15,800,386	17,556,856	0.03
100,000	SEMTECH CORP 1.625 CV 1NOV27	米ドル	18,646,690	34,551,832	0.07
100,000	SHAKE SHACK INC 0 CV 01MAR28	米ドル	15,536,681	14,624,299	0.03
200,000	SHIFT4 PAYMENTS INC CV 0.5 01AUG27	米ドル	24,373,911	29,602,661	0.06
1,484,000	SIMMONS FOOD INC 4.625 01MAR29 144A	米ドル	206,592,452	219,971,872	0.42
846,000	SINCLAIR TELE GP 8.125 15FEB33 144A	米ドル	126,438,978	133,820,525	0.25
859,000	SIRIUS XM RADIO 4.125 01JUL30 144A	米ドル	119,760,747	124,888,027	0.24
569,000	SM ENERGY CO 6.75 01AUG29 144A	米ドル	86,623,371	88,434,317	0.17
300,000	SNOWFLAKE INC 0 CV 01OCT27	米ドル	64,586,660	64,317,181	0.12
400,000	SNOWFLAKE INC 0 CV 01OCT29	米ドル	80,392,735	88,700,227	0.17
250,000	SOFI TECHN INC 0 CV 15OCT26	米ドル	33,285,862	47,375,034	0.09
50,000	SOFI TECHNOLOGIES 1.25 CV 15MAR29	米ドル	7,485,504	20,397,049	0.04
250,000	SOLARIS ENERGY INFRA 0.25 CV 10CT31	米ドル	45,273,896	47,894,582	0.09
844,000	SOTERA HEALTH 7.375 01JUN31 144A	米ドル	132,296,547	136,543,367	0.26
819,000	SOUTH AFRICA REP 5.875 22JUN30	米ドル	121,929,150	129,848,801	0.25
100,000	SOUTH AFRICA REP 7.10 19NOV36 REGS	米ドル	15,394,498	16,303,374	0.03
200,000	SOUTH AFRICA REP 7.25 11DEC55 REGS	米ドル	30,533,380	29,864,359	0.06

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
500,000	SOUTHERN CO 4.5 CV 15JUN27	米ドル	81,530,799	82,550,324	0.16
310,000	SPECTRUM BRANDS INC 3.375 CV 1JUN29	米ドル	46,492,929	46,051,150	0.09
780,000	SS&C TECHNOLOGIES 6.50 01JUN32 144A	米ドル	117,969,285	123,950,482	0.23
100,000	SSR MINING INC 2.50 CV 01APR39	米ドル	20,326,451	23,614,395	0.04
419,000	STANDARD BUILD 5.875 15MAR34 144A	米ドル	65,229,946	64,444,278	0.12
307,000	STANDARD IND 4.75 15JAN28 144A	米ドル	38,391,819	47,008,371	0.09
1,200,000	STAPLES INC 10.75 01SEP29 144A	米ドル	171,477,552	181,529,044	0.34
295,000	STARWOOD PROP TST 6.5 01JUL30 144A	米ドル	45,588,675	47,301,723	0.09
699,000	STARWOOD PROP TST 7.25 01APR29 144A	米ドル	105,777,725	113,400,120	0.21
150,000	STARWOOD PROPERTY 6.75 CV 15JUL27	米ドル	22,386,281	23,922,275	0.05
527,000	STATION CASINOS 4.625 01DEC31 144A	米ドル	72,949,175	77,789,822	0.15
740,000	STONEPEAK NILE 7.25 15MAR32 144A	米ドル	106,011,095	120,322,838	0.23
300,000	STRATEGY INC 0 CV 01DEC29	米ドル	37,859,160	38,751,315	0.07
100,000	STRATEGY INC 0.875 CV 15MAR31	米ドル	17,890,598	15,594,121	0.03
100,000	STRIDE INC CV 1.125 01SEP27	米ドル	10,002,340	25,661,797	0.05
1,310,000	SUNOCO LP 5.625 15MAR31 144A	米ドル	202,485,686	203,094,807	0.38
100,000	SUPER MICRO COMP 2.25 CV 15JUL28	米ドル	18,317,587	15,047,634	0.03
800,000	SUPER MICRO COMP 3.5 CV 01MAR29	米ドル	127,626,428	112,819,546	0.21
200,000	SUPER MICRO COMPUT 0 CV 15JUN30	米ドル	36,841,182	26,828,662	0.05
150,000	TANDEM DIABET 1.50 CV 15MAR29 S2024	米ドル	23,995,858	23,134,295	0.04
972,000	TEAM HEALTH INC 8.375 30JUN28 144A	米ドル	148,139,881	151,079,964	0.29
150,000	TECPETROL SA 7.625 3NOV30 REGS	米ドル	22,850,271	23,060,981	0.04
300,000	TEMPUS AI INC 0.75 CV 15JUL30	米ドル	55,186,827	51,423,656	0.10
1,327,000	TENET HEALTHCARE 4.625 15JUN28	米ドル	190,498,029	203,744,250	0.38
140,000	TENET HEALTHCARE 6 15NOV33 144A	米ドル	21,575,426	22,136,230	0.04
880,000	TENET HEALTHCARE 6.75 15MAY31	米ドル	119,271,582	140,665,887	0.27
1,030,000	TENET HEALTHCARE CORP 4.25 01JUN29	米ドル	145,250,413	156,039,168	0.29
100,000	TERAWULF INC 0 CV 01MAY32	米ドル	16,065,435	15,244,678	0.03
250,000	TERAWULF INC 1 CV 01SEP31	米ドル	56,364,118	53,359,451	0.10
1,121,000	TERRAFORM POWER 4.75 15JAN30 144A	米ドル	168,241,371	167,231,475	0.32
350,000	TETRA TECH INC CV 2.25 15AUG28	米ドル	56,740,884	62,997,642	0.12
926,000	TRANSDIGM INC 6.375 01MAR29 144A	米ドル	138,621,585	146,485,769	0.28
618,000	TRANSDIGM INC 6.375 31MAY33 144A	米ドル	89,030,023	96,851,057	0.18
1,190,000	TRANSDIGM INC 6.875 15DEC30 144A	米ドル	174,101,920	190,813,274	0.36
765,000	TRANSDIGM INC 7.125 01DEC31 144A	米ドル	116,013,370	123,331,161	0.23
150,000	TRANSMEDICS GROUP 1.50 CV 01JUN28	米ドル	30,938,053	37,916,631	0.07
591,000	TRIMAS CORP 4.125 15APR29 144A	米ドル	86,348,984	88,694,177	0.17
100,000	TRIP.COM GROUP LTD 0.75 CV 15JUN29	米ドル	18,309,893	17,526,068	0.03
300,000	TURK TELECOMUNIK 6.95 07OCT32 REGS	米ドル	44,416,529	47,040,204	0.09
765,000	TURKEY REP OF 6.8 4NOV36	米ドル	116,911,201	117,293,749	0.22
760,000	TURKEY REP OF 6.875 17MAR36	米ドル	109,175,520	118,435,805	0.22
385,000	TURKEY REP OF 7.25 29MAY32	米ドル	54,807,280	62,144,733	0.12
200,000	TURKIYE VARLIK FONU 7.75 10SEP35	米ドル	29,747,043	32,044,304	0.06
350,000	TYLER TECHNOLOGIES CV 0.25 15MAR26	米ドル	53,405,863	53,528,785	0.10
700,000	UBER TECH 0.875 CV 01DEC28 SER 2028	米ドル	147,418,464	139,492,729	0.26

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
400,000	UBER TECH INC 0 CV 15MAY28	米ドル	66,101,298	62,284,628	0.12
150,000	UGI CORP 5.0 CV 01JUN28	米ドル	24,434,137	35,248,411	0.07
1,209,000	UKG INC 6.875 1FEB31 144A	米ドル	184,131,789	185,595,708	0.35
68,282	UKRAINE GOVT FRN 1FEB30 REGS	米ドル	3,722,314	6,674,695	0.01
251,495	UKRAINE GOVT FRN 1FEB32 REGS	米ドル	29,985,946	30,919,002	0.06
347,735	UKRAINE GOVT FRN 1FEB35 REGS	米ドル	26,315,959	33,256,084	0.06
337,397	UKRAINE GOVT FRN 1FEB36 REGS	米ドル	26,825,818	29,510,667	0.06
450,000	UNITED AIRLINES 5.375 01MAR31	米ドル	69,264,123	69,963,797	0.13
200,000	UNITED MEXICAN STATES 3.75 19APR71	米ドル	18,036,530	18,092,568	0.03
398,000	UNITED MEXICAN STATES 5.375 22MAR33	米ドル	58,248,296	60,266,385	0.11
200,000	UNITED MEXICAN STATES 6.125 09FEB38	米ドル	31,242,486	30,663,308	0.06
1,010,000	UNITED MEXICAN STATES 6.875 13MAY37	米ドル	155,624,942	164,341,724	0.31
200,000	UNITED MEXICAN STATES 7.375 13MAY55	米ドル	29,920,740	32,949,317	0.06
965,000	UNITED RENTALS NORTH 3.75 15JAN32	米ドル	115,902,330	138,753,231	0.26
513,000	UNITI GP/CSL CAP 6 15JAN30 144A	米ドル	72,503,855	74,446,208	0.14
724,000	UNITI GRP/CSL CAP 6.50 15FEB29 144A	米ドル	101,689,154	108,088,006	0.20
300,000	UNITY SOFTWARE 0 CV 15MAR30	米ドル	59,998,566	61,046,830	0.12
600,000	UPC BROADBAND 4.875 15JUL31 144A	米ドル	81,031,075	88,598,318	0.17
50,000	UPSTART HLGS INC CV 1 15NOV30	米ドル	8,952,467	6,672,336	0.01
100,000	UPSTART HLGS INC CV 2 10CT29	米ドル	20,875,346	18,973,104	0.04
895,000	UWM 6.25 15MAR31 144A	米ドル	135,035,657	136,737,092	0.26
1,082,000	UWM HOLDINGS LLC 6.625 1FEB30 144A	米ドル	163,871,926	168,540,531	0.32
200,000	VARONIS SYSTEMS INC 1 CV 15SEP29	米ドル	31,325,084	28,747,731	0.05
229,000	VEDANTA RESOURCES 9.85 24APR33 REGS	米ドル	32,800,914	37,911,919	0.07
300,000	VEECO INSTRUMENTS 2.875 CV 1JUN29	米ドル	52,279,583	61,629,878	0.12
971,000	VENEZUELA REP DFLT 7.65 21APR25	米ドル	28,384,486	53,442,539	0.09
490,300	VENEZUELA REP DFLT 8.25 13OCT24	米ドル	12,076,328	27,178,276	0.05
350,000	VENTAS REALTY LP 3.75 CV 01JUN26	米ドル	56,606,126	75,538,357	0.14
300,000	VENTURE GLOB PLA 6.125 15DEC30 144A	米ドル	46,461,079	47,532,730	0.09
803,000	VENTURE GLOBA LNG 9.875 1FEB32 144A	米ドル	126,216,291	130,484,151	0.25
826,000	VENTURE GLOBAL 4.125 15AUG31 144A	米ドル	98,674,376	117,405,609	0.22
854,000	VENTURE GLOBAL 8.125 01JUN28 144A	米ドル	134,911,242	134,507,695	0.25
186,000	VENTURE GLOBAL CA 6.25 15JAN30 144A	米ドル	27,077,443	29,313,728	0.06
1,135,000	VENTURE GLOBAL PLQ 6.5 15JAN34 144A	米ドル	173,540,209	181,096,452	0.34
519,000	VERDE PURCHASER 10.50 30NOV30 144A	米ドル	78,484,288	85,445,235	0.16
100,000	VERTEX INC 0.75 CV 01MAY29	米ドル	19,598,227	14,430,335	0.03
2,005,000	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	米ドル	311,923,572	323,699,517	0.61
448,000	VIKING CRUISES 5.875 15OCT33 144A	米ドル	66,563,931	69,926,078	0.13
1,435,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.50 15MAY29 144A	米ドル	208,746,349	218,177,060	0.41
960,000	VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	米ドル	139,047,969	144,476,712	0.27
1,167,000	VISTRA OPERATION 6.875 15APR32 144A	米ドル	177,922,900	188,818,110	0.36
794,000	VISTRA OPERATIONS 4.375 1MAY29 144A	米ドル	101,025,086	120,734,191	0.23
285,000	VISTRA OPERATIONS 7.75 15OCT31 144A	米ドル	42,134,180	46,357,905	0.09
556,000	VOLTAGRID LLC 7.375 01NOV30 144A	米ドル	84,977,627	86,657,697	0.16
1,188,000	WAND NEWCO 3 INC 7.625 30JAN32 144A	米ドル	179,386,647	192,580,528	0.36
757,000	WARNERMEDIA HOLDINGS 4.279 15MAR32	米ドル	93,158,138	101,993,321	0.19

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A. 債券（続き）			日本円	日本円	%
926,000	WASTE PRO USA INC 7.0 01FEB33 144A	米ドル	145,694,201	146,534,805	0.28
250,000	WAYFAIR INC 3.25 CV 15SEP27	米ドル	51,456,028	68,195,419	0.13
741,000	WAYFAIR INC 6.75 15NOV32 144A	米ドル	115,413,239	117,993,986	0.22
100,000	WEC ENERGY GROUP 3.375 CV 01JUN28	米ドル	14,963,057	15,755,758	0.03
300,000	WEC ENERGY GROUP 4.375 CV 01JUN27	米ドル	54,445,015	53,686,574	0.10
300,000	WEC ENERGY GROUP 4.375 CV 01JUN29	米ドル	47,974,774	55,256,762	0.10
200,000	WELLTOWER OP LLC 2.75 CV 15MAY28	米ドル	28,023,699	60,329,085	0.11
450,000	WELLTOWER OP LLC 3.125 CV 15JUL29	米ドル	81,638,545	104,290,500	0.20
670,000	WESCO DISTRIB 6.625 15MAR32 144A	米ドル	103,632,088	107,597,810	0.20
400,000	WESTERN DIGITAL CORP 3 CV 15NOV28	米ドル	161,744,176	454,985,059	0.86
700,000	WHITE CAP SUPPLY 7.375 15NOV30 144A	米ドル	107,833,042	112,178,555	0.21
575,000	WINDSOR HOLDINGS 8.50 15JUN30 144A	米ドル	92,094,903	93,303,479	0.18
601,000	WINDSTREAM ESC LLC 8.25 10CT31 144A	米ドル	88,471,992	96,532,755	0.18
100,000	WISDOMTREE INC 3.25 CV 15AUG29	米ドル	16,718,305	22,721,782	0.04
200,000	WISDOMTREE INC 4.625 CV 15AUG30	米ドル	31,330,483	36,052,747	0.07
300,000	WORKIVA INC 1.25 CV 15AUG28	米ドル	43,584,357	44,681,084	0.08
100,000	WORLD KINECT GROUP 3.25 CV 01JUL28	米ドル	16,644,835	17,362,892	0.03
440,000	WR GRACE HLD LLC 6.625 15AUG32 144A	米ドル	64,008,907	67,357,474	0.13
227,000	WR GRACE HLD LLC 7 1AUG33 144A	米ドル	36,041,988	35,007,279	0.07
1,123,000	WULF COMPUTE LLC 7.75 15OCT30 144A	米ドル	175,626,687	180,081,120	0.34
1,525,000	X.AI LLC / X.AI CO 12.50 30JUN30	米ドル	254,528,882	260,581,932	0.49
422,000	XPLR INFRAST OP 7.75 15APR34 144A	米ドル	65,308,881	66,266,415	0.13
547,000	XPLR INFRAST OP 8.375 15JAN31 144A	米ドル	82,833,014	88,426,974	0.17
801,219	ZAYO GROUP HLDG FRN 09MAR30 144A	米ドル	115,985,438	119,793,636	0.23
100,000	ZIFF DAVIS INC 3.625 CV 01MAR28	米ドル	13,808,855	15,086,119	0.03
100,000	ZOETIS INC 0.25 CV 15JUN29	米ドル	16,110,206	15,563,333	0.03
550,000	ZSCALER INC. 0 CV 15JUL28	米ドル	79,868,950	78,741,486	0.15
債券合計			44,602,357,961	48,573,153,086	91.71
B. 中期債券			日本円	日本円	%
250,000	BAHRAIN KINGDOM 5.45 16SEP32 REGS	米ドル	34,867,755	36,432,571	0.07
200,000	BAHRAIN KINGDOM 6.625 06OCT37 REGS	米ドル	29,426,001	29,699,259	0.06
222,000	BAHRAIN KINGDOM 7.1 3FEB38 REGS	米ドル	34,345,623	34,003,806	0.06
391,000	DAE FUNDING LLC 4.95 15JAN33 REGS	米ドル	60,605,079	59,349,834	0.11
200,000	DP WORLD CRESCENT 5.50 08MAY35 REGS	米ドル	28,273,719	31,586,301	0.06
200,000	EQUATE CHEMICAL 2.625 28APR28 REGS	米ドル	26,494,554	29,556,141	0.06
600,000	FIN DEPT GOVT SHARJAH 4.625 13FEB32	ユーロ	100,540,122	110,858,071	0.21
200,000	FIN DEPT SHARJAH 4 28JUL50 REGS	米ドル	19,271,275	20,507,560	0.04
319,000	KAZAKHSTAN REP 5.5 01JUL37 REGS	米ドル	46,358,637	49,868,015	0.09
460,000	KAZMUNAYGAZ NAT 5.375 24APR30 REGS	米ドル	67,319,982	72,431,298	0.13
312,000	NIGERIA REP OF 7.696 23FEB38 REGS	米ドル	38,988,533	47,424,681	0.09
400,000	NIGERIA REP OF 8.6308 13JAN36 REGS	米ドル	61,566,581	65,712,256	0.12

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2026年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
B. 中期債券（続き）			日本円	日本円	%
200,000	NIGERIA REP OF 9.625 09JUN31 REGS	米ドル	28,741,482	34,800,273	0.07
206,000	PERUSAHAAN LISTR 5.45 03FEB36 REGS	米ドル	31,748,837	31,499,679	0.06
476,000	ROMANIA GOVT 6 25MAY34 REGS	米ドル	68,238,075	74,474,811	0.14
400,000	ROMANIA GOVT 6.625 16MAY36 REGS	米ドル	58,627,652	64,364,425	0.12
400,000	ROMANIA GOVT 7.5 10FEB37 REGS	米ドル	63,060,711	68,255,074	0.13
760,000	SAUDI ARABIAN OI 5.875 17JUL64 REGS	米ドル	109,583,183	111,256,408	0.21
200,000	SAUDI ARABIAN OIL 4.75 02JUN30 regs	米ドル	28,643,124	31,135,811	0.06
1,320,000	SAUDI INTER BOND 5.75 16JAN54 REGS	米ドル	193,631,338	197,025,565	0.37
400,000	SAUDI INTER BOND 5.875 12DEC56 REGS	米ドル	62,096,650	59,972,566	0.11
200,000	TRANSNET SOC LTD 8.25 06FEB28 REGS	米ドル	28,506,159	32,480,948	0.06
中期債券合計			1,220,935,072	1,292,695,353	2.43
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			45,823,293,033	49,865,848,439	94.14
その他の譲渡性のある有価証券			日本円	日本円	%
債券			日本円	日本円	%
277,000	HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 FEB.	米ドル	43,265,932	43,440,905	0.08
債券合計			43,265,932	43,440,905	0.08
その他の譲渡性のある有価証券合計			43,265,932	43,440,905	0.08
.投資信託			日本円	日本円	%
22,900	ISHARES IBOX USD H/Y CORP BD DIS	米ドル	279,912,328	285,649,059	0.54
18,997	STATE STREET SPDR BLOOM HI YLD BD	米ドル	280,047,467	285,889,163	0.54
投資信託合計			559,959,795	571,538,222	1.08
投資有価証券合計			46,426,518,760	50,480,827,566	95.30

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アメリカ合衆国		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	7.93
	電気、ガス、空調設備供給	5.41
	本社業務、経営コンサルタント事業	5.12
	コンピューター、電子・光学製品の製造	4.70
	出版事業	3.37
	原油および天然ガスの採掘	2.92
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業 および関連事業	2.62
	電気通信	2.39
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	2.35
	ヒューマンヘルス事業	2.34
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	2.02
	番組制作および放送事業	1.91
	情報サービス事業	1.57
	その他の金融仲介機関	1.52
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	1.31
	他の輸送機器の製造	1.30
	食品の製造	1.17
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.08
	保険および年金基金以外の金融サービスに対する その他の補助事業	1.00
	保険代理店およびブローカー業	0.96
	その他の製造業	0.93
	電気機器の製造	0.90
	持株会社の事業	0.89
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.89
	不動産事業	0.86
	ギャンブルおよびベッティング事業	0.85
	レンタルおよびリース事業	0.80
	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	0.77
	土木工学	0.69
	科学的研究および開発	0.68
	空輸	0.67
	ゴムおよびプラスチック製品の製造	0.58

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アメリカ合衆国（続き）		
	紙・紙製品の製造	0.56
	ファンド運用事業	0.54
	廃棄物の収集、処理および処分事業；資源回収	0.50
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.49
	自動車ならびにオートバイの卸売業・小売業および修理	0.47
	採鉱支援サービス事業	0.46
	化学薬品および化学製品の製造	0.45
	損害保険	0.45
	セキュリティおよび調査事業	0.43
	輸送のための保管および支援事業	0.38
	基金属の製造	0.36
	食品および飲料サービス事業	0.34
	スポーツ活動、娯楽およびレクリエーション事業	0.34
	生命保険	0.33
	宿泊設備	0.32
	革と関連製品の製造	0.32
	機械装置設備の修理および設置	0.28
	映画、ビデオおよびテレビ番組制作、録音および音楽出版事業	0.23
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.23
	建築およびエンジニアリング事業；	0.23
	テクニカルテストおよび分析	
	専門建設事業	0.22
	オフィス経営、オフィス支援およびその他の	0.22
	ビジネス支援事業	
	金属鉱石の採鉱	0.17
	他の専門的、科学的、技術的事業	0.16
	金融市場の管理	0.13
	他の非金属性鉱産物の製造	0.12
	証券・商品契約仲買業	0.11
	織物の製造	0.09
	木材ならびに家具以外の木製品および	0.06
	コルク製品の製造(わら製品および組物材料の製造)	
	教育	0.05
	法律および会計サービス業	0.03
	石炭および褐炭の採鉱	0.03
		71.60

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
イギリス		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	2.02
	電気、ガス、空調設備供給	0.21
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.07
		2.30
カナダ		
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.63
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.63
	他の輸送機器の製造	0.31
	金属鉱石の採鉱	0.16
	保険代理店およびブローカー業	0.14
		1.87
メキシコ		
	原油および天然ガスの採掘	0.72
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.57
	その他の金融仲介機関	0.18
	電気、ガス、空調設備供給	0.07
		1.54
ルクセンブルグ		
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.36
	食品の製造	0.34
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.32
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.12
		1.14

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
バミューダ		
	水上輸送	0.87
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.22
		1.09
トルコ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.56
	電気、ガス、空調設備供給	0.11
	電気通信	0.09
	持株会社の事業	0.06
		0.82
ブラジル		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.51
	金属鉱石の採掘	0.28
		0.79
アルゼンチン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.74
	原油および天然ガスの採掘	0.05
		0.79
フランス		
	電気通信	0.38
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.31
	持株会社の事業	0.09
		0.78
パナマ		
	水上輸送	0.54
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.24
		0.78

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
サウジアラビア		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.48
	原油および天然ガスの採掘	0.27
		0.75
ジャージー		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.75
		0.75
日本		
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.40
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.21
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.14
		0.75
インドネシア		
	原油および天然ガスの採掘	0.39
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.21
	電気、ガス、空調設備供給	0.06
		0.66
オランダ		
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業 および関連事業	0.27
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.17
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.07
	出版事業	0.06
	コークスおよび石油精製品の製造	0.05
		0.62
ルーマニア		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.61
		0.61

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.39
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.17
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.04
		0.60
コロンビア		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.28
	原油および天然ガスの採掘	0.21
		0.49
チリ		
	基金属の製造	0.44
		0.44
イスラエル		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.21
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.09
	出版事業	0.06
	電気、ガス、空調設備供給	0.06
		0.42
アラブ首長国連邦		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.25
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	0.10
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.06
		0.41
ペルー		
	コークスおよび石油精製品の製造	0.40
		0.40

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
南アフリカ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.34
	輸送のための保管および支援事業	0.05
		0.39
ドミニカ共和国		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.34
		0.34
ベネズエラ		
	原油および天然ガスの採掘	0.16
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.14
		0.30
ナイジェリア		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.28
		0.28
エジプト		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.25
		0.25
マレーシア		
	原油および天然ガスの採掘	0.25
		0.25
オーストラリア		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.17
	金属鉱石の採掘	0.06
		0.23

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
カザフスタン		
	原油および天然ガスの採掘	0.13
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.09
		0.22
トーゴ		
	治外法権機関および団体の活動	0.22
		0.22
エクアドル		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.15
	輸送のための保管および支援事業	0.06
		0.21
ヨルダン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.19
		0.19
ウクライナ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.19
		0.19
バーレーン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.19
		0.19
インド		
	その他の金融仲介機関	0.14
		0.14
クウェート		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.13
		0.13

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
アンゴラ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.11
		0.11
フィリピン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.12
		0.12
イタリア		
	その他の金融仲介機関	0.11
		0.11
トリニダード・トバゴ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.11
		0.11
レバノン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.11
		0.11
ガボン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.10
		0.10
ウズベキスタン		
	金属鉱石の採鉱	0.09
		0.09
ガーナ共和国		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.09
		0.09

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

利回り債券3分法ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ハンガリー		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.09
		0.09
エルサルバドル		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.08
		0.08
ベナン		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.07
		0.07
ケニア		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.07
		0.07
パラグアイ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.06
		0.06
モロッコ		
	その他の採鉱および採石業	0.06
		0.06
グアテマラ		
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.06
		0.06
デンマーク		
	基礎的な医薬品および医薬品製剤の製造	0.04
		0.04
投資有価証券合計		95.30

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2026

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At market value	2.3	50,480,827,566
At cost		46,426,518,760
Cash at bank		1,743,820,096
Interest receivable on bonds	2.8	697,650,577
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	441,304,242
Subscriptions receivable		79,743,519
Investments sold receivable		78,565,961
Unrealised appreciation on futures contracts	2.7, 11	2,559,397
Total assets		53,524,471,358
Liabilities		
Investments purchased payable		294,356,694
Redemptions payable		136,500,110
Manager fees payable	3	39,157,232
Marketing fees payable	3	23,037,895
Distributor fees payable	6	20,690,640
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	10	20,301,256
Printing and publishing expenses payable		6,807,202
Agent Company fees payable	7	4,497,176
Administrator fees payable	4	2,698,663
Custodian fees payable	5	1,798,496
Unrealised depreciation on futures contracts	11	1,703,061
Legal expenses payable		800,000
Professional expenses payable		677,336
Trustee fees payable	8	100,173
Other liabilities		26,060
Total liabilities		553,151,994
Total Net assets		52,971,319,364

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Net assets

Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	4,397,333,229
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	24,093,242,922
Yen Hedged Distribution Class A Units	4,802,202,515
Yen Hedged Distribution Class B Units	8,159,633,326
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	1,517,215,852
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	7,897,579,996
Yen Hedged Accumulation Class A Units	156,270,569
Yen Hedged Accumulation Class B Units	1,947,840,955

Number of units outstanding

Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	3,584,324,932
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	22,376,277,701
Yen Hedged Distribution Class A Units	10,065,749,100
Yen Hedged Distribution Class B Units	19,358,065,917
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	797,330,760
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	4,290,301,839
Yen Hedged Accumulation Class A Units	147,297,276
Yen Hedged Accumulation Class B Units	1,905,732,457

Net asset value per unit

Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	1.2268
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	1.0767
Yen Hedged Distribution Class A Units	0.4771
Yen Hedged Distribution Class B Units	0.4215
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	1.9029
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	1.8408
Yen Hedged Accumulation Class A Units	1.0609
Yen Hedged Accumulation Class B Units	1.0221

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2026

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.8	2,866,875,843
Bank Interest		89,085,595
Dividend income		23,961,041
Other income		2,052,165
Total income		2,981,974,644
Expenses		
Manager fees	3	476,002,595
Marketing fees	3	294,099,835
Distributor fees	6	247,133,088
Agent Company fees	7	54,668,845
Administrator fees	4	32,805,902
Custodian fees	5	21,862,799
Other expenses		14,544,173
Transaction fees		10,756,716
Printing and publishing expenses		7,538,524
Safekeeping fees		6,026,067
Professional expenses		3,215,719
Legal expenses		2,116,189
Trustee fees	8	1,116,048
Registration fees		238,883
Total expenses		1,172,125,383
Net investment gain		1,809,849,261

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		1,809,849,261
Net realised		
Gain on investments	2.3	3,798,704,158
Gain on futures contracts	2.7	23,274,634
Loss on foreign exchange	2.4	(34,138,769)
Loss on forward foreign exchange contracts	2.6	(820,930,502)
Net investment gain and Net realised gain for the year		4,776,758,782
Net change in unrealised		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6	187,197,939
Appreciation on futures contracts	2.7	5,119,203
Depreciation on investments	2.3	(923,221,680)
Net increase in net assets as result of operations		4,045,854,244
Movement in capital		
Subscriptions of units		6,282,430,411
Repurchases of units		(15,555,831,741)
Net movement in capital		(9,273,401,330)
Distribution	12	(1,845,007,443)
Net assets at the beginning of the year		60,043,873,893
Net assets at the end of the year		52,971,319,364

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information

Tri-Sector High Income Bond Fund			
Distribution Class A Units		Distribution Class B Units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year

January 31, 2024	2,229,663,707	12,196,785,591	31,290,440,554	42,104,036,276
January 31, 2025	2,148,312,059	10,675,069,119	27,498,689,043	29,100,881,749
number of units issued	1,839,749,498	1,370,451,925	1,592,156,249	-
number of units redeemed	(403,736,625)	(1,979,771,944)	(6,714,567,591)	(9,742,815,832)
January 31, 2026	3,584,324,932	10,065,749,100	22,376,277,701	19,358,065,917

Net assets at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2024	2,386,828,248	5,732,410,131	29,981,661,907	17,780,422,485
January 31, 2025	2,504,592,165	4,948,689,088	28,419,607,943	12,009,919,582
January 31, 2026	4,397,333,229	4,802,202,515	24,093,242,922	8,159,633,326

Net asset per unit at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2024	1.0705	0.4700	0.9582	0.4223
January 31, 2025	1.1658	0.4636	1.0335	0.4127
January 31, 2026	1.2268	0.4771	1.0767	0.4215

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund			
Accumulation Class A Units		Accumulation Class B Units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year				
January 31, 2024	24,503,959	7,373,555	5,217,858,912	3,644,419,350
January 31, 2025	135,596,335	13,142,608	5,475,282,772	2,776,890,530
number of units issued	671,310,958	161,742,511	315,486,802	-
number of units redeemed	(9,576,533)	(27,587,843)	(1,500,467,735)	(871,158,073)
January 31, 2026	797,330,760	147,297,276	4,290,301,839	1,905,732,457
Net assets at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2024	37,365,571	7,201,604	7,764,852,692	3,457,939,894
January 31, 2025	235,090,570	13,141,265	9,223,273,796	2,689,559,484
January 31, 2026	1,517,215,852	156,270,569	7,897,579,996	1,947,840,955
Net asset per unit at the end of the year				
	JPY	JPY	JPY	JPY
January 31, 2024	1.5249	0.9767	1.4881	0.9488
January 31, 2025	1.7338	0.9999	1.6845	0.9686
January 31, 2026	1.9029	1.0609	1.8408	1.0221

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

NIPPON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Tri-Sector High Income Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and supplemental trust deeds dated June 22, 2009, October 3, 2014, July 31, 2015, July 29, 2016, July 31, 2017 and June 4, 2018, all between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Yen Hedged Distribution Class A Units, Yen Non-Hedged Distribution Class A Units, Yen Hedged Distribution Class B Units, Yen Non-Hedged Distribution Class B Units, Yen Hedged Accumulation Class A Units, Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units, Yen Hedged Accumulation Class B Units and Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units are available for issue. Class A Units are subject to an initial charge of up to 3 % (excluding applicable tax, if any) of the purchase price. Class B Units are subject to a contingent deferred sales charge instead of an initial charge.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and steady growth in capital by controlling risk through investment in three different asset classes: high yield bonds, emerging market debts and convertible bonds. The Investment Manager has appointed SMBC Global Investment & Consulting Ltd. (“SGIC”) to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. The allocation is determined by the Investment Manager after considering SGIC's advice and may be altered from time to time by the Investment Manager in accordance with changes in market conditions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Computation of the net asset value

The net asset value (“NAV”) of each class is calculated on each valuation day. The financial statements reflect the NAV as calculated on January 31, 2026.

2.3 - Valuation of investments in securities

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.3 - Valuation of investments in securities (continued)

- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

2.4 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortized.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.7 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.8 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rates defined in the table below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.87%
For the part of over 30 and 50 or less	0.84%
For the part of over 50 and 100 or less	0.82%
For the part of over 100	0.79%

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64 % per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rates defined in the tables below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

(a) In respect of Class A Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class A Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class A Units
For the part of 30 or less	0.62%
For the part of over 30 and 50 or less	0.65%
For the part of over 50 and 100 or less	0.67%
For the part of over 100	0.70%

(b) In respect of Class B Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class B Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units
For the part of 30 or less	0.42%
For the part of over 30 and 50 or less	0.45%
For the part of over 50 and 100 or less	0.47%
For the part of over 100	0.50%

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units, receiving proceeds from sale of securities, dividends or any income under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2026, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	4,212,466	USD	26,575	19/02/26	(128,560)
JPY	9,629,448	USD	60,947	19/02/26	(263,530)
JPY	6,303,206	USD	39,970	19/02/26	(160,901)
JPY	5,524,598	USD	35,116	19/02/26	(128,290)
JPY	2,123,749	USD	13,821	19/02/26	131
USD	24,226	JPY	3,822,000	19/02/26	99,203
USD	13,346	JPY	2,105,500	19/02/26	54,651
USD	37,325	JPY	5,763,590	19/02/26	27,756
USD	22,143	JPY	3,373,600	19/02/26	(29,221)
USD	29,863,730	JPY	4,724,824,417	19/02/26	135,605,797
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units					135,077,036

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged

Distribution Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	21,132,720	USD	133,321	19/02/26	(644,946)
JPY	26,315,235	USD	166,556	19/02/26	(720,170)
JPY	27,365,850	USD	173,534	19/02/26	(698,562)
JPY	3,822,000	USD	24,226	19/02/26	(99,203)
JPY	219,303,000	USD	1,393,946	19/02/26	(5,092,531)
JPY	12,912,471	USD	81,949	19/02/26	(319,199)
JPY	1,947,885	USD	12,298	19/02/26	(57,983)
JPY	1,977,760	USD	12,544	19/02/26	(50,079)
JPY	2,105,500	USD	13,346	19/02/26	(54,651)
JPY	421,100	USD	2,740	19/02/26	25
JPY	6,855,780	USD	44,402	19/02/26	(32,479)
JPY	5,763,590	USD	37,325	19/02/26	(27,756)
JPY	11,569,250	USD	75,939	19/02/26	100,385
JPY	3,373,600	USD	22,143	19/02/26	29,221
JPY	4,744,125	USD	30,978	19/02/26	16,291
USD	1,418,787	JPY	223,701,000	19/02/26	5,673,152
USD	52,348,118	JPY	8,282,142,345	19/02/26	237,703,334
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units					235,724,849

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged

Accumulation Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	19,993	JPY	3,046,047	19/02/26	(26,384)
USD	51,427	JPY	7,870,335	19/02/26	(32,515)
USD	915,992	JPY	144,921,593	19/02/26	4,159,353
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units					4,100,454

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	6,714,180	USD	42,496	19/02/26	(183,747)
JPY	4,475,240	USD	28,379	19/02/26	(114,239)
JPY	40,301,850	USD	255,618	19/02/26	(1,020,489)
JPY	7,148,400	USD	46,520	19/02/26	445
JPY	3,046,047	USD	19,993	19/02/26	26,384
JPY	3,425,375	USD	22,367	19/02/26	11,763
JPY	7,870,335	USD	51,427	19/02/26	32,515
USD	12,697,840	JPY	2,008,960,880	19/02/26	57,658,596

Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units	56,411,228
---	------------

10.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
USD	53,290	JPY	8,169,500	04/02/26	(30,430)
USD	12,022	JPY	1,850,157	04/02/26	343
USD	25,587	EUR	22,000	12/02/26	104,897
USD	109,954	EUR	92,000	12/02/26	(15,779)
EUR	2,617,000	USD	3,057,348	12/02/26	(10,369,612)

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio	(10,310,581)
--	--------------

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 11 - Futures contracts

As at January 31, 2026, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts Bought/(sold)	Commitment	Unrealised appreciation/ (depreciation)
Futures contracts on interest rates				JPY	JPY
EURO BUND.EURX.MAR26	EUR	March 2026	(4)	94,210,925	71,645
EURO BUXL.30Y BND.EUREX.MAR26	EUR	March 2026	(7)	141,375,173	2,276,096
US ULTRA BOND.CBT.MAR26	USD	March 2026	17	308,231,171	(1,703,061)
US ULTRA NOTE 10Y.CBT.MAR26	USD	March 2026	8	140,758,876	211,656
Total commitment and total net unrealised appreciation on futures contracts on interest rates				684,576,145	856,336

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ended January 31, 2026 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in JPY
Yen Hedged Distribution Class A Units				
15 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	16,005,041
15 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	15,961,919
15 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	15,847,294
15 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	16,366,817
10 JPY	30/05/2025	02/06/2025	05/06/2025	10,909,787
10 JPY	30/06/2025	01/07/2025	07/07/2025	10,818,451
10 JPY	31/07/2025	01/08/2025	06/08/2025	10,513,741
10 JPY	29/08/2025	02/09/2025	05/09/2025	10,473,498
10 JPY	30/09/2025	01/10/2025	06/10/2025	10,407,942
10 JPY	31/10/2025	04/11/2025	07/11/2025	10,436,131
10 JPY	28/11/2025	01/12/2025	04/12/2025	10,351,897
10 JPY	30/12/2025	05/01/2026	08/01/2026	10,141,382
Total Distributions Paid				148,233,900

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 12 - Distribution (continued)

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in JPY
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units				
40 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	8,596,698
40 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	8,537,351
40 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	8,553,937
40 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	9,442,798
40 JPY	30/05/2025	02/06/2025	05/06/2025	10,096,464
40 JPY	30/06/2025	01/07/2025	07/07/2025	10,509,818
40 JPY	31/07/2025	01/08/2025	06/08/2025	10,821,353
40 JPY	29/08/2025	02/09/2025	05/09/2025	11,444,912
40 JPY	30/09/2025	01/10/2025	06/10/2025	11,799,723
40 JPY	31/10/2025	04/11/2025	07/11/2025	12,364,561
40 JPY	28/11/2025	01/12/2025	04/12/2025	13,463,727
40 JPY	30/12/2025	05/01/2026	08/01/2026	13,690,814
Total Distributions Paid				129,322,156

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in JPY
Yen Hedged Distribution Class B Units				
15 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	43,622,672
15 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	42,567,468
15 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	41,618,946
15 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	39,266,074
10 JPY	30/05/2025	02/06/2025	05/06/2025	25,505,642
10 JPY	30/06/2025	01/07/2025	07/07/2025	25,040,369
10 JPY	31/07/2025	01/08/2025	06/08/2025	24,638,480
10 JPY	29/08/2025	02/09/2025	05/09/2025	24,019,078
10 JPY	30/09/2025	01/10/2025	06/10/2025	23,217,842
10 JPY	31/10/2025	04/11/2025	07/11/2025	21,973,302
10 JPY	28/11/2025	01/12/2025	04/12/2025	21,253,172
10 JPY	30/12/2025	05/01/2026	08/01/2026	20,435,095
Total Distributions Paid				353,158,140

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in JPY
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units				
40 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	109,893,756
40 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	109,720,767
40 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	110,008,265
40 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	105,927,098
40 JPY	30/05/2025	02/06/2025	05/06/2025	102,323,004
40 JPY	30/06/2025	01/07/2025	07/07/2025	100,346,425
40 JPY	31/07/2025	01/08/2025	06/08/2025	99,463,401
40 JPY	29/08/2025	02/09/2025	05/09/2025	97,781,292
40 JPY	30/09/2025	01/10/2025	06/10/2025	96,836,387
40 JPY	31/10/2025	04/11/2025	07/11/2025	95,922,731
40 JPY	28/11/2025	01/12/2025	04/12/2025	94,209,521
40 JPY	30/12/2025	05/01/2026	08/01/2026	91,860,600
Total Distributions Paid				1,214,293,247

Note 13 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at January 31, 2026 are as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	183.7043
USD	153.9400

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2026)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 14 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after January 31, 2026 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount in JPY
Yen Hedged Distribution Class A Units				
10 JPY	30/01/2026	02/02/2026	05/02/2026	10,059,706
10 JPY	27/02/2026	02/03/2026	05/03/2026	10,271,647
10 JPY	31/03/2026	01/04/2026	08/04/2026	10,520,888
10 JPY	30/04/2026	07/05/2026	12/05/2026	10,519,144
Total Distributions Paid				41,371,385
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units				
40 JPY	30/01/2026	02/02/2026	05/02/2026	14,388,275
40 JPY	27/02/2026	02/03/2026	05/03/2026	16,899,463
40 JPY	31/03/2026	01/04/2026	08/04/2026	18,855,741
40 JPY	30/04/2026	07/05/2026	12/05/2026	20,100,110
Total Distributions Paid				70,243,589
Yen Hedged Distribution Class B Units				
10 JPY	30/01/2026	02/02/2026	05/02/2026	19,345,305
10 JPY	27/02/2026	02/03/2026	05/03/2026	18,396,396
10 JPY	31/03/2026	01/04/2026	08/04/2026	17,551,189
10 JPY	30/04/2026	07/05/2026	12/05/2026	17,006,749
Total Distributions Paid				72,299,639
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units				
40 JPY	30/01/2026	02/02/2026	05/02/2026	89,444,310
40 JPY	27/02/2026	02/03/2026	05/03/2026	84,824,430
40 JPY	31/03/2026	01/04/2026	08/04/2026	81,206,760
40 JPY	30/04/2026	07/05/2026	12/05/2026	77,688,040
Total Distributions Paid				333,163,540

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			JPY	JPY	%
1,372,000	1011778 BC / NEW RED 4 15OCT30 144A	USD	196,188,520	201,071,944	0.38
1,064,000	1261229 BC LTD 10 15APR32 144A	USD	160,106,062	168,239,771	0.32
200,000	A10 NETWORKS INC 2.75 CV 01APR30	USD	30,247,094	32,033,632	0.06
946,000	AAR ESCROW 6.75 15MAR29 144A	USD	148,225,296	150,561,380	0.28
400,000	ABU DHABI CRUD OIL 4.6 02NOV47 REGS	USD	54,266,476	56,705,990	0.10
1,333,000	ACRISURE LLC/FIN 6.75 01JUL32 144A	USD	194,468,019	210,516,545	0.40
664,000	ACRISURE LLC/FIN 8.25 01FEB29 144A	USD	104,991,294	105,819,073	0.20
316,000	ADT SEC CORP 4.875 15JUL32 144A	USD	45,148,116	47,243,240	0.09
777,000	ADT SEC CORP 5.875 15OCT33 144A	USD	115,038,811	121,253,715	0.23
200,000	ADVANCED ENERGY IND CV 2.5 15SEP28	USD	30,184,600	62,675,980	0.12
400,000	AEROVIRONMENT INC 0.00 CV 15JUL30	USD	67,540,211	74,537,747	0.14
200,000	AFFIRM HOLDINGS INC 0.75 CV 15DEC29	USD	35,295,253	32,504,541	0.06
300,000	AKAMAI TECHNOLOGI CV 0.375 01SEP27	USD	36,351,468	49,419,256	0.09
600,000	AKAMAI TECHNOLOGIE CV 1.125 15FEB29	USD	87,974,877	97,545,591	0.18
400,000	AKAMAI TECHNOLOGIES 0.25 CV 15MAY33	USD	62,210,811	75,780,418	0.14
250,000	ALARM.COM HLDG INC 2.25 CV 01JUN29	USD	38,480,283	36,387,567	0.07
398,000	ALBION FINANCING 7.00 21MAY30 144A	USD	58,339,176	63,858,535	0.12
200,000	ALDAR PROPERTIES 5.875 14APR56 REGS	USD	31,171,686	30,440,695	0.06
200,000	ALKAMI TECHNOLOGY 1.50 CV 15MAR30	USD	33,680,816	30,126,057	0.06
100,000	ALLIANT ENERGY CORP 3.25CV 30MAY28	USD	15,017,073	15,823,492	0.03
210,000	ALLIANT HOLD 6.75 15APR28 144A	USD	27,544,629	32,856,825	0.06
986,000	ALLIANT HOLDINGS 7.0 15JAN31 144A	USD	152,956,456	157,648,439	0.30
384,000	ALLIED UNI HLD 4.625 01JUN28 144A	USD	54,723,812	58,293,014	0.11
394,000	ALLIED UNIVERSAL 6.00 01JUN29 144A	USD	49,144,516	60,021,999	0.11
380,000	ALLIED UNIVERSAL 6.875 15JUN30 144A	USD	54,303,970	60,712,722	0.11
637,000	ALLWYN ENTERTNMT 7.875 30APR29 144A	USD	88,212,694	101,988,740	0.19
800,000	ALNYLAM PHARMA 0.00 CV 15SEP28	USD	122,911,707	115,378,028	0.22
100,000	ALNYLAM PHARMA 1 CV 15SEP27	USD	15,508,172	20,489,413	0.04
683,000	ALPHA GENERATION 6.25 15JAN34 144A	USD	101,329,814	106,044,075	0.20
796,000	ALPHA GENERATION 6.75 15OCT32 144A	USD	119,998,952	126,962,002	0.24
100,000	ALPHATEC HLDGS INC 0.75 CV 15MAR30	USD	19,835,452	18,834,991	0.04
1,262,957	ALTICE FRAN LUX3 9.50 01NOV29 144A	USD	203,755,544	199,438,539	0.38
1,013,611	AMERICAN AIRLINES 5.75 20APR29 144A	USD	147,345,803	157,757,436	0.30
500,000	AMERICAN WATER CAP 3.625 CV 15JUN26	USD	70,979,158	76,816,059	0.15
300,000	AMPHASTAR PHARMACEU 2.00 CV 15MAR29	USD	48,028,747	43,097,041	0.08
467,000	ANGOLA REPUBLIC 9.375 08MAY48 REGS	USD	56,603,102	63,603,264	0.11
300,000	ANI PHARMACEUTICALS 2.25 CV 01SEP29	USD	56,107,103	59,921,144	0.11
864,000	ANTERO MIDSTREAM 5.75 01JUL34 144A	USD	135,773,509	134,044,783	0.25
899,000	ANYWHERE RE GRP/R 5.25 15APR30 144A	USD	124,677,811	132,388,874	0.25
1,418,000	APH1/2/3 AQUARIA 7.875 01NOV29 144A	USD	220,570,143	221,190,133	0.42
1,069,000	APLD COMPUTECO 9.25 15DEC30 144A	USD	163,316,882	170,667,103	0.32

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
100,000	APPLIED DIGITAL CORP 2.75 CV 1JUN30	USD	20,042,202	62,222,675	0.12
1,026,000	ARAB REP OF EGYPT 7.50 16FEB61 REGS	USD	108,943,936	133,901,388	0.25
1,177,000	ARCHES BUYER INC 6.125 1DEC28 144A	USD	156,362,855	177,386,864	0.33
920,000	ARCOSA INC 6.875 15AUG32 144A	USD	137,626,233	148,830,243	0.28
1,666,000	ARDONAGH FINC LTD 7.75 15FEB31 144A	USD	253,681,757	264,714,485	0.50
832,000	ARDONAGH GP FIN 8.875 15FEB32 144A	USD	126,624,269	131,521,970	0.25
1,960,957	ARGENTINA REP FRN 09JUL41 USD	USD	148,029,549	218,568,769	0.41
853,504	ARGENTINA REP OF FRN 09JUL35	USD	77,500,077	101,811,560	0.19
200,000	ARRAY TECH INC 2.875 CV 01JUL31	USD	39,076,212	53,494,149	0.10
660,000	ARSENAL AIC PARENT 8 01OCT30 144A	USD	99,282,851	107,608,132	0.20
441,000	ARTERA SERVICES 8.50 15FEB31 144A	USD	58,236,120	54,452,153	0.10
100,000	ASCENDIS PHARMA A/S 2.25 CV 01APR28	USD	20,451,433	22,582,997	0.04
350,000	AST SPACEMOBILE IN 2 CV 15JAN36	USD	55,252,128	78,647,175	0.15
250,000	AST SPACEMOBILE IN 2.375 CV 15OCT32	USD	53,887,286	74,968,779	0.14
100,000	ASTRONICS CORP 0.00 CV 15JAN31	USD	19,344,037	23,795,593	0.04
2,205,000	ATHENAHEALTH GRP 6.5 15FEB30 144A	USD	291,623,258	327,801,059	0.62
745,000	ATLANTICA SUSTAI 4.125 15JUN28 144A	USD	105,094,681	112,330,843	0.21
300,000	AVIANCA MIDCO 2 9.625 14FEB30 REGS	USD	44,507,433	47,382,269	0.09
1,049,000	AVIS BUDGET CAR 8.25 15JAN30 144A	USD	170,397,458	166,863,673	0.32
200,000	AZULE ENERGY FIN 8.625 22JAN33 REGS	USD	31,786,015	30,759,046	0.06
632,000	BANCO NACIONAL COM FRN 11AUG31 REGS	USD	86,955,250	95,604,703	0.18
332,000	BANQUE OUEST AFRI 6.25 14OCT40 REGS	EUR	58,600,739	59,625,017	0.11
377,000	BANQUE OUEST AFRIC FRN 13FEB55 REGS	USD	55,053,022	58,619,087	0.11
572,000	BAUSCH HEALTH AM 8.50 31JAN27 144A	USD	83,801,459	87,391,039	0.15
727,000	BAUSCH HEALTH COS 11 30SEP28 144A	USD	102,334,033	116,111,168	0.22
372,000	BAUSCH HEALTH COS 5 30JAN28 144A	USD	51,372,126	48,962,155	0.09
1,009,778	BEACH ACQ BIDCO 10.00 15JUL33 144a	USD	151,838,870	170,863,058	0.32
1,075,000	BEACON MOBILITY 7.25 01AUG30 144A	USD	157,589,068	173,157,737	0.33
1,223,000	BELRON UK FIN PLC 5.75 15OCT29 144a	USD	181,392,480	191,816,351	0.36
222,000	BENIN REP OF 8.375 23JAN41 REGS	USD	32,337,317	36,144,668	0.07
300,000	BILL HOLDINGS INC 0.00 CV 01APR30	USD	37,811,850	41,217,434	0.08
500,000	BIOMARIN PHARMA 1.25 CV 15MAY27	USD	67,550,587	74,782,504	0.14
1,271,000	BKV UPSTREAM MIDST 7.5 15OCT30 144A	USD	193,817,047	198,812,641	0.38
350,000	BLACKLINE INC 1.00 CV 01JUN29	USD	53,165,388	53,681,619	0.10
300,000	BLACKSTONE MTGE 5.5 CV 15MAR27	USD	36,998,845	45,512,360	0.09
592,000	BLOCK COMM INC 4.875 1MAR28 144A	USD	83,121,709	89,358,931	0.17
550,000	BLOOM ENERGY CORP 0 CV 15NOV30	USD	77,297,423	97,663,383	0.18
526,000	BLUE RACER MID LLC 7 15JUL29 144A	USD	82,446,384	84,171,417	0.16
1,003,000	BOMBARDIER INC 6.75 15JUN33 144A	USD	150,848,258	162,312,517	0.31
200,000	BOSTON PROPERTIES 2.0 CV 01OCT30	USD	30,355,082	29,263,993	0.06
200,000	BOX INC 1.50 CV 15SEP29	USD	29,143,771	29,094,659	0.05
494,000	BRAZIL FED REP OF 5.50 06NOV30	USD	72,805,356	77,263,101	0.15
995,000	BRAZIL FED REP OF 6.625 15MAR25	USD	150,597,599	157,382,481	0.30
200,000	BRAZIL FED REP OF 7.25 12JAN56	USD	29,658,228	30,664,847	0.06
200,000	BRIDGEBIO PHARMA 1.75 CV 01MAR31	USD	35,982,341	54,938,106	0.10

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
200,000	BRIDGEBIO PHARMA 2.25 CV 1FEB29	USD	26,767,917	35,298,441	0.07
300,000	BRIDGEBIO PHARMA 2.5 CV 15MAR27	USD	48,779,768	88,553,984	0.17
908,000	BUILDERS FIRSTSOU 4.25 01FEB32 144A	USD	120,168,503	133,102,360	0.25
200,000	BURLINGTON STORES 1.25 CV 15DEC27	USD	43,000,398	46,151,211	0.09
1,019,000	CABLEVISION LP 3.875 15SEP27 144A	USD	149,330,942	156,123,906	0.29
925,000	CAESARS ENTERTAIN 7.0 15FEB30 144A	USD	141,119,454	147,056,779	0.28
1,000,000	CALIFORNIA BUYER 6.375 15FEB32 144A	USD	152,375,014	153,431,365	0.29
100,000	CAPITAL SOUTHWEST 5.125 CV 15NOV29	USD	14,684,921	15,409,393	0.03
1,120,000	CARNIVAL CORP 5.75 01AUG32 144A	USD	162,624,016	177,011,392	0.33
709,000	CARNIVAL CORP 6.125 15FEB33 144A	USD	110,437,403	112,319,544	0.21
1,320,000	CCO HLDGS LLC CAP 5.375 1JUN29 144A	USD	197,703,819	200,165,932	0.38
510,000	CCO HLDGS LLC/CAP CORP 4.50 01MAY32	USD	63,186,400	69,794,848	0.13
1,025,000	CCO HOLDINGS LLC 5 01FEB28 144A	USD	146,590,609	156,820,182	0.30
440,000	CELANESE US HOLDINGS 6.75 15APR33	USD	69,943,828	68,697,109	0.13
913,000	CENTENE CORP 4.625 15DEC29	USD	128,594,459	136,805,303	0.26
400,000	CENTERPOINT EGY INC 4.25 CV 15AUG26	USD	58,200,341	68,503,299	0.13
150,000	CENTRUS ENERGY 0.00 CV 15AUG32	USD	26,467,368	35,444,684	0.07
200,000	CHECK POINT SOFTWAR 0.00 CV 15DEC30	USD	31,365,194	30,249,209	0.06
200,000	CHEESECAKE FACTORY 2 CV 15MAR30	USD	28,938,121	32,619,885	0.06
200,000	CHEFS' WAREHOUSE 2.375 CV 15DEC28	USD	40,275,409	47,321,155	0.09
703,000	CHS COMM HEALTH 10.875 15JAN32 144A	USD	110,134,968	115,928,107	0.21
1,498,000	CHS COMM HEALTH 9.75 15JAN34 144A	USD	238,726,375	239,953,724	0.45
556,000	CIPHER COMPUTE 7.125 15NOV30 144A	USD	86,675,208	88,175,836	0.17
350,000	CIPHER MINING 0.00 CV 01OCT31	USD	77,018,665	73,376,742	0.14
650,000	CLARIOS GLOBAL 6.75 15FEB30 144A	USD	99,052,667	104,766,467	0.20
1,050,000	CLARIOS GLOBAL 6.75 15SEP32 144A	USD	162,039,296	167,071,040	0.32
100,000	CLEANSARK INC 0.00 CV 15FEB32	USD	15,176,623	13,454,355	0.03
200,000	CLEANSARK INC 0.00 CV 15JUN30	USD	38,411,546	36,145,111	0.07
639,000	CLEARWAY ENERG OP 5.75 15JAN34 144A	USD	101,052,348	98,802,995	0.19
476,000	CLEVELAND CLIFFS 6.875 01NOV29 144A	USD	70,189,689	76,031,621	0.14
340,000	CLEVELAND CLIFFS 7.375 01MAY33 144A	USD	51,003,923	54,713,462	0.10
927,000	CLOUD SOFT GRP INC 6.5 31MAR29 144A	USD	129,631,240	141,632,210	0.27
310,000	CLOUD SOFT GRP INC 9 30SEP29 144A	USD	46,445,787	48,132,758	0.09
400,000	CLOUDFARE INC 0.00 CV 15AUG26	USD	67,094,441	68,109,212	0.13
500,000	CLOUDFARE INC 0.00 CV 15JUN30	USD	79,458,520	81,318,804	0.15
687,000	CLYDESDALE ACQ 6.875 15JAN30 144A	USD	105,360,707	106,394,132	0.20
714,000	CLYDESDALE ACQUIS 8.75 15APR30 144A	USD	103,903,220	110,007,904	0.21
400,000	CMS ENERGY CORP 3.375 CV 01MAY28	USD	55,086,220	66,224,987	0.13
100,000	CNX RESOURCES 2.25 CV 01MAY26	USD	25,419,884	44,935,085	0.08
1,447,000	CODELCO INC 5.95 08JAN34 REGS	USD	223,138,444	232,764,066	0.44
400,000	COINBASE GBL INC 0.25 CV 01APR30	USD	59,697,469	60,523,579	0.11
200,000	COINBASE GLOBAL INC 0.00 CV 01OCT32	USD	31,774,222	26,321,658	0.05
300,000	COINBASE GLOBAL INC 0.00 CV 1OCT29	USD	50,369,930	41,819,809	0.08
250,000	COINBASE GLOBAL INC CV 0.5 01JUN26	USD	44,403,518	38,065,674	0.07
233,000	COLOMBIA REP OF 5.625 19FEB36	EUR	39,849,500	40,265,307	0.08

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
200,000	COLOMBIA REP OF 6.50 21JAN33	USD	31,349,286	30,621,744	0.06
446,000	COLOMBIA REP OF 7.375 25APR30	USD	68,423,732	72,024,876	0.14
454,000	COLUMBUS MCKINNON 7.125 1FEB33 144A	USD	71,331,290	70,238,203	0.13
200,000	COMISION FEDERAL 6.045 28JAN34 REGS	USD	31,755,055	30,833,258	0.06
400,000	COMMVault SYSTEMS 0.00 CV 15SEP30	USD	57,905,826	51,939,355	0.10
635,000	COMSTOCK RESOURCES 5.875 15JAN30	USD	88,793,504	95,443,947	0.18
695,000	COMSTOCK RESOURCES 6.75 01MAR29	USD	91,882,086	107,322,508	0.20
300,000	CONMED CORP 2.25 CV 15JUN27	USD	42,666,673	44,796,539	0.08
1,210,000	CONTOURGLB POWER 6.75 28FEB30 144A	USD	186,527,296	191,163,158	0.36
100,000	CORE SCIENTIFIC INC 3.00 CV 01SEP29	USD	20,603,919	29,354,433	0.06
1,330,000	CORELOGIC INC 4.50 01MAY28 144A	USD	191,557,037	200,869,769	0.38
273,000	COREWEAVE INC 9.00 01FEB31 144A	USD	42,124,672	40,926,141	0.08
1,000,000	COREWEAVE INC 9.25 01JUN30 144A	USD	148,731,771	151,661,640	0.29
300,000	CORMEDIX INC 4.00 CV 01AUG30	USD	55,279,283	46,879,347	0.09
203,000	CORPORACIAN QUIPORT 9 15DEC37 REGS	USD	31,154,586	33,633,686	0.06
1,128,000	CQP HOLDCO LP/BIP V CHI 5.5 15JUN31	USD	155,791,829	172,562,862	0.33
763,000	CSC HOLDINGS LLC 11.75 31JAN29 144A	USD	99,150,998	85,813,173	0.16
100,000	CYTOKINETICS INC 1.75 CV 01OCT31	USD	19,061,999	19,875,116	0.04
200,000	CYTOKINETICS INC 3.5 CV 01JUL27	USD	33,879,189	45,196,617	0.09
400,000	DAE FUNDING LLC 3.375 20MAR28 REGS	USD	52,750,100	59,929,561	0.11
500,000	DATADOG INC 0.00 CV 01DEC29	USD	76,816,483	75,546,054	0.14
1,277,000	DBR LAND HLDGS LLC 6.25 1DEC30 144A	USD	201,288,423	201,344,544	0.38
364,000	DEALER TIRE LLC/DT 8 01FEB28 144A	USD	53,000,160	55,837,630	0.11
400,000	DEXCOM INC 0.375 CV 15MAY28	USD	55,027,958	57,511,983	0.11
450,000	DIGITAL REALTY TRUST 1.875 15NOV29	USD	69,290,655	72,023,137	0.14
400,000	DIGITALOCEAN HLDGS 0.00 CV 15AUG30	USD	77,802,975	98,613,963	0.19
731,000	DIRECTV FIN LLC 10 15FEB31 144A	USD	107,173,019	115,998,317	0.22
801,000	DISCOVERY COMM 4.125 15MAY29 SER *	USD	108,093,289	119,458,793	0.23
736,000	DISH DBS CORP 5.125 01JUN29	USD	95,207,938	100,448,974	0.19
668,000	DISH DBS CORP 5.75 1DEC28 144A	USD	93,622,728	99,341,083	0.19
747,000	DISH DBS CORP 7.375 01JUL28	USD	101,036,435	111,020,717	0.21
300,000	DOMINICAN REP OF 5.50 22FEB29 REGS	USD	44,839,246	46,759,274	0.09
556,000	DOMINICAN REP OF 5.875 28OCT35 REGS	USD	84,693,564	85,225,167	0.16
150,000	DOMINICAN REP OF 6.6 01JUN36 REGs	USD	21,526,125	24,118,549	0.05
150,000	DOMINICAN REP OF 7.15 24FEB55 REGS	USD	23,304,738	24,672,733	0.05
850,000	DOORDASH INC 0.00 CV 15MAY30	USD	133,445,510	131,675,545	0.25
200,000	DROPBOX INC 0.00 CV 01MAR28	USD	24,859,983	30,572,483	0.06
750,000	DUKE ENERGY CORP 4.125 CV 15APR26	USD	107,453,967	119,669,106	0.23
507,000	DYCOM INDUSTRIES 4.5 15APR29 144A	USD	64,919,882	76,734,912	0.14
200,000	DYNAVAX TECHNOLOGIE 2.00 CV 15MAR30	USD	32,856,945	32,204,247	0.06
400,000	EAGLE FUNDING LUX 5.5 17AUG30	USD	60,180,530	62,376,487	0.12
1,539,000	EHOSTAR CORP 10.75 30NOV29 SER .	USD	243,418,027	259,516,310	0.49
726,000	ECOPETROL SA 7.75 01FEB32	USD	107,252,236	114,741,648	0.22
200,000	ECUADOR REP OF 9.25 29JAN39 REGS	USD	30,784,054	31,511,896	0.06
371,301	ECUADOR REP OF FRN 31JUL40 REGS	USD	30,223,232	47,105,684	0.09

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
251,000	EL SALVADOR REP 7.65 15JUN35 REGS	USD	34,890,659	39,930,238	0.08
534,000	EL SALVADOR REP FRN 17APR30 RegS	USD	749,050	2,260,608	-
971,000	ELASTIC NV 4.125 15JUL29 144A	USD	115,892,329	143,760,802	0.27
687,000	ELLUCIAN HLDG INC 6.50 01DEC29 144A	USD	105,184,573	104,755,294	0.20
1,706,000	EMERALD DEBT 6.625 15DEC30 144A	USD	244,278,480	271,819,540	0.51
768,000	ENCORE CAPITAL 6.625 15APR31 144A	USD	111,799,620	119,100,790	0.22
200,000	ENDEAVOUR SILVER 0.25 CV 15JAN31	USD	32,283,169	42,127,219	0.08
226,953	ENERGEAN ISRAEL FIN 5.875 30MAR31	USD	31,580,396	33,925,312	0.06
100,000	ENERGY FUELS CV 0.75 1NOV31	USD	20,123,094	22,667,664	0.04
1,099,000	ENERGY TRANSFER LP FRN PERP SER B	USD	141,344,629	171,130,873	0.32
300,000	ENOVIS CORP 3.875 CV 15OCT28	USD	46,393,342	44,842,721	0.08
750,000	ENTEGRIIS ESCROW 5.95 15JUN30 144A	USD	102,534,757	117,488,161	0.22
100,000	ENVISTA HOLDINGS CO 1.75 CV 15AUG28	USD	13,865,137	14,893,694	0.03
100,000	EOS ENERGY ENTER 1.75 CV 1DEC31	USD	18,374,797	19,324,386	0.04
100,000	ETSY INC 0.125 CV 01OCT26	USD	14,936,370	15,440,181	0.03
100,000	ETSY INC CV 1 15JUN30	USD	15,499,662	15,532,545	0.03
400,000	EVERGY INC 4.50 CV 15DEC27	USD	67,834,025	77,924,427	0.15
736,000	EW SCRIPPS CO 9.875 15AUG30 144A	USD	106,134,696	112,568,862	0.21
100,000	EXELON CORP 3.25 CV 15MAR29	USD	15,590,175	15,389,381	0.03
500,000	EXPORT BK INDIA 3.25 15JAN30 REGS	USD	67,539,160	73,683,788	0.14
200,000	FEDERAL REALTY OP 3.25 CV 15JAN29	USD	30,226,803	30,941,939	0.06
495,000	FIESTA PURCHASER 7.875 01MAR31 144A	USD	77,669,309	78,047,089	0.15
676,000	FIESTA PURCHASER 9.625 15SEP32 144A	USD	104,337,413	105,484,945	0.20
200,000	FIRSTENERGY CORP 3.625 CV 15JAN29	USD	30,710,452	33,497,343	0.06
650,000	FIRSTENERGY CORP 4.00 CV 01MAY26	USD	89,680,073	103,813,286	0.20
300,000	FLUENCE ENERGY INC 2.25 CV 15JUN30	USD	46,725,947	79,288,720	0.15
300,000	FLUOR CORP 1.125 CV 15AUG29	USD	50,404,972	57,505,825	0.11
565,000	FMG RES AUG06 6.125 15APR32 144A	USD	71,087,255	90,538,144	0.17
1,054,000	FORVIA SE 6.75 15SEP33 144A	USD	161,403,243	166,400,911	0.31
250,000	FRESHPET INC 3.00 CV 01APR28	USD	68,464,820	47,856,097	0.09
1,150,000	FRONERI LUX FINCO SA 6 1AUG032 144a	USD	170,881,624	179,211,489	0.34
400,000	GABONESE REP 7 24NOV31 REGS	USD	46,726,926	51,402,135	0.10
383,000	GACI FIRST INV 4.75 14FEB30	USD	56,761,680	59,372,546	0.11
250,000	GALAXY DIGITAL LP 2.5 CV 01DEC29	USD	54,129,778	58,112,349	0.11
150,000	GAMESTOP CORP 0.00 CV 01APR30	USD	23,444,612	24,476,459	0.05
390,000	GDZ ELEKTRIK DAGT AS 9 15OCT29 REGS	USD	56,760,347	59,984,938	0.11
751,000	GFL ENVIRONMENTAL 5.5 1FEB34 144A	USD	115,575,068	115,716,062	0.22
336,414	GHANA REP OF FRN 3JUL35 REGS	USD	37,399,030	47,163,727	0.09
542,000	GLOBAL ATLANTIC 7.95 15JUN33 144A	USD	84,146,070	94,995,923	0.18
200,000	GLOBAL PAYMENTS INC 1.5 CV 01MAR31	USD	30,760,273	27,231,985	0.05
1,216,000	GOAT HOLDCO LLC 6.75 01FEB32 144A	USD	184,585,285	192,169,945	0.36
861,000	GRAFTECH GLOBAL 9.875 23DEC29 144A	USD	119,384,857	113,029,044	0.21
350,000	GRANITE CONSTRUCTIO 3.25 CV 15JUN30	USD	67,946,294	90,139,566	0.17
850,000	GRAPHIC PACK INT 6.375 15JUL32 144A	USD	124,439,967	132,172,981	0.25
782,000	GRAY MEDIA INC 7.25 15AUG33 144A	USD	115,192,263	122,970,837	0.23

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
261,000	GRAY TELEVISION 10.50 15JUL29 144A	USD	39,726,694	43,167,326	0.08
658,000	GREEN PIPELINES 6.1027 23AUG42 REGS	USD	99,036,334	104,701,326	0.20
200,000	GREENBRIER COS INC 2.875 CV 15APR28	USD	22,235,706	34,661,130	0.07
100,000	GUARDANT HEALTH INC 0.00 CV 15MAY33	USD	16,961,556	17,962,873	0.03
300,000	GUARDANT HEALTH INC 1.25 CV 15FEB31	USD	50,753,193	90,179,590	0.17
200,000	GUIDEWIRE SOFTWARE 1.25 CV 01NOV29	USD	30,821,487	30,187,633	0.06
1,363,000	GULFPORT ENER CORP 6.75 1SEP29 144A	USD	197,980,560	216,147,347	0.41
650,000	HAEMONETICS CORP 2.5 CV 01JUN29	USD	103,075,449	98,329,943	0.19
800,000	HALOZYME THERAPEUTICS 0 CV 15FEB31	USD	125,269,069	128,016,502	0.24
744,000	HERC HOLDINGS INC 5.75 15MAR31 144A	USD	115,210,743	115,390,000	0.22
281,000	HILTON DOMESTIC OP 5.5 31MAR34 144A	USD	43,800,870	43,467,061	0.08
740,000	HILTON DOMESTIC OPE 4 01MAY31 144A	USD	88,173,166	108,767,115	0.21
200,000	HIMS & HERS HEALTH 0.00 CV 15MAY30	USD	32,501,686	26,477,679	0.05
717,000	HOWDEN UK REF/US 7.25 15FEB31 144A	USD	109,757,194	113,974,859	0.22
829,000	HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 144A	USD	133,438,235	130,112,317	0.25
300,000	HUNGARY GOVT 5.50 26MAR36 REGS	USD	43,872,258	45,855,054	0.09
344,000	ICAHN ENTERPRISES 9.75 15JAN29	USD	51,346,580	53,265,588	0.10
300,000	ILIAD HOLDING SAS 8.50 15APR31 144A	USD	47,080,133	49,551,715	0.09
623,000	INDONESIA REP OF 4.125 15JAN37	EUR	105,018,241	113,716,792	0.21
150,000	INNOVIVA INC 2.125 CV 15MAR28	USD	18,634,746	23,573,601	0.04
741,000	INSTALLED BUILD 5.625 01FEB34 144A	USD	117,430,366	114,419,276	0.22
704,000	INSULET CORP 6.5 01APR33 144A	USD	106,223,329	112,692,453	0.21
400,000	INTEGER HOLDINGS 1.875 CV 15MAR30	USD	60,079,842	58,589,563	0.11
100,000	INTERDIGITAL INC CV 3.5 1JUN27	USD	18,830,247	65,932,501	0.12
815,000	INVERSION ESCROW 6.75 01AUG32 144A	USD	120,910,597	124,268,063	0.23
200,000	IONIS PHARMA 0.00 CV 01APR26	USD	27,851,886	44,627,205	0.08
200,000	IONIS PHARMA 0.00 CV 01DEC30	USD	33,519,121	34,290,134	0.06
100,000	IONIS PHARMA INC 1.75 CV 15JUN28	USD	14,202,986	25,530,948	0.05
495,000	IQVIA INC 6.25 01JUN32 144A	USD	70,738,067	79,111,760	0.15
200,000	IRHYTHM HOLDINGS INC 1.5 CV 01SEP29	USD	38,919,172	38,233,132	0.07
480,000	IRON MOUNTAIN 4.875 15SEP29 144A	USD	68,360,822	72,924,008	0.14
286,000	IRON MOUNTAIN INC 5.25 15MAR28 144A	USD	41,116,105	43,944,412	0.08
200,000	ISRAEL ELECTRIC CORP 5.633 28JAN38	USD	31,575,027	30,764,785	0.06
440,000	ISRAEL STATE OF 5.75 12MAR54	USD	61,749,046	65,085,568	0.12
301,000	ISRAEL STATE OF 5.875 13JAN56	USD	45,533,966	45,146,556	0.09
200,000	ITRON INC 1.375 CV 15JUL30	USD	30,931,372	32,866,189	0.06
970,000	JANE STREET GRP 6.125 1NOV32 144A	USD	145,162,310	152,059,016	0.29
1,010,000	JANE STREET GRP 7.125 30APR31 144A	USD	156,698,655	163,415,377	0.31
300,000	JAZZ INVESTMENTS I 3.125 CV 15SEP30	USD	52,692,116	60,036,599	0.11
300,000	JAZZ INVESTMENTS I LTD 2 CV 15JUN26	USD	45,051,008	51,008,018	0.10
200,000	JBT MAREL CORP 0.375 CV 15SEP30	USD	30,718,337	33,158,675	0.06
825,000	JETBLUE AIRWAYS LOYAL 9.875 20SEP31	USD	121,192,612	128,411,348	0.24
498,000	JONES DESLAURIER 6.875 01OCT33 144A	USD	73,853,164	74,583,564	0.14
1,032,000	KENNEDY-WILSON INC 4.75 01FEB30	USD	153,087,485	152,290,611	0.29
203,000	KENYA REP OF 9.75 16FEB31 REGS	USD	31,661,993	34,528,007	0.07

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
478,000	KINGDOM OF JORDAN 5.75 12NOV32 REGS	USD	72,613,338	72,151,734	0.14
200,000	KINGDOM OF JORDAN 5.85 07JUL30 REGS	USD	27,164,536	30,937,303	0.06
1,306,000	KIOXIA HOLDINGS 6.625 24JUL33 144A	USD	199,797,078	210,130,688	0.40
439,000	KUWAIT INTL BOND 4.652 09OCT35 REGS	USD	64,996,188	66,600,470	0.13
200,000	LANTHEUS HLDGS INC 2.625 CV 15DEC27	USD	41,385,380	35,098,319	0.07
969,000	LBM ACQUISITI LLC 6.25 15JAN29 144A	USD	134,791,041	137,791,213	0.26
100,000	LCI INDUSTRIES 3.00 CV 01MAR30	USD	15,427,852	21,143,658	0.04
1,249,000	LEBANESE REP DFLT 8.25 17MAY34 SR89	USD	28,274,057	56,239,284	0.11
485,000	LEVEL 3 FINANCIN 6.875 30JUN33 144A	USD	70,234,332	76,923,871	0.15
832,000	LEVEL 3 FINANCING 7.00 31MAR34 144A	USD	123,280,324	132,503,944	0.25
835,958	LEVEL 3 FINANCING 8.50 15JAN36 144A	USD	131,135,622	131,343,300	0.25
100,123	LEVIATHAN BD LTD 6.75 30JUN30	USD	14,311,026	15,791,660	0.03
350,000	LIBERTY MEDIA CORP 2.25 CV 15AUG27	USD	61,207,870	63,038,429	0.12
100,000	LIFE360 INC 0.00 CV 01JUN30	USD	17,212,056	16,363,821	0.03
790,000	LIFEPOINT HEALTH 10.00 01JUN32 144A	USD	121,076,934	128,330,600	0.24
400,000	LIFEPOINT HEALTH 8.375 15FEB32 144A	USD	68,301,672	66,768,765	0.13
263,000	LIFEPT HEALTH 9.875 15AUG30 144A	USD	38,777,848	43,409,243	0.08
100,000	LIGAND PHARMA 0.75 CV 01OCT30	USD	16,025,023	18,540,533	0.04
1,071,000	LIGHT AND WONDER 6.25 01OCT33 144A	USD	161,006,697	167,283,431	0.32
570,000	LIGHTNING POW LLC 7.25 15AUG32 144A	USD	94,283,739	93,332,047	0.18
200,000	LIVANOVA USA INC 2.50 CV 15MAR29	USD	30,331,771	36,533,040	0.07
600,000	LIVE NATION ENTERT 2.875 CV 15JAN30	USD	95,536,376	98,506,205	0.19
350,000	LIVE NATION ENTERT 3.125 CV 15JAN29	USD	56,419,808	80,247,381	0.15
853,000	LUMEN TECH INC 10 15OCT32 144A	USD	124,735,204	131,310,818	0.25
477,000	LUMEN TECH INC 5.375 15JUN29 144A	USD	60,390,013	68,857,329	0.13
470,000	LUMEN TECH INC 7.6 15SEP39 SER P	USD	60,761,009	70,341,866	0.13
300,000	LUMENTUM HDG INC 0.50 CV 15JUN28	USD	40,139,507	135,590,350	0.26
300,000	LUMENTUM HLDG INC 0.375 CV 15MAR32	USD	94,033,873	102,085,310	0.19
150,000	LUMENTUM HOLDINGS 1.5 CV 15DEC29	USD	24,448,611	126,908,134	0.24
200,000	LYFT INC 0.00 CV 15SEP30	USD	35,830,260	33,112,493	0.06
300,000	LYFT INC 0.625 CV 01MAR29	USD	48,819,375	53,243,227	0.10
500,000	MACOM TECH SOLUTIONS 0 CV 15DEC29	USD	80,068,948	113,684,688	0.21
932,000	MADISON IAQ LLC 4.125 30JUN28 144A	USD	135,870,121	141,554,086	0.27
100,000	MARRIOT VACATION 3.25 CV 15DEC27	USD	13,051,812	14,793,633	0.03
676,000	MATADOR RESOURCES 6.5 15APR32 144A	USD	102,223,444	106,070,407	0.20
1,076,000	MEDLINE BORROWER 5.25 01OCT29 144A	USD	155,437,845	165,770,127	0.31
513,000	MEDLINE BORROWER 6.25 01APR29	USD	77,812,558	81,551,446	0.15
205,000	MERCER INTL INC 12.875 01OCT28 144A	USD	28,867,424	22,887,928	0.04
300,000	MERIT MEDICAL SYST CV 3.00 01FEB29	USD	54,425,337	53,086,208	0.10
300,000	MICROCHIP TECHNO 0.75 CV 01JUN30	USD	42,518,001	47,925,102	0.09
300,000	MICROSTRATEGY INC 0.00 CV 1MAR30	USD	43,870,399	40,478,522	0.08
359,000	MIDWEST GAMING BO 4.875 1MAY29 144A	USD	49,800,873	54,283,730	0.10
200,000	MIRION TECH 0.25 CV 01JUN30	USD	32,975,597	40,178,339	0.08
200,000	MIRION TECHNOLOGIES 0.00 CV 01OCT31	USD	36,129,287	34,713,469	0.07
50,000	MIRUM PHARMACEUTIC 4.00 CV 01MAY29	USD	9,075,104	25,356,804	0.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
444,000	MIWD HLDGCO II 5.5 01FEB30 144A	USD	63,134,107	66,337,454	0.13
500,000	MKS INSTRUMENTS INC 1.25 CV 1JUN30	USD	85,467,862	132,860,986	0.25
470,000	MOHEGAN TRIBAL 11.875 15APR31 144A	USD	77,315,716	76,081,440	0.14
583,000	MOHEGAN TRIBAL 8.25 15APR30 144A	USD	89,482,239	93,491,354	0.18
1,046,000	MOSS CREEK RESOURC 8.25 01SEP31	USD	150,963,658	156,602,703	0.30
319,000	MOZART DEBT MRGR 3.875 01APR29 144A	USD	40,007,734	48,039,904	0.09
200,000	MP MATERIALS CORP CV 3.00 01MAR30	USD	30,994,993	92,210,059	0.17
541,000	NASSAU COMPANIES 7.875 15JUL30 144A	USD	79,674,882	79,236,979	0.15
300,000	NAVOI MINING 6.75 14MAY30 REGS	USD	45,470,474	48,558,400	0.09
600,000	NCL COPORATION LTD 0.75 CV 15SEP30	USD	93,024,567	89,823,989	0.17
100,000	NCL CORPORATION 0.875 CV 15APR30	USD	17,207,983	17,462,494	0.03
448,000	NCL CORPORATION 5.875 15JAN31 144A	USD	66,093,528	69,087,877	0.13
1,382,000	NCL CORPORATION 6.75 1FEB32 144A	USD	212,119,490	217,748,437	0.41
200,000	NEBIUS GROUP NV 1.00 CV 15SEP30	USD	37,570,020	32,312,005	0.06
150,000	NEOGENOMICS INC 0.25 CV 15JAN28	USD	16,337,360	21,041,673	0.04
490,000	NEPTUNE BIDCO 9.29 15APR29 144A	USD	72,446,516	77,295,319	0.15
965,000	NEPTUNE BIDCO US 9.50 15FEB33 144A	USD	151,199,129	150,835,938	0.28
600,000	NEXTERA ENERGY CAP 3.0 CV 01MAR27	USD	114,530,769	123,028,846	0.23
200,000	NICKEL INDUSTRIES 9.00 30SEP30 REGS	USD	30,449,702	32,336,820	0.06
650,000	NISSAN MOTOR ACC 6.125 30SEP30 144A	USD	101,180,294	99,769,392	0.19
681,000	NISSAN MOTOR CO 7.5 17JUL30 144A	USD	103,751,153	110,054,993	0.21
798,000	NOBLE FINANCE II LLC 8 15APR30 144A	USD	123,555,372	127,982,934	0.24
644,000	NORTHERN OIL & GA 8.75 15JUN31 144A	USD	94,762,516	102,517,596	0.19
500,000	NORTHERN OIL GAS 3.625 CV 15APR29	USD	73,168,183	78,047,579	0.15
507,000	NORTHERN OIL&GAS 7.875 15OCT33 144A	USD	76,026,903	78,841,478	0.15
850,000	NORTHRIVER MIDST 6.75 15JUL32 144A	USD	131,858,528	132,953,233	0.25
497,000	NOVELIS CORP 4.75 30JAN30 144A	USD	58,688,269	74,166,570	0.14
750,000	NOVELIS CORP 6.375 15AUG33 144A	USD	118,356,484	117,568,171	0.22
592,000	NRG ENERGY INC 3.875 15FEB32 144A	USD	73,018,999	85,258,690	0.16
298,000	NRG ENERGY INC 5.75 15JAN34 144A	USD	44,118,974	46,140,235	0.09
1,055,000	NRG ENERGY INC 6.25 01NOV34 144A	USD	163,722,983	166,591,919	0.31
400,000	NRG ENERGY INC FRN PERP 144A	USD	56,223,659	67,640,865	0.13
200,000	NUTANIX INC 0.25 CV 01OCT27	USD	22,904,415	31,711,639	0.06
200,000	NUTANIX INC 0.5 CV 15DEC29	USD	31,986,926	28,001,685	0.05
200,000	OFFICE CHERIFIEN 6.7 01MAR36 REGS	USD	30,748,784	32,629,820	0.06
400,000	OKTA INC CV 0.375 15JUN26	USD	54,891,473	60,498,419	0.11
533,000	OLYMPUS WTR HLDG 7.25 15FEB33 144*	USD	81,326,923	81,868,376	0.15
500,000	ON SEMICONDUCT CORP 0.00 CV 01MAY27	USD	95,081,159	99,560,694	0.19
200,000	ON SEMICONDUCTOR 0.50 CV 01MAR29	USD	27,735,357	30,326,179	0.06
730,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.50 15MAY31	USD	113,318,971	117,855,325	0.22
542,000	ONEMAIN FINANCE CORP 7.875 15MAR30	USD	80,575,407	88,045,289	0.17
380,000	OPTICS BIDCO 7.721 4JUN38 SER2038	USD	59,589,980	59,974,546	0.11
957,000	OPTION CARE HLTH 4.375 31OCT29 144A	USD	124,572,598	143,970,714	0.27
500,000	ORMAT TECH INC 2.5 CV 15JUL27	USD	79,526,904	115,732,090	0.22
210,000	OSAIC HOLDINGS 8.0 01AUG33 SER JAN	USD	34,031,656	33,560,528	0.06

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
840,000	OSAIC HOLDINGS INC 8.0 01AUG33 144A	USD	130,504,356	134,239,527	0.25
300,000	OSI SYSTEMS INC 0.5 CV 01FEB31	USD	47,382,331	47,365,399	0.09
200,000	OSI SYSTEMS INC 2.25 CV 01AUG29	USD	29,915,559	47,784,425	0.09
978,000	PANAMA REPUBLIC OF 2.252 29SEP32	USD	110,768,008	124,245,631	0.23
635,000	PANTHER ESCROW 7.125 01JUN31 144A	USD	102,808,939	100,559,138	0.19
200,000	PAR TECHNOLOGY CORP 1.5 CV 15OCT27	USD	23,585,684	29,765,838	0.06
200,000	PARAGUAY REP 6.65 04MAR55 REGS	USD	28,673,319	32,863,726	0.06
815,000	PARK INTERM HLDG 4.875 15MAY29 144A	USD	107,495,687	122,761,991	0.23
500,000	PARSONS CORP 2.625 CV 01MAR29	USD	80,724,469	82,742,749	0.16
100,000	PATRICK IND INC 1.75 CV 01DEC28	USD	23,135,735	30,564,786	0.06
50,000	PEABODY ENERGY CORP 3.25 CV 01MAR28	USD	8,555,539	15,355,514	0.03
50,000	PELTON INTERACTIVE 5.5 CV 01DEC29	USD	9,474,780	12,165,108	0.02
200,000	PENNYMAC CORP 8.5 CV 01JUN29	USD	29,973,202	33,050,917	0.06
904,000	PENNYMAC FIN SVC 6.75 15FEB34 144A	USD	135,700,941	143,336,611	0.27
472,000	PENNYMAC FIN SVC 7.125 15NOV30 144A	USD	72,089,598	75,316,117	0.14
917,000	PERTAMINA HULU EN 5.25 21MAY30 REGS	USD	137,608,965	143,486,168	0.27
449,000	PERTAMINA PT 6 03MAY42 REGS	USD	65,417,523	68,773,464	0.12
1,054,000	PETROLEO DE PERU 5.625 19JUN47 REGS	USD	105,447,933	108,709,348	0.20
893,000	PETROLEO DEL PERU 4.75 19JUN32 REGS	USD	104,722,585	104,032,841	0.19
1,714,000	PETROLEOS MEXICAN 5.95 28JAN31	USD	225,004,647	256,848,779	0.48
909,000	PETROLEOS MEXICAN 7.69 23JAN50	USD	109,140,670	125,811,827	0.24
1,798,914	PETROLEOS VENEZ DFLT 6 15NOV26 REGS	USD	40,065,474	84,185,145	0.16
400,000	PETRONAS CAPITAL 3.5 21APR30 REGS	USD	56,690,335	59,788,306	0.11
449,000	PETRONAS CAPITAL 5.848 03APR55 REGS	USD	66,405,243	71,604,111	0.14
1,063,000	PETSMART INC/FI 7.50 15SEP32	USD	159,636,956	167,850,266	0.32
400,000	PG&E CORP 4.25 CV 01DEC27	USD	60,830,321	62,542,742	0.12
657,000	PG&E CORP 5.0 01JUL28	USD	92,946,670	100,972,156	0.19
490,000	PG&E CORP 5.25 01JUL30	USD	68,849,700	74,891,663	0.14
923,000	PHH ESCROW ISSUER 9.875 1NOV29 144A	USD	141,558,831	146,075,685	0.28
400,000	PHILIPPINE REPUBLIC OF 5.0 27JAN36	USD	62,703,982	61,666,362	0.12
200,000	PLANET LABS PBC 0.5 CV 15OCT30	USD	58,729,637	73,429,379	0.14
383,000	PORT OF SPAIN 7.875 19FEB40 REGS	USD	56,580,352	57,272,948	0.11
901,000	POST HOLDINGS 4.625 15APR30 144A	USD	106,731,914	135,103,449	0.26
264,000	POST HOLDINGS 6.375 01MAR33 144A	USD	40,101,490	40,973,936	0.08
690,000	POST HOLDINGS 6.5 15MAR36 144A	USD	107,284,575	106,244,834	0.20
200,000	POST HOLDINGS INC CV 2.5 15AUG27	USD	28,636,188	33,251,039	0.06
300,000	PPL CAPITAL FUND 2.875 CV 15MAR28	USD	40,556,147	51,954,749	0.10
200,000	PROGRESS SOFT CORP 1 CV 15APR26	USD	34,025,503	30,520,144	0.06
300,000	PROGRESS SOFT CORP 3.50 CV 01MAR30	USD	49,633,368	46,066,544	0.09
244,000	PROVINCE SANTA FE 8.10 11DEC34 REGS	USD	37,251,104	36,567,861	0.07
240,000	PROVINCIA CORDOBA 8.6 03FEB35 REGS	USD	36,400,420	36,243,633	0.07
100,000	Q2 HOLDINGS INC CV 0.75 01JUN26	USD	14,654,271	15,232,362	0.03
200,000	QIAGEN NV 2.5 CV 10SEP31	USD	32,656,825	35,822,785	0.07
272,000	QNITY ELECTRON 6.25 15AUG33 144A	USD	40,525,973	43,197,504	0.08
853,000	QNITY ELECTRONICS 5.75 15AUG32 144A	USD	131,696,243	133,682,555	0.25

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
711,000	QUIKRETE HLDGS 6.375 01MAR32 144A	USD	110,651,836	113,426,283	0.21
723,000	QUIKRETE HOLDINGS 6.75 01MAR33 144A	USD	114,041,454	115,582,947	0.22
978,000	QXO BLDG PRODUCTS 6.75 30APR32 144A	USD	145,038,505	155,002,018	0.29
861,000	RADIOLOGY PART 8.50 15JUL32 144A	USD	125,104,580	139,666,489	0.26
436,000	RAKUTEN GROUP INC 9.75 15APR29 144A	USD	69,383,815	75,133,884	0.14
200,000	RAPID7 INC 1.25 CV 15MAR29	USD	27,276,649	27,899,137	0.05
693,000	RAVEN ACQUISITIO 6.875 15NOV31 144A	USD	104,686,574	106,473,629	0.20
200,000	REP OF GUATEMALA 6.125 01JUN50 REGS	USD	30,114,438	30,168,237	0.06
250,000	REPLIGEN CORP CV 1 15DEC28	USD	38,350,603	41,563,799	0.08
956,000	RESIDEO FUND INC 4 01SEP29 144A	USD	136,393,487	141,395,218	0.27
100,000	REXFORD IND REALTY 4.125 CV 15MAR29	USD	15,526,393	15,446,339	0.03
100,000	REXFORD IND REALTY 4.375 CV 15MAR27	USD	15,295,985	15,393,999	0.03
150,000	RIOT PLATFORMS INC 0.75 CV 15JAN30	USD	35,949,363	32,292,763	0.06
1,164,000	RITHM CAPITAL CO 8 01APR29 144A	USD	174,715,904	183,722,739	0.35
711,000	RITHM CAPITAL CO 8 15JUL30 144A	USD	103,757,374	112,296,197	0.21
872,000	RLJ LODGING TRUST 4 15SEP29 144A	USD	105,351,030	127,445,742	0.24
1,400,000	ROCKCLIFF ERGY II 5.5 15OCT29 144A	USD	185,984,947	213,094,007	0.40
842,000	ROCKET COS INC 6.125 01AUG30 144A	USD	129,621,447	133,056,359	0.25
1,393,000	ROCKETMTGE CO-IS 4 15OCT33 144A	USD	184,464,456	197,212,000	0.37
818,000	ROCKIES EXPRESS 4.80 15MAY30 144A	USD	111,239,486	124,058,415	0.23
619,000	ROMANIA GOVT 6.125 7OCT37 REGS	EUR	107,393,365	117,980,817	0.22
300,000	RUBRIK INC 0 CV 15JUN30	USD	44,980,382	41,840,891	0.08
867,237	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 144A	USD	121,827,539	134,010,171	0.25
123,882	SAMARCO MINERACAO FRN 30JUN31 REGS	USD	17,878,480	19,142,919	0.04
250,000	SASOL FINANCIN USA LLC 5.50 18MAR31	USD	30,581,943	33,900,289	0.06
250,000	SEAGATE HDD CAYMAN 3.50 CV 01JUN28	USD	60,899,529	209,031,275	0.39
1,239,000	SEALED AIR CORP 5 15APR29 144A	USD	174,983,797	192,173,780	0.36
100,000	SEMTECH CORP 0 CV 15OCT30	USD	15,800,386	17,556,856	0.03
100,000	SEMTECH CORP 1.625 CV 1NOV27	USD	18,646,690	34,551,832	0.07
100,000	SHAKE SHACK INC 0 CV 01MAR28	USD	15,536,681	14,624,299	0.03
200,000	SHIFT4 PAYMENTS INC CV 0.5 01AUG27	USD	24,373,911	29,602,661	0.06
1,484,000	SIMMONS FOOD INC 4.625 01MAR29 144A	USD	206,592,452	219,971,872	0.42
846,000	SINCLAIR TELE GP 8.125 15FEB33 144A	USD	126,438,978	133,820,525	0.25
859,000	SIRIUS XM RADIO 4.125 01JUL30 144A	USD	119,760,747	124,888,027	0.24
569,000	SM ENERGY CO 6.75 01AUG29 144A	USD	86,623,371	88,434,317	0.17
300,000	SNOWFLAKE INC 0 CV 01OCT27	USD	64,586,660	64,317,181	0.12
400,000	SNOWFLAKE INC 0 CV 01OCT29	USD	80,392,735	88,700,227	0.17
250,000	SOFI TECHN INC 0 CV 15OCT26	USD	33,285,862	47,375,034	0.09
50,000	SOFI TECHNOLOGIES 1.25 CV 15MAR29	USD	7,485,504	20,397,049	0.04
250,000	SOLARIS ENERGY INFRA 0.25 CV 1OCT31	USD	45,273,896	47,894,582	0.09
844,000	SOTERA HEALTH 7.375 01JUN31 144A	USD	132,296,547	136,543,367	0.26
819,000	SOUTH AFRICA REP 5.875 22JUN30	USD	121,929,150	129,848,801	0.25
100,000	SOUTH AFRICA REP 7.10 19NOV36 REGS	USD	15,394,498	16,303,374	0.03
200,000	SOUTH AFRICA REP 7.25 11DEC55 REGS	USD	30,533,380	29,864,359	0.06
500,000	SOUTHERN CO 4.5 CV 15JUN27	USD	81,530,799	82,550,324	0.16

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
310,000	SPECTRUM BRANDS INC 3.375 CV 1JUN29	USD	46,492,929	46,051,150	0.09
780,000	SS&C TECHNOLOGIES 6.50 01JUN32 144A	USD	117,969,285	123,950,482	0.23
100,000	SSR MINING INC 2.50 CV 01APR39	USD	20,326,451	23,614,395	0.04
419,000	STANDARD BUILD 5.875 15MAR34 144A	USD	65,229,946	64,444,278	0.12
307,000	STANDARD IND 4.75 15JAN28 144A	USD	38,391,819	47,008,371	0.09
1,200,000	STAPLES INC 10.75 01SEP29 144A	USD	171,477,552	181,529,044	0.34
295,000	STARWOOD PROP TST 6.5 01JUL30 144A	USD	45,588,675	47,301,723	0.09
699,000	STARWOOD PROP TST 7.25 01APR29 144A	USD	105,777,725	113,400,120	0.21
150,000	STARWOOD PROPERTY 6.75 CV 15JUL27	USD	22,386,281	23,922,275	0.05
527,000	STATION CASINOS 4.625 01DEC31 144A	USD	72,949,175	77,789,822	0.15
740,000	STONEPEAK NILE 7.25 15MAR32 144A	USD	106,011,095	120,322,838	0.23
300,000	STRATEGY INC 0 CV 01DEC29	USD	37,859,160	38,751,315	0.07
100,000	STRATEGY INC 0.875 CV 15MAR31	USD	17,890,598	15,594,121	0.03
100,000	STRIDE INC CV 1.125 01SEP27	USD	10,002,340	25,661,797	0.05
1,310,000	SUNOCO LP 5.625 15MAR31 144A	USD	202,485,686	203,094,807	0.38
100,000	SUPER MICRO COMP 2.25 CV 15JUL28	USD	18,317,587	15,047,634	0.03
800,000	SUPER MICRO COMP 3.5 CV 01MAR29	USD	127,626,428	112,819,546	0.21
200,000	SUPER MICRO COMPUT 0 CV 15JUN30	USD	36,841,182	26,828,662	0.05
150,000	TANDEM DIABET 1.50 CV 15MAR29 S2024	USD	23,995,858	23,134,295	0.04
972,000	TEAM HEALTH INC 8.375 30JUN28 144A	USD	148,139,881	151,079,964	0.29
150,000	TECPEITROL SA 7.625 3NOV30 REGS	USD	22,850,271	23,060,981	0.04
300,000	TEMPUS AI INC 0.75 CV 15JUL30	USD	55,186,827	51,423,656	0.10
1,327,000	TENET HEALTHCARE 4.625 15JUN28	USD	190,498,029	203,744,250	0.38
140,000	TENET HEALTHCARE 6 15NOV33 144A	USD	21,575,426	22,136,230	0.04
880,000	TENET HEALTHCARE 6.75 15MAY31	USD	119,271,582	140,665,887	0.27
1,030,000	TENET HEALTHCARE CORP 4.25 01JUN29	USD	145,250,413	156,039,168	0.29
100,000	TERAWULF INC 0 CV 01MAY32	USD	16,065,435	15,244,678	0.03
250,000	TERAWULF INC 1 CV 01SEP31	USD	56,364,118	53,359,451	0.10
1,121,000	TERRAFORM POWER 4.75 15JAN30 144A	USD	168,241,371	167,231,475	0.32
350,000	TETRA TECH INC CV 2.25 15AUG28	USD	56,740,884	62,997,642	0.12
926,000	TRANSDIGM INC 6.375 01MAR29 144A	USD	138,621,585	146,485,769	0.28
618,000	TRANSDIGM INC 6.375 31MAY33 144A	USD	89,030,023	96,851,057	0.18
1,190,000	TRANSDIGM INC 6.875 15DEC30 144A	USD	174,101,920	190,813,274	0.36
765,000	TRANSDIGM INC 7.125 01DEC31 144A	USD	116,013,370	123,331,161	0.23
150,000	TRANSMEDICS GROUP 1.50 CV 01JUN28	USD	30,938,053	37,916,631	0.07
591,000	TRIMAS CORP 4.125 15APR29 144A	USD	86,348,984	88,694,177	0.17
100,000	TRIP.COM GROUP LTD 0.75 CV 15JUN29	USD	18,309,893	17,526,068	0.03
300,000	TURK TELECOMUNIK 6.95 07OCT32 REGS	USD	44,416,529	47,040,204	0.09
765,000	TURKEY REP OF 6.8 4NOV36	USD	116,911,201	117,293,749	0.22
760,000	TURKEY REP OF 6.875 17MAR36	USD	109,175,520	118,435,805	0.22
385,000	TURKEY REP OF 7.25 29MAY32	USD	54,807,280	62,144,733	0.12
200,000	TURKIYE VARLIK FONU 7.75 10SEP35	USD	29,747,043	32,044,304	0.06
350,000	TYLER TECHNOLOGIES CV 0.25 15MAR26	USD	53,405,863	53,528,785	0.10
700,000	UBER TECH 0.875 CV 01DEC28 SER 2028	USD	147,418,464	139,492,729	0.26
400,000	UBER TECH INC 0 CV 15MAY28	USD	66,101,298	62,284,628	0.12

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
150,000	UGI CORP 5.0 CV 01JUN28	USD	24,434,137	35,248,411	0.07
1,209,000	UKG INC 6.875 1FEB31 144A	USD	184,131,789	185,595,708	0.35
68,282	UKRAINE GOVT FRN 1FEB30 REGS	USD	3,722,314	6,674,695	0.01
251,495	UKRAINE GOVT FRN 1FEB32 REGS	USD	29,985,946	30,919,002	0.06
347,735	UKRAINE GOVT FRN 1FEB35 REGS	USD	26,315,959	33,256,084	0.06
337,397	UKRAINE GOVT FRN 1FEB36 REGS	USD	26,825,818	29,510,667	0.06
450,000	UNITED AIRLINES 5.375 01MAR31	USD	69,264,123	69,963,797	0.13
200,000	UNITED MEXICAN STATES 3.75 19APR71	USD	18,036,530	18,092,568	0.03
398,000	UNITED MEXICAN STATES 5.375 22MAR33	USD	58,248,296	60,266,385	0.11
200,000	UNITED MEXICAN STATES 6.125 09FEB38	USD	31,242,486	30,663,308	0.06
1,010,000	UNITED MEXICAN STATES 6.875 13MAY37	USD	155,624,942	164,341,724	0.31
200,000	UNITED MEXICAN STATES 7.375 13MAY55	USD	29,920,740	32,949,317	0.06
965,000	UNITED RENTALS NORTH 3.75 15JAN32	USD	115,902,330	138,753,231	0.26
513,000	UNITI GP/CSL CAP 6 15JAN30 144A	USD	72,503,855	74,446,208	0.14
724,000	UNITI GRP/CSL CAP 6.50 15FEB29 144A	USD	101,689,154	108,088,006	0.20
300,000	UNITY SOFTWARE 0 CV 15MAR30	USD	59,998,566	61,046,830	0.12
600,000	UPC BROADBAND 4.875 15JUL31 144A	USD	81,031,075	88,598,318	0.17
50,000	UPSTART HLGS INC CV 1 15NOV30	USD	8,952,467	6,672,336	0.01
100,000	UPSTART HLGS INC CV 2 1OCT29	USD	20,875,346	18,973,104	0.04
895,000	UWM 6.25 15MAR31 144A	USD	135,035,657	136,737,092	0.26
1,082,000	UWM HOLDINGS LLC 6.625 1FEB30 144A	USD	163,871,926	168,540,531	0.32
200,000	VARONIS SYSTEMS INC 1 CV 15SEP29	USD	31,325,084	28,747,731	0.05
229,000	VEDANTA RESOURCES 9.85 24APR33 REGS	USD	32,800,914	37,911,919	0.07
300,000	VEECO INSTRUMENTS 2.875 CV 1JUN29	USD	52,279,583	61,629,878	0.12
971,000	VENEZUELA REP DFLT 7.65 21APR25	USD	28,384,486	53,442,539	0.09
490,300	VENEZUELA REP DFLT 8.25 13OCT24	USD	12,076,328	27,178,276	0.05
350,000	VENTAS REALTY LP 3.75 CV 01JUN26	USD	56,606,126	75,538,357	0.14
300,000	VENTURE GLOB PLA 6.125 15DEC30 144A	USD	46,461,079	47,532,730	0.09
803,000	VENTURE GLOBA LNG 9.875 1FEB32 144A	USD	126,216,291	130,484,151	0.25
826,000	VENTURE GLOBAL 4.125 15AUG31 144A	USD	98,674,376	117,405,609	0.22
854,000	VENTURE GLOBAL 8.125 01JUN28 144A	USD	134,911,242	134,507,695	0.25
186,000	VENTURE GLOBAL CA 6.25 15JAN30 144A	USD	27,077,443	29,313,728	0.06
1,135,000	VENTURE GLOBAL PLQ 6.5 15JAN34 144A	USD	173,540,209	181,096,452	0.34
519,000	VERDE PURCHASER 10.50 30NOV30 144A	USD	78,484,288	85,445,235	0.16
100,000	VERTEX INC 0.75 CV 01MAY29	USD	19,598,227	14,430,335	0.03
2,005,000	VFH PARENT 7.5 15JUN31 144A	USD	311,923,572	323,699,517	0.61
448,000	VIKING CRUISES 5.875 15OCT33 144A	USD	66,563,931	69,926,078	0.13
1,435,000	VIRGIN MEDIA SEC 5.50 15MAY29 144A	USD	208,746,349	218,177,060	0.41
960,000	VIRTUSA CORP 7.125 15DEC28 144A	USD	139,047,969	144,476,712	0.27
1,167,000	VISTRA OPERATION 6.875 15APR32 144A	USD	177,922,900	188,818,110	0.36
794,000	VISTRA OPERATIONS 4.375 1MAY29 144A	USD	101,025,086	120,734,191	0.23
285,000	VISTRA OPERATIONS 7.75 15OCT31 144A	USD	42,134,180	46,357,905	0.09
556,000	VOLTAGRID LLC 7.375 01NOV30 144A	USD	84,977,627	86,657,697	0.16
1,188,000	WAND NEWCO 3 INC 7.625 30JAN32 144A	USD	179,386,647	192,580,528	0.36
757,000	WARNERMEDIA HOLDINGS 4.279 15MAR32	USD	93,158,138	101,993,321	0.19

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
926,000	WASTE PRO USA INC 7.0 01FEB33 144A	USD	145,694,201	146,534,805	0.28
250,000	WAYFAIR INC 3.25 CV 15SEP27	USD	51,456,028	68,195,419	0.13
741,000	WAYFAIR INC 6.75 15NOV32 144A	USD	115,413,239	117,993,986	0.22
100,000	WEC ENERGY GROUP 3.375 CV 01JUN28	USD	14,963,057	15,755,758	0.03
300,000	WEC ENERGY GROUP 4.375 CV 01JUN27	USD	54,445,015	53,686,574	0.10
300,000	WEC ENERGY GROUP 4.375 CV 01JUN29	USD	47,974,774	55,256,762	0.10
200,000	WELLTOWER OP LLC 2.75 CV 15MAY28	USD	28,023,699	60,329,085	0.11
450,000	WELLTOWER OP LLC 3.125 CV 15JUL29	USD	81,638,545	104,290,500	0.20
670,000	WESCO DISTRIB 6.625 15MAR32 144A	USD	103,632,088	107,597,810	0.20
400,000	WESTERN DIGITAL CORP 3 CV 15NOV28	USD	161,744,176	454,985,059	0.86
700,000	WHITE CAP SUPPLY 7.375 15NOV30 144A	USD	107,833,042	112,178,555	0.21
575,000	WINDSOR HOLDINGS 8.50 15JUN30 144A	USD	92,094,903	93,303,479	0.18
601,000	WINDSTREAM ESC LLC 8.25 1OCT31 144A	USD	88,471,992	96,532,755	0.18
100,000	WISDOMTREE INC 3.25 CV 15AUG29	USD	16,718,305	22,721,782	0.04
200,000	WISDOMTREE INC 4.625 CV 15AUG30	USD	31,330,483	36,052,747	0.07
300,000	WORKIVA INC 1.25 CV 15AUG28	USD	43,584,357	44,681,084	0.08
100,000	WORLD KINECT GROUP 3.25 CV 01JUL28	USD	16,644,835	17,362,892	0.03
440,000	WR GRACE HLD LLC 6.625 15AUG32 144A	USD	64,008,907	67,357,474	0.13
227,000	WR GRACE HLD LLC 7 1AUG33 144A	USD	36,041,988	35,007,279	0.07
1,123,000	WULF COMPUTE LLC 7.75 15OCT30 144A	USD	175,626,687	180,081,120	0.34
1,525,000	X.AI LLC / X.AI CO 12.50 30JUN30	USD	254,528,882	260,581,932	0.49
422,000	XPLR INFRAST OP 7.75 15APR34 144A	USD	65,308,881	66,266,415	0.13
547,000	XPLR INFRAST OP 8.375 15JAN31 144A	USD	82,833,014	88,426,974	0.17
801,219	ZAYO GROUP HLDG FRN 09MAR30 144A	USD	115,985,438	119,793,636	0.23
100,000	ZIFF DAVIS INC 3.625 CV 01MAR28	USD	13,808,855	15,086,119	0.03
100,000	ZOETIS INC 0.25 CV 15JUN29	USD	16,110,206	15,563,333	0.03
550,000	ZSCALER INC. 0 CV 15JUL28	USD	79,868,950	78,741,486	0.15
Total bonds			44,602,357,961	48,573,153,086	91.71
B. Medium term notes			JPY	JPY	%
250,000	BAHRAIN KINGDOM 5.45 16SEP32 REGS	USD	34,867,755	36,432,571	0.07
200,000	BAHRAIN KINGDOM 6.625 06OCT37 REGS	USD	29,426,001	29,699,259	0.06
222,000	BAHRAIN KINGDOM 7.1 3FEB38 REGS	USD	34,345,623	34,003,806	0.06
391,000	DAE FUNDING LLC 4.95 15JAN33 REGS	USD	60,605,079	59,349,834	0.11
200,000	DP WORLD CRESCENT 5.50 08MAY35 REGS	USD	28,273,719	31,586,301	0.06
200,000	EQUATE CHEMICAL 2.625 28APR28 REGS	USD	26,494,554	29,556,141	0.06
600,000	FIN DEPT GOVT SHARJAH 4.625 13FEB32	EUR	100,540,122	110,858,071	0.21
200,000	FIN DEPT SHARJAH 4 28JUL50 REGS	USD	19,271,275	20,507,560	0.04
319,000	KAZAKHSTAN REP 5.5 01JUL37 REGS	USD	46,358,637	49,868,015	0.09
460,000	KAZMUNAYGAZ NAT 5.375 24APR30 REGS	USD	67,319,982	72,431,298	0.13
312,000	NIGERIA REP OF 7.696 23FEB38 REGS	USD	38,988,533	47,424,681	0.09
400,000	NIGERIA REP OF 8.6308 13JAN36 REGS	USD	61,566,581	65,712,256	0.12
200,000	NIGERIA REP OF 9.625 09JUN31 REGS	USD	28,741,482	34,800,273	0.07

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at January 31, 2026 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Medium term notes (continued)			JPY	JPY	%
206,000	PERUSAHAAN LISTR 5.45 03FEB36 REGS	USD	31,748,837	31,499,679	0.06
476,000	ROMANIA GOVT 6 25MAY34 REGS	USD	68,238,075	74,474,811	0.14
400,000	ROMANIA GOVT 6.625 16MAY36 REGS	USD	58,627,652	64,364,425	0.12
400,000	ROMANIA GOVT 7.5 10FEB37 REGS	USD	63,060,711	68,255,074	0.13
760,000	SAUDI ARABIAN OI 5.875 17JUL64 REGS	USD	109,583,183	111,256,408	0.21
200,000	SAUDI ARABIAN OIL 4.75 02JUN30 regs	USD	28,643,124	31,135,811	0.06
1,320,000	SAUDI INTER BOND 5.75 16JAN54 REGS	USD	193,631,338	197,025,565	0.37
400,000	SAUDI INTER BOND 5.875 12DEC56 REGS	USD	62,096,650	59,972,566	0.11
200,000	TRANSNET SOC LTD 8.25 06FEB28 REGS	USD	28,506,159	32,480,948	0.06
Total medium term notes			1,220,935,072	1,292,695,353	2.43
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			45,823,293,033	49,865,848,439	94.14
Other transferable securities			JPY	JPY	%
Bonds			JPY	JPY	%
277,000	HOWDEN UK REF/US 8.125 15FEB32 FEB.	USD	43,265,932	43,440,905	0.08
Total bonds			43,265,932	43,440,905	0.08
Total other transferable securities			43,265,932	43,440,905	0.08
II. Investment funds			JPY	JPY	%
22,900	ISHARES IBOXX USD H/Y CORP BD DIS	USD	279,912,328	285,649,059	0.54
18,997	STATE STREET SPDR BLOOM HI YLD BD	USD	280,047,467	285,889,163	0.54
Total investment funds			559,959,795	571,538,222	1.08
Total Investments			46,426,518,760	50,480,827,566	95.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	7.93
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	5.41
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	5.12
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	4.70
	Publishing Activities	3.37
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	2.92
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	2.62
	Telecommunications	2.39
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	2.35
	Human Health Activities	2.34
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	2.02
	Programming And Broadcasting Activities	1.91
	Information Service Activities	1.57
	Other Monetary Intermediation	1.52
	Land Transport And Transport Via Pipelines	1.31
	Manufacture Of Other Transport Equipment	1.30
	Manufacture Of Food Products	1.17
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.08
	Other Activities Auxiliary To Financial Services, Except Insurance And Pension Funding	1.00
	Activities Of Insurance Agents And Brokers	0.96
	Other Manufacturing	0.93
	Manufacture Of Electrical Equipment	0.90
	Activities Of Holding Companies	0.89
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.89
	Real Estate Activities	0.86
	Gambling And Betting Activities	0.85
	Rental And Leasing Activities	0.80
	Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipment	0.77
	Civil Engineering	0.69
	Scientific Research And Development	0.68
	Air Transport	0.67
	Manufacture Of Rubber And Plastic Products	0.58
	Manufacture Of Paper And Paper Products	0.56
	Fund Management Activities	0.54
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	0.50
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.49
	Wholesale And Retail Trade And Repair Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.47
	Mining Support Service Activities	0.46
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.45
	Non-Life Insurance	0.45
	Security And Investigation Activities	0.43
	Warehousing And Support Activities For Transportation	0.38

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA (continued)		
	Manufacture Of Basic Metals	0.36
	Food And Beverage Service Activities	0.34
	Sports Activities And Amusement And Recreation Activities	0.34
	Life Insurance	0.33
	Accommodation	0.32
	Manufacture Of Leather And Related Products	0.32
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	0.28
	Motion Picture, Video And Television Programme Production, Sound Recording And Music Publishing Activities	0.23
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.23
	Architectural And Engineering Activities; Technical Testing And Analysis	0.23
	Specialised Construction Activities	0.22
	Office Administrative, Office Support And Other Business Support Activities	0.22
	Mining Of Metal Ores	0.17
	Other Professional, Scientific And Technical Activities	0.16
	Administration Of Financial Markets	0.13
	Manufacture Of Other Non-Metallic Mineral Products	0.12
	Security And Commodity Contracts Brokerage	0.11
	Manufacture Of Textiles	0.09
	Manufacture Of Wood And Of Products Of Wood And Cork, Except Furniture;	0.06
	Manufacture Of Articles Of Straw And Plaiting Materials	
	Education	0.05
	Legal And Accounting Activities	0.03
	Mining Of Coal And Lignite	0.03
		71.60
United Kingdom		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	2.02
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.21
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.07
		2.30
Canada		
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.63
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.63
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.31
	Mining Of Metal Ores	0.16
	Activities Of Insurance Agents And Brokers	0.14
		1.87
Mexico		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.72
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.57
	Other Monetary Intermediation	0.18
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.07
		1.54

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.36
	Manufacture Of Food Products	0.34
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.32
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.12
		1.14
Bermuda		
	Water Transport	0.87
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.22
		1.09
Turkey		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.56
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.11
	Telecommunications	0.09
	Activities Of Holding Companies	0.06
		0.82
Brazil		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.51
	Mining Of Metal Ores	0.28
		0.79
Argentina		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.74
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.05
		0.79
France		
	Telecommunications	0.38
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.31
	Activities Of Holding Companies	0.09
		0.78
Panama		
	Water Transport	0.54
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.24
		0.78
Saudi Arabia		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.48
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.27
		0.75

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)

UNAUDITED

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Jersey		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.75
		0.75
Japan		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.40
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.21
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.14
		0.75
Indonesia		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.39
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.21
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.06
		0.66
Netherlands		
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	0.27
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.17
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.07
	Publishing Activities	0.06
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	0.05
		0.62
Romania		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.61
		0.61
Cayman Islands		
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.39
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.17
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.04
		0.60
Colombia		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.28
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.21
		0.49
Chile		
	Manufacture Of Basic Metals	0.44
		0.44

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Israel		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.21
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.09
	Publishing Activities	0.06
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	0.06
		0.42
United Arab Emirates		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.25
	Land Transport And Transport Via Pipelines	0.10
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.06
		0.41
Peru		
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	0.40
		0.40
South Africa		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.34
	Warehousing And Support Activities For Transportation	0.05
		0.39
Dominican Republic		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.34
		0.34
Venezuela		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.16
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.14
		0.30
Nigeria		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.28
		0.28
Egypt		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.25
		0.25
Malaysia		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.25
		0.25
Australia		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.17
	Mining Of Metal Ores	0.06
		0.23

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Kazakhstan		
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.13
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.09
		0.22
Togo		
	Activities Of Extraterritorial Organisations And Bodies	0.22
		0.22
Ecuador		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.15
	Warehousing And Support Activities For Transportation	0.06
		0.21
Jordan		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.19
		0.19
Ukraine		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.19
		0.19
Bahrain		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.19
		0.19
India		
	Other Monetary Intermediation	0.14
		0.14
Kuwait		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.13
		0.13
Angola		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.11
		0.11
Philippines		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.12
		0.12
Italy		
	Other Monetary Intermediation	0.11
		0.11

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Trinidad And Tobago		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.11
		0.11
Lebanon		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.11
		0.11
Gabon		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.10
		0.10
Uzbekistan		
	Mining Of Metal Ores	0.09
		0.09
Ghana Republic		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.09
		0.09
Hungary		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.09
		0.09
El Salvador		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.08
		0.08
Benin		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.07
		0.07
Kenya		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.07
		0.07
Paraguay		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.06
		0.06
Morocco		
	Other Mining And Quarrying	0.06
		0.06

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Tri-Sector High Income Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Guatemala		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.06
		0.06
Denmark		
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	0.04
		0.04
Total investments		95.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 【2025年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ

純資産計算書

2025年 1 月31日現在

利回り債券 3 分法ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券		
- 時価評価額	2.3	57,943,774,200
- 取得原価		52,966,243,714
現金預金		1,817,570,557
債券にかかる未収利息	2.8	765,556,931
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.6,10	245,117,289
未収投資有価証券売却代金		119,273,556
未収受益証券発行手取金		28,577,193
先物契約にかかる未実現評価益	2.7,11	17,049,114
その他の資産		16,739
資産合計		60,936,935,579
負債		
未払投資有価証券購入代金		667,961,183
未払買戻支払金		77,173,998
未払管理報酬	3	43,843,612
未払販売管理報酬	3	28,127,602
未払販売報酬	6	22,438,019
先物契約にかかる未実現評価損	2.7,11	21,311,981
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.6,10	11,312,242
未払印刷および公告費		6,517,589
未払代行協会員報酬	7	5,035,400
未払専門家費用		3,401,416
未払管理事務代行報酬	4	3,021,658
未払保管報酬	5	2,013,750
未払弁護士報酬		800,000
未払受託報酬	8	103,236
負債合計		893,061,686
純資産総額		60,043,873,893

純資産額

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	2,504,592,165
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	28,419,607,943
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	4,948,689,088
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	12,009,919,582
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	235,090,570
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	9,223,273,796
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	13,141,265
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	2,689,559,484

発行済受益証券口数

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	2,148,312,059
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	27,498,689,043
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	10,675,069,119
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	29,100,881,749
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	135,596,335
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	5,475,282,772
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	13,142,608
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	2,776,890,530

1口当たり純資産価格

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券	1.1658
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券	1.0335
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券	0.4636
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券	0.4127
円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券	1.7338
円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券	1.6845
円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券	0.9999
円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券	0.9686

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2025年 1月31日終了年度

利回り債券3分法ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
収益		
債券にかかる利息	2.8	3,277,334,212
預金利息		123,746,387
その他の収益		38,790,236
受取配当金		27,725,299
収益合計		3,467,596,134
費用		
管理報酬	3	552,081,971
販売管理報酬	3	355,210,055
販売報酬	6	282,336,945
代行協会員報酬	7	63,414,311
管理事務代行報酬	4	38,054,114
保管報酬	5	25,360,304
取引手数料		11,567,264
印刷および公告費		7,832,080
保護預かり費用		7,447,275
その他の費用		6,222,644
専門家費用		3,938,826
弁護士報酬		2,135,519
受託報酬	8	1,166,750
費用合計		1,356,768,058
投資純利益		2,110,828,076

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

運用計算書および純資産変動計算書
2025年1月31日終了年度（続き）

利回り債券3分法ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純利益		2,110,828,076
以下にかかる実現純損益：		
投資有価証券	2.3	6,331,189,479
外国為替	2.4	191,877,207
先物契約	2.7	(28,183,340)
為替先渡契約	2.6	(3,376,856,093)
当期投資純利益および実現純利益		5,228,855,329
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
為替先渡契約	2.6	761,368,025
先物契約	2.7	(33,821,742)
投資有価証券	2.3	(436,961,926)
運用による純資産の純増加		5,519,439,686
資本の変動		
受益証券発行手取額		4,353,521,586
受益証券買戻支払額		(14,607,273,368)
資本の変動、純額		(10,253,751,782)
支払分配金	12	(2,370,496,543)
期首現在純資産額		67,148,682,532
期末現在純資産額		60,043,873,893

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

統計情報

利回り債券3分法ファンド			
毎月分配型クラスA受益証券		毎月分配型クラスB受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：				
2023年1月31日	1,947,312,120	12,539,495,256	33,039,589,707	50,893,925,714
2024年1月31日	2,229,663,707	12,196,785,591	31,290,440,554	42,104,036,276
発行口数	141,177,266	550,845,929	1,767,300,739	42,330,639
買戻口数	(222,528,914)	(2,072,562,401)	(5,559,052,250)	(13,045,485,166)
2025年1月31日	2,148,312,059	10,675,069,119	27,498,689,043	29,100,881,749

期末現在純資産総額：	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年1月31日	1,822,072,002	6,339,867,752	27,942,075,264	23,398,448,968
2024年1月31日	2,386,828,248	5,732,410,131	29,981,661,907	17,780,422,485
2025年1月31日	2,504,592,165	4,948,689,088	28,419,607,943	12,009,919,582

期末現在1口当たり純資産価格：	日本円	日本円	日本円	日本円
2023年1月31日	0.9357	0.5056	0.8457	0.4597
2024年1月31日	1.0705	0.4700	0.9582	0.4223
2025年1月31日	1.1658	0.4636	1.0335	0.4127

統計情報

利回り債券3分法ファンド			
資産形成型クラスA 受益証券		資産形成型クラスB 受益証券	
円建ヘッジなし	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし	円建ヘッジあり

期末現在発行済受益証券口数：

2023年1月31日	147,989,843	18,390,805	4,882,826,316	4,434,195,465
2024年1月31日	24,503,959	7,373,555	5,217,858,912	3,644,419,350
発行口数	111,092,376	5,769,053	1,227,646,322	16,995,889
買戻口数	-	-	(970,222,462)	(884,524,709)
2025年1月31日	135,596,335	13,142,608	5,475,282,772	2,776,890,530

期末現在純資産総額：

日本円 日本円 日本円 日本円

2023年1月31日	187,965,252	17,983,373	6,077,120,562	4,225,626,029
2024年1月31日	37,365,571	7,201,604	7,764,852,692	3,457,939,894
2025年1月31日	235,090,570	13,141,265	9,223,273,796	2,689,559,484

期末現在1口当たり純資産価格：

日本円 日本円 日本円 日本円

2023年1月31日	1.2701	0.9778	1.2446	0.9530
2024年1月31日	1.5249	0.9767	1.4881	0.9488
2025年1月31日	1.7338	0.9999	1.6845	0.9686

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2025年1月31日現在

利回り債券3分法ファンド

注記1．活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で2003年10月14日に締結された基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

利回り債券3分法ファンド（以下「ファンド」という。）は、C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧名称：ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）およびB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2009年6月22日、2014年10月3日、2015年7月31日、2016年7月29日、2017年7月31日および2018年6月4日付で締結された補足信託証書に基づき設定されたトラストの個別のシリーズ・トラストである。

当財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券および円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券の発行が可能である。クラスA受益証券は、購入価格の3%（適用ある税金（もしあれば）を除く。）を上限として申込手数料が発生する。クラスB受益証券は、申込手数料ではなく、条件付後払申込手数料が発生する。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、ハイイールド債券、新興国ソブリン債券及び転換社債の3つの異なる資産クラスへの投資を通じてリスクをコントロールすることにより、安定的なインカムと着実な値上がり益を追求することである。投資運用会社は、ファンドの資産の3つの異なる資産クラス間への配分に関する助言者としてS M B Cグローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社（以下「SGIC」という。）（旧名称：日興グローバルラップ株式会社（「NGW」））を任命している。配分は、SGICの助言を考慮した上で投資運用会社が決定し、市場環境の変化に応じて投資運用会社により随時変更される。

注記２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 純資産総額の計算

各クラスの純資産総額（以下「NAV」という。）は各評価日に計算される。当財務書類は2025年1月31日に計算されたNAVを反映している。

2.3 投資有価証券の評価

- （a）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。（A）（i）該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、（B）（場合に依り）最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （b）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。（i）該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、（ ）該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （c）下記（e）および（h）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- （d）下記（e）および（h）の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記(a)、(b)、(c)もしくは(d)に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f)もしくは(g)に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (f) 上記(d)が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。
- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

2.4 外貨の換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.5 設立費

設立費は、すべて償却されている。

2.6 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間における、純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.7 先物契約

先物契約は、特定の先物契約が取引される取引所の決済価格を基準として、現金化した場合の評価額で評価される。

2.8 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日ごとに以下の料率で発生し、計算され、毎月後払いで支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

純資産価額	純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.87％
300億円超500億円以下	0.84％
500億円超1,000億円以下	0.82％
1,000億円超	0.79％

更に管理会社は、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.64パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われるものとする。

管理会社は、自己の報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。投資運用会社は、副投資運用会社およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

投資運用会社は、副投資運用会社およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された投資運用会社の受任者またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、以下の定められた料率で報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

（a）クラスA受益証券

純資産価額 クラスA受益証券	クラスA受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.62％
300億円超500億円以下	0.65％
500億円超1,000億円以下	0.67％

1,000億円超

0.70%

（b）クラスB 受益証券

純資産価額 クラスB 受益証券	クラスB 受益証券に帰属する純資産価額に対する年率（％）
300億円以下	0.42％
300億円超500億円以下	0.45％
500億円超1,000億円以下	0.47％
1,000億円超	0.50％

注記7．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記8．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01パーセントの受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、評価日ごとに発生し、計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

注記9．税金**ケイマン諸島**

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得にかかる源泉税またはその他の税金を課されることがある。購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券の購入、保有および買戻し、有価証券の売却による収入、配当収入もしくは何らかの収入を受取る際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡契約

2025年1月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1 - 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	3,126,138	米ドル	19,902	2025年2月21日	(56,495)
日本円	4,762,293	米ドル	30,659	2025年2月21日	(33,524)
日本円	901,477	米ドル	5,815	2025年2月21日	(4,627)
日本円	4,808,714	米ドル	30,980	2025年2月21日	(30,399)
日本円	4,353,719	米ドル	27,912	2025年2月21日	(48,670)
日本円	3,903,547	米ドル	25,208	2025年2月21日	(15,484)
日本円	2,881,659	米ドル	18,638	2025年2月21日	(7,016)
日本円	5,102,575	米ドル	32,864	2025年2月21日	(33,617)
米ドル	11,915	日本円	1,850,850	2025年2月21日	13,042
米ドル	79,313	日本円	12,221,729	2025年2月21日	(11,498)
米ドル	31,545,531	日本円	4,926,490,763	2025年2月21日	60,930,961
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					60,702,673

10.2 - 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	28,934,290	米ドル	184,203	2025年2月21日	(522,881)
日本円	7,192,548	米ドル	46,059	2025年2月21日	(88,513)
日本円	26,223,010	米ドル	168,818	2025年2月21日	(184,594)
日本円	7,570,200	米ドル	48,829	2025年2月21日	(38,856)
日本円	39,517,236	米ドル	254,588	2025年2月21日	(249,803)
日本円	4,644,300	米ドル	29,911	2025年2月21日	(30,823)
日本円	19,414,620	米ドル	124,466	2025年2月21日	(217,032)
日本円	37,087,710	米ドル	239,502	2025年2月21日	(147,112)
日本円	473,225	米ドル	3,061	2025年2月21日	(1,153)
日本円	1,850,850	米ドル	11,915	2025年2月21日	(13,042)
日本円	514,125	米ドル	3,320	2025年2月21日	(2,079)
日本円	12,221,729	米ドル	79,313	2025年2月21日	11,498
米ドル	77,919,853	日本円	12,168,805,736	2025年2月21日	150,504,092
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					149,019,702

10.3 - 円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益
					日本円
米ドル	84,139	日本円	13,140,000	2025年2月21日	162,516
円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現評価益					162,516

10.4 - 円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	11,299,750	米ドル	72,798	2025年2月21日	(71,430)
日本円	9,656,000	米ドル	62,356	2025年2月21日	(38,302)
日本円	14,481,000	米ドル	93,507	2025年2月21日	(58,541)
日本円	502,736	米ドル	3,263	2025年2月21日	603
米ドル	17,341,007	日本円	2,708,158,860	2025年2月21日	33,494,577
円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					33,326,907

10.5 - 投資ポートフォリオの通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					日本円
日本円	67,379	米ドル	436	2025年2月5日	0.00
米ドル	122,659	日本円	18,925,736	2025年2月5日	(27,716.00)
米ドル	476,061	ユーロ	457,000	2025年2月10日	(194,907)
米ドル	1,169,955	ユーロ	1,121,000	2025年2月10日	(817,585)
ユーロ	207,000	米ドル	213,256	2025年2月10日	(278,934)
ユーロ	3,690,000	米ドル	3,802,768	2025年2月10日	(4,779,665)
ユーロ	1,185,000	米ドル	1,209,733	2025年2月10日	(3,307,944)
投資ポートフォリオの通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現評価損合計					(9,406,751)

注記11．先物契約

2025年 1 月31日現在、以下の先物契約が未決済であった。

銘柄	通貨	満期日	契約数買い /（売り）	契約額	未実現評価益 /（評価損）
金利にかかる先物契約				日本円	日本円
EURO BUND.EURX.MAR25	ユーロ	2025年 3 月	(26)	550,590,788	3,755,232
EURO BUXL.30Y BND.EUREX.MAR25	ユーロ	2025年 3 月	(5)	102,551,175	10,605,135
US ULTRA BOND.CBT.MAR25	米ドル	2025年 3 月	48	887,305,788	(21,311,981)
US ULTRA NOTE 10Y.CBT.MAR25	米ドル	2025年 3 月	12	207,534,690	2,688,747
金利にかかる先物契約の契約額 および未実現純評価損合計				1,747,982,441	(4,262,867)

注記12．支払分配金

2025年 1 月31日に終了した年度中にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額
円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券				
15 円	2024年 1 月31日	2024年 2 月 1 日	2024年 2 月 6 日	18,300,776
15 円	2024年 2 月29日	2024年 3 月 1 日	2024年 3 月 6 日	17,893,303
15 円	2024年 3 月28日	2024年 4 月 2 日	2024年 4 月 5 日	17,224,663
15 円	2024年 4 月30日	2024年 5 月 2 日	2024年 5 月10日	16,992,721
15 円	2024年 5 月31日	2024年 6 月 3 日	2024年 6 月 6 日	16,864,704
15 円	2024年 6 月28日	2024年 7 月 1 日	2024年 7 月 5 日	16,783,177
15 円	2024年 7 月31日	2024年 8 月 1 日	2024年 8 月 6 日	16,693,099
15 円	2024年 8 月30日	2024年 9 月 3 日	2024年 9 月 6 日	16,538,966
15 円	2024年 9 月30日	2024年10月 1 日	2024年10月 4 日	16,541,591
15 円	2024年10月31日	2024年11月 5 日	2024年11月 8 日	16,452,749
15 円	2024年11月29日	2024年12月 2 日	2024年12月 5 日	16,221,618
15 円	2024年12月30日	2025年 1 月 6 日	2025年 1 月 9 日	16,091,085
支払分配金合計				202,598,452

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額
円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券				
40 円	2024年 1 月31日	2024年 2 月 1 日	2024年 2 月 6 日	8,955,782
40 円	2024年 2 月29日	2024年 3 月 1 日	2024年 3 月 6 日	8,947,782
40 円	2024年 3 月28日	2024年 4 月 2 日	2024年 4 月 5 日	8,964,033
40 円	2024年 4 月30日	2024年 5 月 2 日	2024年 5 月10日	8,980,518
40 円	2024年 5 月31日	2024年 6 月 3 日	2024年 6 月 6 日	9,004,962
40 円	2024年 6 月28日	2024年 7 月 1 日	2024年 7 月 5 日	9,035,379
40 円	2024年 7 月31日	2024年 8 月 1 日	2024年 8 月 6 日	8,997,519
40 円	2024年 8 月30日	2024年 9 月 3 日	2024年 9 月 6 日	9,163,720
40 円	2024年 9 月30日	2024年10月 1 日	2024年10月 4 日	9,193,820
40 円	2024年10月31日	2024年11月 5 日	2024年11月 8 日	9,061,506
40 円	2024年11月29日	2024年12月 2 日	2024年12月 5 日	9,088,742
40 円	2024年12月30日	2025年 1 月 6 日	2025年 1 月 9 日	8,638,526
支払分配金合計				108,032,289
円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券				
15 円	2024年 1 月31日	2024年 2 月 1 日	2024年 2 月 6 日	63,122,529
15 円	2024年 2 月29日	2024年 3 月 1 日	2024年 3 月 6 日	61,802,002
15 円	2024年 3 月28日	2024年 4 月 2 日	2024年 4 月 5 日	59,954,940
15 円	2024年 4 月30日	2024年 5 月 2 日	2024年 5 月10日	57,225,382
15 円	2024年 5 月31日	2024年 6 月 3 日	2024年 6 月 6 日	55,881,055
15 円	2024年 6 月28日	2024年 7 月 1 日	2024年 7 月 5 日	53,861,741
15 円	2024年 7 月31日	2024年 8 月 1 日	2024年 8 月 6 日	51,973,428
15 円	2024年 8 月30日	2024年 9 月 3 日	2024年 9 月 6 日	50,558,983
15 円	2024年 9 月30日	2024年10月 1 日	2024年10月 4 日	49,241,473
15 円	2024年10月31日	2024年11月 5 日	2024年11月 8 日	47,939,789
15 円	2024年11月29日	2024年12月 2 日	2024年12月 5 日	46,064,704
15 円	2024年12月30日	2025年 1 月 6 日	2025年 1 月 9 日	44,526,182
支払分配金合計				642,152,208
円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券				
40 円	2024年 1 月31日	2024年 2 月 1 日	2024年 2 月 6 日	124,964,242.00
40 円	2024年 2 月29日	2024年 3 月 1 日	2024年 3 月 6 日	124,871,922.00
40 円	2024年 3 月28日	2024年 4 月 2 日	2024年 4 月 5 日	124,486,702.00
40 円	2024年 4 月30日	2024年 5 月 2 日	2024年 5 月10日	121,925,030.00
40 円	2024年 5 月31日	2024年 6 月 3 日	2024年 6 月 6 日	119,495,180.00
40 円	2024年 6 月28日	2024年 7 月 1 日	2024年 7 月 5 日	118,377,317.00
40 円	2024年 7 月31日	2024年 8 月 1 日	2024年 8 月 6 日	117,026,192.00
40 円	2024年 8 月30日	2024年 9 月 3 日	2024年 9 月 6 日	114,788,896.00
40 円	2024年 9 月30日	2024年10月 1 日	2024年10月 4 日	114,193,826.00
40 円	2024年10月31日	2024年11月 5 日	2024年11月 8 日	113,196,294.00
40 円	2024年11月29日	2024年12月 2 日	2024年12月 5 日	112,846,192.00
40 円	2024年12月30日	2025年 1 月 6 日	2025年 1 月 9 日	111,541,801.00
支払分配金合計				1,417,713,594

注記13．為替レート

2025年 1 月31日時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	160.5624
米ドル	154.6098

注記14．後発事象

2025年 1 月31日より後にファンドが行った分配は以下の通りである。

受益証券10,000口 当たり支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日	総額
-------------------------	-----	-------	-----------	----

円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

15 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	16,005,041
15 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	15,961,919
15 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	15,847,294
15 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	16,366,817
支払分配金合計				64,181,071

円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

40 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	8,596,698
40 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	8,537,351
40 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	8,553,937
40 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	9,442,798
支払分配金合計				35,130,784

円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

15 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	43,622,672
15 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	42,567,468
15 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	41,618,946
15 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	39,266,074
支払分配金合計				167,075,160

円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

40 円	2025年 1 月31日	2025年 2 月 3 日	2025年 2 月 6 日	109,893,756
40 円	2025年 2 月28日	2025年 3 月 3 日	2025年 3 月 6 日	109,720,767
40 円	2025年 3 月31日	2025年 4 月 1 日	2025年 4 月 4 日	110,008,265
40 円	2025年 4 月30日	2025年 5 月 2 日	2025年 5 月12日	105,927,098
支払分配金合計				435,549,886

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2025

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments		
At market value	2.3	57,943,774,200
At cost		52,966,243,714
Cash at bank		1,817,570,557
Interest receivable on bonds	2.8	765,556,931
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	245,117,289
Investments sold receivable		119,273,556
Subscriptions receivable		28,577,193
Unrealised appreciation on futures contracts	2.7, 11	17,049,114
Other assets		16,739
Total assets		60,936,935,579
Liabilities		
Investments purchased payable		667,961,183
Redemptions payable		77,173,998
Manager fees payable	3	43,843,612
Marketing fees payable	3	28,127,602
Distributor fees payable	6	22,438,019
Unrealised depreciation on futures contracts	2.7, 11	21,311,981
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.6, 10	11,312,242
Printing and publishing expenses payable		6,517,589
Agent Company fees payable	7	5,035,400
Professional expenses payable		3,401,416
Administrator fees payable	4	3,021,658
Custodian fees payable	5	2,013,750
Legal expenses payable		800,000
Trustee fees payable	8	103,236
Total liabilities		893,061,686
Total Net assets		60,043,873,893

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at January 31, 2025 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Net assets	
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	2,504,592,165
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	28,419,607,943
Yen Hedged Distribution Class A Units	4,948,689,088
Yen Hedged Distribution Class B Units	12,009,919,582
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	235,090,570
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	9,223,273,796
Yen Hedged Accumulation Class A Units	13,141,265
Yen Hedged Accumulation Class B Units	2,689,559,484
Number of units outstanding	
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	2,148,312,059
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	27,498,689,043
Yen Hedged Distribution Class A Units	10,675,069,119
Yen Hedged Distribution Class B Units	29,100,881,749
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	135,596,335
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	5,475,282,772
Yen Hedged Accumulation Class A Units	13,142,608
Yen Hedged Accumulation Class B Units	2,776,890,530
Net asset value per unit	
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units	1.1658
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units	1.0335
Yen Hedged Distribution Class A Units	0.4636
Yen Hedged Distribution Class B Units	0.4127
Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units	1.7338
Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units	1.6845
Yen Hedged Accumulation Class A Units	0.9999
Yen Hedged Accumulation Class B Units	0.9686

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2025

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.8	3,277,334,212
Bank Interest		123,746,387
Other income		38,790,236
Dividend income		27,725,299
Total income		3,467,596,134
Expenses		
Manager fees	3	552,081,971
Marketing fees	3	355,210,055
Distributor fees	6	282,336,945
Agent Company fees	7	63,414,311
Administrator fees	4	38,054,114
Custodian fees	5	25,360,304
Transaction fees		11,567,264
Printing and publishing expenses		7,832,080
Safekeeping fees		7,447,275
Other expenses		6,222,644
Professional expenses		3,938,826
Legal expenses		2,135,519
Trustee fees	8	1,166,750
Total expenses		1,356,768,058
Net investment gain		2,110,828,076

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2025 (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		2,110,828,076
Net realised		
Gain on investments	2.3	6,331,189,479
Gain on foreign exchange	2.4	191,877,207
Loss on futures contracts	2.7	(28,183,340)
Loss on forward foreign exchange contracts	2.6	(3,376,856,093)
Net investment gain and Net realised gain for the year		5,228,855,329
Net change in unrealised		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.6	761,368,025
Depreciation on futures contracts	2.7	(33,821,742)
Depreciation on investments	2.3	(436,961,926)
Net increase in net assets as result of operations		5,519,439,686
Movement in capital		
Subscriptions of units		4,353,521,586
Repurchases of units		(14,607,273,368)
Net movement in capital		(10,253,751,782)
Distribution	12	(2,370,496,543)
Net assets at the beginning of the year		67,148,682,532
Net assets at the end of the year		60,043,873,893

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information

Tri-Sector High Income Bond Fund			
Distribution Class A Units		Distribution Class B Units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year

January 31, 2023	1,947,312,120	12,539,495,256	33,039,589,707	50,893,925,714
January 31, 2024	2,229,663,707	12,196,785,591	31,290,440,554	42,104,036,276
number of units issued	141,177,266	550,845,929	1,767,300,739	42,330,639
number of units redeemed	(222,528,914)	(2,072,562,401)	(5,559,052,250)	(13,045,485,166)
January 31, 2025	2,148,312,059	10,675,069,119	27,498,689,043	29,100,881,749

Net assets at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2023	1,822,072,002	6,339,867,752	27,942,075,264	23,398,448,968
January 31, 2024	2,386,828,248	5,732,410,131	29,981,661,907	17,780,422,485
January 31, 2025	2,504,592,165	4,948,689,088	28,419,607,943	12,009,919,582

Net asset per unit at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2023	0.9357	0.5056	0.8457	0.4597
January 31, 2024	1.0705	0.4700	0.9582	0.4223
January 31, 2025	1.1658	0.4636	1.0335	0.4127

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information (continued)

Tri-Sector High Income Bond Fund			
Accumulation Class A Units		Accumulation Class B Units	
Yen Non-Hedged	Yen Hedged	Yen Non-Hedged	Yen Hedged

Number of units outstanding at the end of the year

January 31, 2023	147,989,843	18,390,805	4,882,826,316	4,434,195,465
January 31, 2024	24,503,959	7,373,555	5,217,858,912	3,644,419,350
number of units issued	111,092,376	5,769,053	1,227,646,322	16,995,889
number of units redeemed	-	-	(970,222,462)	(884,524,709)
January 31, 2025	135,596,335	13,142,608	5,475,282,772	2,776,890,530

Net assets at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2023	187,965,252	17,983,373	6,077,120,562	4,225,626,029
January 31, 2024	37,365,571	7,201,604	7,764,852,692	3,457,939,894
January 31, 2025	235,090,570	13,141,265	9,223,273,796	2,689,559,484

Net asset per unit at the end of the year

JPY

JPY

JPY

JPY

January 31, 2023	1.2701	0.9778	1.2446	0.9530
January 31, 2024	1.5249	0.9767	1.4881	0.9488
January 31, 2025	1.7338	0.9999	1.6845	0.9686

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

NIPPON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Tri-Sector High Income Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and supplemental trust deeds dated June 22, 2009, October 3, 2014, July 31, 2015, July 29, 2016, July 31, 2017 and June 4, 2018, all between CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly known as FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

Yen Hedged Distribution Class A Units, Yen Non-Hedged Distribution Class A Units, Yen Hedged Distribution Class B Units, Yen Non-Hedged Distribution Class B Units, Yen Hedged Accumulation Class A Units, Yen Non-Hedged Accumulation Class A Units, Yen Hedged Accumulation Class B Units and Yen Non-Hedged Accumulation Class B Units are available for issue. Class A Units are subject to an initial charge of up to 3 % (excluding applicable tax, if any) of the purchase price. Class B Units are subject to a contingent deferred sales charge instead of an initial charge.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income and steady growth in capital by controlling risk through investment in three different asset classes: high yield bonds, emerging market debts and convertible bonds. The Investment Manager has appointed SMBC Global Investment & Consulting Ltd. (“SGIC”) (formerly known as Nikko Global Wrap Ltd. (“NGW”)) to advise it on the allocation of the Series Trust's assets between the three different asset classes. The allocation is determined by the Investment Manager after considering SGIC's advice and may be altered from time to time by the Investment Manager in accordance with changes in market conditions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Computation of the net asset value

The net asset value (“NAV”) of each class is calculated on each valuation day. The financial statements reflect the NAV as calculated on January 31, 2025.

2.3 - Valuation of investments in securities

- (a) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of equities (including interests in closed-ended collective investment schemes and exchange traded funds) quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to: (A) (i) where the relevant securities market is in Asia, Oceania or Americas, the closing price, or (ii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price, on the principal stock exchange or securities market for such equities, or (B) if no closing price or opening price (as the case may be) is available, the last available closing price on the principal stock exchange or securities market for such equities, or otherwise as determined by the Manager and the Trustee, the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such equities; at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (b) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of futures and options contracts quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to (i) where the relevant securities market is in Americas, the last settlement price on the last trading day before the relevant Valuation Day, or (ii) where the relevant securities market is in Asia or Oceania, the last settlement price at or immediately preceding the Valuation Point, or (iii) where the relevant securities market is in Europe or Africa, the opening price at or immediately preceding the Valuation Point, and in determining such prices the Manager and the Trustee shall be entitled to use and rely on electronic price feeds from such source or sources as they may from time to time determine;
- (c) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, all calculations based on the value of debt instruments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be made by reference to the last available bid price at the Valuation Point;
- (d) Subject as provided in paragraphs (e) and (h) below, the value of each interest in any collective investment scheme which is not quoted, listed, traded or dealt in on any securities market shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.3 - Valuation of investments in securities (continued)

- (e) If no net asset value or the relevant price quotations are available as provided in paragraphs (a), (b), (c) or (d) above, or if the relevant Investment is not an Investment described in paragraphs (a), (b), (c), (d), (f) or (g), the value of the relevant Investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (f) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (d) above applies, the value of any Investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the estimated fair market value as determined in good faith by the Manager or by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such Investment;
- (g) The value of any cash in hand and accounts receivable, prepaid expenses and cash dividends accrued and not yet received shall be the full amount thereof, unless it is unlikely to be paid or received in full, in which case the value thereof shall be derived after making such discounts as the Manager may consider appropriate to reflect the fair value thereof;
- (h) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any Investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the Investment; and
- (i) The value of any Investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which the Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of the Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Administrator shall deem appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

2.4 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortized.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.6 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.7 - Futures contracts

Futures contracts are valued at their liquidating value based upon the settlement price on the exchange on which the particular future contract is traded.

2.8 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at the rates defined in the table below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

Net asset value (JPY Billion)	% per annum of the net asset value
For the part of 30 or less	0.87%
For the part of over 30 and 50 or less	0.84%
For the part of over 50 and 100 or less	0.82%
For the part of over 100	0.79%

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.64 % per annum of the net asset value attributable to the Class B Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rates defined in the tables below accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears:

(a) In respect of Class A Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class A Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class A Units
For the part of 30 or less	0.62%
For the part of over 30 and 50 or less	0.65%
For the part of over 50 and 100 or less	0.67%
For the part of over 100	0.70%

(b) In respect of Class B Units:

Net asset value (JPY Billion) of the Class B Units	% per annum of that part of the net asset value attributable to Class B Units
For the part of 30 or less	0.42%
For the part of over 30 and 50 or less	0.45%
For the part of over 50 and 100 or less	0.47%
For the part of over 100	0.50%

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units, receiving proceeds from sale of securities, dividends or any income under the laws of their respective jurisdictions.

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2025, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	3,126,138	USD	19,902	21/02/25	(56,495)
JPY	4,762,293	USD	30,659	21/02/25	(33,524)
JPY	901,477	USD	5,815	21/02/25	(4,627)
JPY	4,808,714	USD	30,980	21/02/25	(30,399)
JPY	4,353,719	USD	27,912	21/02/25	(48,670)
JPY	3,903,547	USD	25,208	21/02/25	(15,484)
JPY	2,881,659	USD	18,638	21/02/25	(7,016)
JPY	5,102,575	USD	32,864	21/02/25	(33,617)
USD	11,915	JPY	1,850,850	21/02/25	13,042
USD	79,313	JPY	12,221,729	21/02/25	(11,498)
USD	31,545,531	JPY	4,926,490,763	21/02/25	60,930,961
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class A Units					60,702,673

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	28,934,290	USD	184,203	21/02/25	(522,881)
JPY	7,192,548	USD	46,059	21/02/25	(88,513)
JPY	26,223,010	USD	168,818	21/02/25	(184,594)
JPY	7,570,200	USD	48,829	21/02/25	(38,856)
JPY	39,517,236	USD	254,588	21/02/25	(249,803)
JPY	4,644,300	USD	29,911	21/02/25	(30,823)
JPY	19,414,620	USD	124,466	21/02/25	(217,032)
JPY	37,087,710	USD	239,502	21/02/25	(147,112)
JPY	473,225	USD	3,061	21/02/25	(1,153)
JPY	1,850,850	USD	11,915	21/02/25	(13,042)
JPY	514,125	USD	3,320	21/02/25	(2,079)
JPY	12,221,729	USD	79,313	21/02/25	11,498
USD	77,919,853	JPY	12,168,805,736	21/02/25	150,504,092
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Distribution Class B Units					149,019,702

10.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					JPY
USD	84,139	JPY	13,140,000	21/02/25	162,516
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class A Units					162,516

10.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	11,299,750	USD	72,798	21/02/25	(71,430)
JPY	9,656,000	USD	62,356	21/02/25	(38,302)
JPY	14,481,000	USD	93,507	21/02/25	(58,541)
JPY	502,736	USD	3,263	21/02/25	603
USD	17,341,007	JPY	2,708,158,860	21/02/25	33,494,577
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of Yen Hedged Accumulation Class B Units					33,326,907

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

10.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					JPY
JPY	67,379	USD	436	05/02/25	0.00
USD	122,659	JPY	18,925,736	05/02/25	(27,716.00)
USD	476,061	EUR	457,000	10/02/25	(194,907)
USD	1,169,955	EUR	1,121,000	10/02/25	(817,585)
EUR	207,000	USD	213,256	10/02/25	(278,934)
EUR	3,690,000	USD	3,802,768	10/02/25	(4,779,665)
EUR	1,185,000	USD	1,209,733	10/02/25	(3,307,944)
Total unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the investment portfolio					(9,406,751)

Note 11 - Futures contracts

As at January 31, 2025, the following futures contracts were outstanding:

Description	Currency	Maturity date	Number of contracts Bought/(sold)	Commitment	Unrealised appreciation/ (depreciation)
				JPY	JPY
Futures contracts on interest rates					
EURO BUND.EURX.MAR25	EUR	March 2025	(26)	550,590,788	3,755,232
EURO BUXL.30Y BND.EUREX.MAR25	EUR	March 2025	(5)	102,551,175	10,605,135
US ULTRA BOND.CBT.MAR25	USD	March 2025	48	887,305,788	(21,311,981)
US ULTRA NOTE 10Y.CBT.MAR25	USD	March 2025	12	207,534,690	2,688,747
Total commitment and net unrealised depreciation on futures contracts on interest rates				1,747,982,441	(4,262,867)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ended January 31, 2025 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount
Yen Hedged Distribution Class A Units				
15 JPY	31/01/2024	01/02/2024	06/02/2024	18,300,776
15 JPY	29/02/2024	01/03/2024	06/03/2024	17,893,303
15 JPY	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024	17,224,663
15 JPY	30/04/2024	02/05/2024	10/05/2024	16,992,721
15 JPY	31/05/2024	03/06/2024	06/06/2024	16,864,704
15 JPY	28/06/2024	01/07/2024	05/07/2024	16,783,177
15 JPY	31/07/2024	01/08/2024	06/08/2024	16,693,099
15 JPY	30/08/2024	03/09/2024	06/09/2024	16,538,966
15 JPY	30/09/2024	01/10/2024	04/10/2024	16,541,591
15 JPY	31/10/2024	05/11/2024	08/11/2024	16,452,749
15 JPY	29/11/2024	02/12/2024	05/12/2024	16,221,618
15 JPY	30/12/2024	06/01/2025	09/01/2025	16,091,085
Total Distributions Paid				202,598,452
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units				
40 JPY	31/01/2024	01/02/2024	06/02/2024	8,955,782
40 JPY	29/02/2024	01/03/2024	06/03/2024	8,947,782
40 JPY	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024	8,964,033
40 JPY	30/04/2024	02/05/2024	10/05/2024	8,980,518
40 JPY	31/05/2024	03/06/2024	06/06/2024	9,004,962
40 JPY	28/06/2024	01/07/2024	05/07/2024	9,035,379
40 JPY	31/07/2024	01/08/2024	06/08/2024	8,997,519
40 JPY	30/08/2024	03/09/2024	06/09/2024	9,163,720
40 JPY	30/09/2024	01/10/2024	04/10/2024	9,193,820
40 JPY	31/10/2024	05/11/2024	08/11/2024	9,061,506
40 JPY	29/11/2024	02/12/2024	05/12/2024	9,088,742
40 JPY	30/12/2024	06/01/2025	09/01/2025	8,638,526
Total Distributions Paid				108,032,289

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 12 - Distribution

Yen Hedged Distribution Class B Units

15 JPY	31/01/2024	01/02/2024	06/02/2024	63,122,529
15 JPY	29/02/2024	01/03/2024	06/03/2024	61,802,002
15 JPY	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024	59,954,940
15 JPY	30/04/2024	02/05/2024	10/05/2024	57,225,382
15 JPY	31/05/2024	03/06/2024	06/06/2024	55,881,055
15 JPY	28/06/2024	01/07/2024	05/07/2024	53,861,741
15 JPY	31/07/2024	01/08/2024	06/08/2024	51,973,428
15 JPY	30/08/2024	03/09/2024	06/09/2024	50,558,983
15 JPY	30/09/2024	01/10/2024	04/10/2024	49,241,473
15 JPY	31/10/2024	05/11/2024	08/11/2024	47,939,789
15 JPY	29/11/2024	02/12/2024	05/12/2024	46,064,704
15 JPY	30/12/2024	06/01/2025	09/01/2025	44,526,182

Total Distributions Paid	642,152,208
---------------------------------	--------------------

Yen Non Hedged Distribution Class B Units

40 JPY	31/01/2024	01/02/2024	06/02/2024	124,964,242.00
40 JPY	29/02/2024	01/03/2024	06/03/2024	124,871,922.00
40 JPY	28/03/2024	02/04/2024	05/04/2024	124,486,702.00
40 JPY	30/04/2024	02/05/2024	10/05/2024	121,925,030.00
40 JPY	31/05/2024	03/06/2024	06/06/2024	119,495,180.00
40 JPY	28/06/2024	01/07/2024	05/07/2024	118,377,317.00
40 JPY	31/07/2024	01/08/2024	06/08/2024	117,026,192.00
40 JPY	30/08/2024	03/09/2024	06/09/2024	114,788,896.00
40 JPY	30/09/2024	01/10/2024	04/10/2024	114,193,826.00
40 JPY	31/10/2024	05/11/2024	08/11/2024	113,196,294.00
40 JPY	29/11/2024	02/12/2024	05/12/2024	112,846,192.00
40 JPY	30/12/2024	06/01/2025	09/01/2025	111,541,801.00

Total Distributions Paid	1,417,713,594
---------------------------------	----------------------

Note 13 - Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at January 31, 2025 are as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	160.5624
USD	154.6098

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2025)

Tri-Sector High Income Bond Fund

Note 14 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after January 31, 2025 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date	Amount
Yen Hedged Distribution Class A Units				
15 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	16,005,041
15 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	15,961,919
15 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	15,847,294
15 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	16,366,817
Total Distributions Paid				64,181,071
Yen Non-Hedged Distribution Class A Units				
40 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	8,596,698
40 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	8,537,351
40 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	8,553,937
40 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	9,442,798
Total Distributions Paid				35,130,784
Yen Hedged Distribution Class B Units				
15 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	43,622,672
15 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	42,567,468
15 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	41,618,946
15 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	39,266,074
Total Distributions Paid				167,075,160
Yen Non-Hedged Distribution Class B Units				
40 JPY	31/01/2025	03/02/2025	06/02/2025	109,893,756
40 JPY	28/02/2025	03/03/2025	06/03/2025	109,720,767
40 JPY	31/03/2025	01/04/2025	04/04/2025	110,008,265
40 JPY	30/04/2025	02/05/2025	12/05/2025	105,927,098
Total Distributions Paid				435,549,886

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスA 受益証券

(2026年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	5,121,577,514
負債総額	7,117,092
純資産価額(-)	5,114,460,422
発行済受益証券口数	10,578,255,407口
1口当たり純資産価格(/)	0.4835

() 円建ヘッジなし毎月分配型クラスA 受益証券

(2026年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	6,690,194,704
負債総額	9,093,284
純資産価額(-)	6,681,101,420
発行済受益証券口数	5,160,130,619口
1口当たり純資産価格(/)	1.2948

() 円建ヘッジあり毎月分配型クラスB 受益証券

(2026年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	7,097,367,833
負債総額	12,710,045
純資産価額(-)	7,084,657,788
発行済受益証券口数	16,630,959,552口
1口当たり純資産価格(/)	0.4260

(iv) 円建ヘッジなし毎月分配型クラスB 受益証券

(2026年5月末日現在)

	円(を除く。)
資産総額	21,688,970,954
負債総額	38,279,379
純資産価額(-)	21,650,691,575
発行済受益証券口数	19,114,870,738口
1口当たり純資産価格(/)	1.1327

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスA 受益証券

（2026年5月末日現在）

	円（ を除く。 ）
資産総額	245,280,105
負債総額	336,974
純資産価額（ - ）	244,943,131
発行済受益証券口数	226,010,925口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0838

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスA 受益証券

（2026年5月末日現在）

	円（ を除く。 ）
資産総額	2,071,548,070
負債総額	2,879,279
純資産価額（ - ）	2,068,668,791
発行済受益証券口数	1,016,924,322口
1口当たり純資産価格（ / ）	2.0342

（ ）円建ヘッジあり資産形成型クラスB 受益証券

（2026年5月末日現在）

	円（ を除く。 ）
資産総額	1,675,959,633
負債総額	3,005,116
純資産価額（ - ）	1,672,954,517
発行済受益証券口数	1,604,315,088口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.0428

（ ）円建ヘッジなし資産形成型クラスB 受益証券

（2026年5月末日現在）

	円（ を除く。 ）
資産総額	7,706,348,398
負債総額	13,539,306
純資産価額（ - ）	7,692,809,092
発行済受益証券口数	3,914,807,527口
1口当たり純資産価格（ / ）	1.9651

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（ a ）適格投資家への名義書換であること、（ b ）譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および（ c ）受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第二部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額

2025年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約106億円である。

最近 5 年間に資本の増減はなされていない。ただし、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（ 2 ）管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2026年 6 月末日現在、同社の取締役会は、以下の 3 名の取締役から構成される。

スコット・レノン	取締役
ブシュラ・マナン	取締役
ケビン・ソロモン	取締役

権限を授權された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、ファンドの管理事務を S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務を B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2026年5月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	11	357,587,384,111円

3【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,775,848	8,989,949
未収委託者報酬	182,340	270,980
前払販売関連費用	2,460,320	1,746,875
未収入金	319,944	210,952
デリバティブ債権	3,516	-
流動資産計	10,741,969	11,218,757
資産合計	10,741,969	11,218,757
負債の部		
流動負債		
未払金	137,418	90,267
未払費用	502,543	521,312
流動負債計	639,961	611,580
負債合計	639,961	611,580
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,907,931	9,413,100
株主資本合計	10,102,007	10,607,176
純資産合計	10,102,007	10,607,176
負債・純資産合計	10,741,969	11,218,757

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,357,831	2,198,646
販売管理報酬等	2,176,543	1,528,373
営業収益計	4,534,375	3,727,020
営業費用		
支払手数料	2,065,094	1,928,047
販売関連費用	1,816,554	1,164,119
営業費用計	3,881,649	3,092,166
一般管理費		
事務委託費	110,098	110,928
諸経費	27,147	22,577
一般管理費計	137,246	133,505
営業利益	515,479	501,347
営業外収益		
受取利息	6	78
為替差益	14,974	7,052
営業外収益計	14,980	7,131
経常利益	530,460	508,479
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	*1 1,901	*1 3,309
税引前当期純利益	528,559	505,169
当期純利益	528,559	505,169

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	8,379,372	9,573,448	9,573,448
当期変動額					
当期純利益	-	-	528,559	528,559	528,559
当期変動額合計	-	-	528,559	528,559	528,559
当期末残高	246	1,193,830	8,907,931	10,102,007	10,102,007

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	8,907,931	10,102,007	10,102,007
当期変動額					
当期純利益	-	-	505,169	505,169	505,169
当期変動額合計	-	-	505,169	505,169	505,169
当期末残高	246	1,193,830	9,413,100	10,607,176	10,607,176

注記事項

（重要な会計方針）

１．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

２．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時に投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

３．収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。委託者報酬・販売管理報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

買戻手数料は、契約に基づき、手数料を受領することが確実であり将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。損益計算書において販売管理報酬等として計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

１．販売関連費用の計上額

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

科目名	前事業年度	当事業年度
前払販売関連費用	2,460,320	1,746,875
前払販売関連費用追加償却費	1,901	3,309

（２）会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

前払販売関連費用は、販売会社に支払った手数料のうち、合理的に見積もられる将来投資期間と将来のファンド純資産をもとに算出された、期末日以降に発生すると予想される収益に対応する部分を計上しております。これらの見積りは将来の投資家の動向や経済状況の影響を受け、実際と異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において前払販売関連費用追加償却費を計上する可能性があります。

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

＊ 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

＊ 1．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 （株）	1,000	-	-	1,000
優先株式 （株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 （株）	1,000	-	-	1,000
優先株式 （株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（ 1 ）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権及び預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての預金については急激な為替変動リスクを抑制するため、一定限度を超える外貨預金については、円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

前事業年度（2024年12月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時 価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引 通貨関連取引	-	3,516	-	3,516
デリバティブ取引計	-	3,516	-	3,516

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

（注２）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

当事業年度（2025年12月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金、未払費用について記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年12月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 １０年以内 （千円）	１０年超 （千円）
現金・預金	7,775,848	-	-	-
未収入金	319,944	-	-	-
合 計	8,095,792	-	-	-

当事業年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,989,949	-	-	-
未収入金	210,952	-	-	-
合 計	9,200,901	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（2024年12月31日）

区分	取引の 種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	187,929	-	3,516	3,516
合計		187,929	-	3,516	3,516

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

「重要な会計方針」の「3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,357,831	2,176,543	4,534,375

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,198,646	1,528,373	3,727,020

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	2,065,094	未払 費用	502,363
						事務委託	事務 委託 (注3)	108,000		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注4)	1,825,604	預金	7,714,490
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に よる支払 (注4)	19,886	デリバ ティブ 債権	3,516

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

- （１）取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- （２）当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- （３）事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- （４）当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNY メロン・イン ベストメント・マ ネジメント・ジャ パン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	1,928,047	未払 費用	520,903
						事務委託	事務 委託 (注3)	108,000		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注4)	1,240,682	預金	8,956,109
						デリバ ティブ 取引	デリバ ティブ 取引に よる支払 (注4)	2,289	デリバ ティブ 債権	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

（１株当たり情報）

	前事業年度 〔 自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日 〕
1株当たり純資産額	5,051,003円77銭	5,303,588円43銭
1株当たり当期純利益	264,279円60銭	252,584円65銭

（注）１．前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日 〕
当期純利益（千円）	528,559	505,169
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	528,559	505,169
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関連当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記（ a ）乃至（ c ）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- （ ）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- （ ）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- （ ）上記（ ）または（ ）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （ d ）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- （ e ）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- （ f ）関連当事者は、ファンドのために、（ 関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する ）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（ 直物為替取引および為替予約取引を含む。 ）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

（ 1 ）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

（ 2 ）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」という。）が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債を全て引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社の全ての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社になった。

その後、MOICは、MOICが保有する管理会社の全ての発行済株式を同じくB N Yグループのグループ会社であるエムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「MBC」という。）に譲渡したため、2026年6月末日現在、管理会社はMBCの完全子会社である。

（ 3 ）出資の状況

該当なし。

（ 4 ）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

資本金の額

2026年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル（約41億3,155万円）である。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）による。以下同じ。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

（2）S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

資本金の額

2026年5月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約167億3,807万円）である。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.66円）による。

事業の内容

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された。

（3）B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

資本金の額

2026年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

（4）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（「**副投資運用会社**」）

資本金の額

副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2025年12月末日現在における払込資本金の額は、約347億5,700万米ドル（約5兆5,399億円）

事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいる。

（５）S M B C日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

資本金の額

2026年4月28日現在、代行協会員および日本における販売会社の資本金の額は、1,350億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

（１）C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行う。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

（３）B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

（４）インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの投資に関する副投資運用業務を行う。

（５）S M B C日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

代行協会員の業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

- (1) C I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

該当事項なし。

- (2) S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

該当事項なし。

- (3) B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

- (4) インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社である。

- (5) S M B C 日興証券株式会社（「**代行協会員**」および「**販売会社**」または「**日本における販売会社**」）

該当事項なし。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

（b）ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードラー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードラー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィードラー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィードラー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル / 100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4 . 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから

有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

（ ）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

（ ）免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOTA」という。）において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

（a）最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時に

は、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッ

ド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関し必ずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （ a ） CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （ b ） 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（ 4 ）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （ c ） 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （ d ） 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （ e ） また、CIMAは、第7.9（ d ）項または第7.9（ e ）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（ a ）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（ c ）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（ 1 ）（ b ）条（管理投資信託）、第4（ 3 ）条（登録投資信託）または第4（ 4 ）（ a ）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

- (b) 投資信託に関する事柄

- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合

- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11 . ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものと同みなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14．ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1 か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- （b）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- （c）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- （a）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- （b）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- （c）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- （d）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - () 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付

にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年7月31日	有価証券届出書
	有価証券報告書
2025年10月31日	半期報告書
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「営業日」および「ファン ド営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本に おける金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除 く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのでき るその他の日をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または 補足される。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「円建ヘッジあり資産形成 型クラスA受益証券」	円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジあり資産形成 型クラスB受益証券」	円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジあり毎月分配 型クラスA受益証券」	円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジあり毎月分配 型クラスB受益証券」	円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジなし資産形成 型クラスA受益証券」	円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジなし資産形成 型クラスB受益証券」	円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジなし毎月分配 型クラスA受益証券」	円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券と称する受益証券をい う。
「円建ヘッジなし毎月分配 型クラスB受益証券」	円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券と称する受益証券をい う。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券 の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。

「買戻日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格でのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	2025年12月4日に受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された改正・再録管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足される。
「クラスA受益証券」	円建ヘッジあり毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスA受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券、または円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券をいう。
「クラスB受益証券」	円建ヘッジあり毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラスB受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券、または円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券をいう。
「資産形成型受益証券」	円建ヘッジあり資産形成型クラスA受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラスB受益証券、円建ヘッジなし資産形成型クラスA受益証券、および円建ヘッジなし資産形成型クラスB受益証券を総称していう。
「受益者」	登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいう。ただし、文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を意味する。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B C カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産価額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。

「適格投資家」	(a)以下の()から()に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 ()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、()ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体(慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く)、 ()適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに()上記()から()に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または (b)受託会社がファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「転換日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「転換通知書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる転換通知書をいう。
「投資運用会社」	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間の2009年7月29日に締結された投資運用契約をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるニッポン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「販売会社」または「日本における販売会社」	ファンドの日本における販売会社としての資格でのS M B C日興証券株式会社をいう。
「評価日」	各ファンド営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

「ファンド」	随時修正される、受託会社と管理会社との間の信託証書に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストの利回り債券 3 分法ファンドをいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の 2 分の 1 以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会において当該ファンドの受益証券口数の 2 分の 1 以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社」	インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーをいう。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された副投資運用契約をいう。
「分配期間」	前回の分配基準日の翌暦日から開始し、分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「分配基準日」	（ a ）毎月分配型受益証券については、各暦月の最終ファンド営業日、かつ （ b ）資産形成型受益証券については、2019 年 1 月 31 日から各暦年の 1 月の最終ファンド営業日 またはいずれの場合においても、ファンドまたは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「分配日」	各分配基準日の後 4 ファンド営業日目の日またはファンドまたは受益証券のいずれかのクラスに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「ヘッジあり受益証券」	円建ヘッジあり毎月分配型クラス A 受益証券、円建ヘッジあり毎月分配型クラス B 受益証券、円建ヘッジあり資産形成型クラス A 受益証券および円建ヘッジあり資産形成型クラス B 受益証券を総称していう。
「ヘッジなし受益証券」	円建ヘッジなし毎月分配型クラス A 受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラス B 受益証券、円建ヘッジなし資産形成型クラス A 受益証券および円建ヘッジなし資産形成型クラス B 受益証券を総称していう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格での S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	2025 年 12 月 4 日に受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された改正・再録保管契約をいい、適宜変更または補足される。

- 「毎月分配型受益証券」 円建ヘッジあり毎月分配型クラス A 受益証券、円建ヘッジあり毎月分配型クラス B 受益証券、円建ヘッジなし毎月分配型クラス A 受益証券、および円建ヘッジなし毎月分配型クラス B 受益証券を総称している。
- 「ユーロ」 1992年 2 月 7 日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

受託会社に対する独立監査人報告書

監査意見

我々は、2026年1月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）の個別のシリーズ・トラストである利回り債券3分法ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ファンドの2026年1月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績を、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則（以下「ルクセンブルグのGAAP」という。）に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の我々の監査に関連する倫理要件とともに、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規定」という。）に準拠してファンドから独立した立場にあり、これらの要件およびIESBA規定に準拠して他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、年次報告書に含まれるその他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書の3ページから11ページおよび46ページから53ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報を構成するが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

その他の事項

ファンドは、当財務書類を英語から日本語に翻訳することができる。我々は、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。当財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグのGAAPに準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー エルエルピー

2026年5月28日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Tri-Sector High Income Bond Fund (the “Series Trust”), a separate series trust of Nippon Offshore Funds (the “Trust”), which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at January 31, 2026, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at January 31, 2026, and the results of its operations for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds (“Lux GAAP”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information included in the annual report. The other information comprises the information included on pages 3 to 11 and pages 46 to 53 of the annual report, but does not include the financial statements and our auditors’ report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements from English to Japanese. We were not engaged to perform any procedures over the translations. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors’ report, the English version will prevail.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Lux GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

May 28, 2026

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年 4 月24日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 御 園 生 豪 洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

受託会社に対する独立監査人報告書

監査意見

我々は、2025年1月31日現在の投資有価証券明細表を含む純資産計算書、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報から成る注記で構成される、ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）の個別のシリーズ・トラストである利回り債券3分法ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、ファンドの2025年1月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績を、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則（以下「ルクセンブルグのGAAP」という。）に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、ケイマン諸島における財務書類の我々の監査に関連する倫理要件とともに、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規定」という。）に準拠してファンドから独立した立場にあり、これらの要件およびIESBA規定に準拠して他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、年次報告書に含まれるその他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書の3ページから10ページおよび45ページから51ページ（訳注：原文のページ）に含まれる情報を構成するが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグのGAAPに準拠して、当財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ケーピーエムジー エルエルピー

2025年5月30日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Tri-Sector High Income Bond Fund (the “Series Trust”), a separate series trust of Nippon Offshore Funds (the “Trust”), which comprise the statement of net assets, including the statement of investments as at January 31, 2025, the statements of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, compromising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at January 31, 2025, and the results of its operations for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds (“Lux. GAAP”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information included in the annual report. The other information comprises the information included on pages 3 to 10 and pages 45 to 51 of the annual report, but does not include the financial statements and our auditors’ report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Lux. GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

May 30, 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。